

平成28年第7回山江村議会12月定例会会期日程表

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開会時刻	摘 要
1	12月7日	水	本会議	議会議場	午前10時	・開 会 ・提案理由説明 ・選挙第1号の選挙
			休 会	議会委員会室	午後1時30分	・議 案 審 議
2	12月8日	木	本会議	議会議場	午前10時	・一 般 質 問
3	12月9日	金	本会議	議会議場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会 疑論決会

第 1 号

1 2 月 7 日 ( 水 )

## 平成28年第7回山江村議会12月定例会(第1号)

平成28年12月7日

午前10時00分開会

於 議 場

### 1. 議事

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  |         | 会議録署名議員の指名                                  |
| 日程第 2  |         | 会期の決定について                                   |
| 日程第 3  | 発議第 9号  | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書                    |
| 日程第 4  | 議案第 56号 | 公共工事請負変更契約の締結について                           |
| 日程第 5  | 議案第 57号 | 山江村農業委員会の委員及び山江村農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第 6  | 議案第 58号 | 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第 7  | 議案第 59号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 8  | 議案第 60号 | 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第 9  | 議案第 61号 | 平成28年度山江村一般会計補正予算(第4号)                      |
| 日程第 10 | 議案第 62号 | 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第3号)              |
| 日程第 11 | 議案第 63号 | 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)                |
| 日程第 12 | 議案第 64号 | 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第3号)              |
| 日程第 13 | 議案第 65号 | 平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第3号)                |
| 日程第 14 | 議案第 66号 | 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算(第2号)             |
| 日程第 15 | 議案第 67号 | 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算(第2号)             |
| 日程第 16 | 選挙第 1号  | 山江村選挙管理委員及び補充員の選挙について                       |
| 日程第 17 | 陳情第 2号  | 地域の事情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情                    |
| 日程第 18 |         | 議員派遣の件                                      |

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治君	教育長 藤本 誠一君
総務課長 豊永 知満君	税務課長 山口 明君
企画調整課長 北田 愛介君	産業振興課長 平山 辰也君
健康福祉課長 一二三 信幸君	建設課長 白川 俊博君
教育課長 蕨野 昭憲君	会計管理者 中山 久男君
農業委員会 事務局長 迫田 教文君	代表監査委員 木下 久人君

開会 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

平成28年第7回山江村議会定例会を招集する旨の告示により、その通知をいたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただき、厚くお礼申し上げます。

本定例会に提案されます議案につきましては、後刻、村執行部より説明があります。慎重にご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

それでは、11月4日の臨時議会以降の議会に関する諸般の報告をもってあいさつに代えさせていただきます。

諸般の報告につきましては、お手元に配付してございます主なものにつきましてをご報告いたします。

11月6日、山田大王神社秋季例大祭が山田大王神社で開催されまして、山田地区の議員5名が参加しております。

11月9日、第60回全国議長大会がNHKホールにおいて開催されました。そこで宣誓をいたしまして、その後決議をいたしました。まず決議の報告をいたしたいと思います、一つ、東日本大震災及び熊本地震からの復旧復興と大規模災害の対策の確立を期する、一つ、地方創生の推進を期する、一つ、分権型社会実現と道州制導入反対を期する、一つ、町村財政の強化を期する、一つ、議会の機能の強化を期する、一つ、農林水産振興対策の強化を期する、一つ、中小企業振興対策の強化を期する、一つ、環境保全対策推進に期する、一つ、情報化施策推進に期する、一つ、地域保全医療の向上及び医療保険制度の改善を期する、一つ、少子化対策推進及び社会福祉対策の強化を期する、一つ、教育文化の振興を期する、一つ、交通及び生活環境の整備促進を期する、一つ、消防体制の強化を期する、一つ、国土政策の推進を期する、一つ、基地対策の推進を期する、一つ、過疎・豪雪及び離島等の特定地域の振興を期する、以上の決議文を決議して、閉会いたしました。

11月11日、平成28年度山江村小中学校教育の情報化研究発表会が開催されまして、全議員が参加しております。

11月16日、自治体キャラバン行動要請が村としてありまして、私が対応しております。

11月20日、やまえ産業振興まつりが役場前特別ステージにおいて開催されまして、盛大なるうちに開催されました。

11月24日、和歌山県九度山町議会より、視察研修がありまして、中竹副議

長、西総務文教常任委員長が対応されております。

12月1日、熊本県庁織月会が熊本テルサでありまして、120名程度が参加されまして、山江村出身者が4名で私と村長が参加しております。

12月5日、ローソン山江栗モンブラン発売記者会見が、熊本県庁でありまして、大変盛大なのうちに終わっております。生産者の皆さんまたは村民の方々は、ぜひ試食していただき大変おいしいものでございますので、生産者として試食していただきたいと思っております。私も昨日から発売ということで、昨日午前11時頃ローソンの店舗に2店舗ほどまいりましたけれども、早急に売り切れでありまして、本日14時にまた販売するというものでございました。

以上をもって、報告を終わります。

以上申し上げまして、議長の開会のあいさつに代えさせていただきます。

次に、一部事務組合の議会が開催されておりますので、関係議員の報告を質問席からお願いいたします。

なお、お手元に資料が配付されております。

人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、森田俊介議員より報告をお願いします。

森田俊介議員。

3番（森田俊介君）おはようございます。

平成28年第4回人吉球磨広域行政組合定例会の報告を行います。

平成28年第4回人吉球磨広域行政組合定例議会が、11月25日午前10時から人吉球磨クリーンプラザ大会議室において開催されました。

日程第1、会議録署名の指名では13番高橋裕子、14番源嶋たまみ議員（多良木町）が指名されました。

日程第2、会期の決定については11月25日開会、11月26日から12月21日までを休会とし、12月22日までとすることに決定いたしました。

日程第3、行政報告があり、理事会代表理事から8月の平成28年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号から日程第6、認定第3号までの一般会計及び特別会計3件の平成27年度歳入歳出決算認定については、平成27年度決算特別委員会委員長、5番、井上光浩議員（人吉市）からの審議結果についての委員長報告があり、質疑、採決の結果、委員長報告のとおり、全員異議なく原案どおり認定することに決まりました。

日程第7、議案第17号、平成28年人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算第2号、日程第8、議案第18号、平成28年度人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏特別会計補正予算第3号、日程第9、議案第19号、平成28年度人

吉球磨広域行政組合特別養護老人ホーム特別会計補正予算第2号、日程第10、議案第20号、平成28年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担の総額の補正第1号、日程第11、議案第21号、人吉球磨広域行政組合個人情報保護条例の制定について、日程第12、議案第22号、人吉球磨広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、日程第13、議案第23号、人吉球磨広域行政組合非常勤職員の報酬及び費用の弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第24号、人吉球磨広域行政組合人吉球磨ふるさと市町村圏の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についての8議案を一括し、執行部の提案理由の説明後、日程第14、議案第24号を除く7議案について補足説明を受け日程を変更し、条例案件から先に議案ごとに質疑・採決を行い、議案第17号から議案第23号の7議案については、原案どおり可決し、一日目は散会となりました。

以上、平成28年第4回人吉球磨広域行政組合定例会の1日目の会議の結果について報告を終わります。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、10番、松本議員より報告をお願いいたします。松本佳久議員。

10番（松本佳久君） おはようございます。平成28年11月第2回人吉下球磨消防組合議会定例会がっておりますので、その結果を報告いたします。

日時は、平成28年11月22日でございます。場所は、人吉下球磨消防組合消防本部会議場。出席者は議員8名、執行部、管理者6名、知識経験監査委員1名、職員9名、事務局3名の27名であり、そのほか議会傍聴者が6名でありました。

議案第1号は、平成27年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定についてでありましたが、収入済額は、9億9,273万2,070円、支出済額は、9億7,804万2,613円であり、実質収支額は1,468万9,457円でありました。これは後ほど出てくる補正予算において繰越金として計上してあります。議案第1号は、原案どおり可決されました。

議案第2号は、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてでありましたが、原案どおり可決しております。

議案第3号は、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありました。これは人吉下球磨消防組合職員の給与につきましては、人吉市に準じた扱いを行うということになっており、人吉市が国の人事院勧告に基づく改定を行っており、同様の改正を行うことにしたものです。原案どおり

可決しております。

議案第4号は、平成28年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算第1号でありました。先ほど申しました平成27年度決算の実質収支額を繰越金として計上してあります。9款、繰越金の中に1,068万9,000円を増額しましたが、これは当初予算に400万円を計上しておりましたので、その差額分であります。

その後一般質問があり、私から消防職員の教育について質問をしております。これは火事出動が減少している中であって、実践的な消火訓練の状況等について質問し、中山消防長や内山慶治代表管理者から答弁をいただいたところです。実践的な消火訓練施設や耐火・耐熱訓練施設につきましては、県の消防学校の訓練施設の充実に要望することなどが答弁され、また訓練施設の整っている東京の消防大学校への派遣も今もやっておりますが、今後も引き続き進めるという答弁でありました。さらにベテラン職員の経験と技術を若手へ伝えるということでは、現在人吉下球磨消防署の職員は105名です。その平均年齢は34歳と若いということもあり、ベテラン職員の技術を若手へ伝えたいという答弁がありました。

最後のページに本年1月1日から10月31日までの災害出動の概要を添付しております。これによりますと火災の件数は17件で前年度比5件の減少であります。救急出動は2,366件で、前年度比プラス38件であります。これは7年連続の増加であります。右下のほうに円グラフがありますが、全災害種別割合では、火災の件数が約1%、救急の出動が約87%のようになっております。今年も残り少なくなってまいりましたが、村民の皆様にとって火災や事故のない毎日でありますことをお祈りして、消防議会報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） 以上で、一部事務組合議会の報告が終わりました。

それでは、村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

村長。

村長（内山慶治君） 皆様おはようございます。議長には発言の機会を与えていただき、ありがとうございます。

本日は、平成28年第7回議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様には全員出席をいただく中に開催できますことを、心から感謝を申し上げます。

それでは、まず前回の臨時議会後の村政の報告を申し上げます。

11日6日でございますが、川辺川の造成団地の営農改善組合の設立総会を行いました。川辺川造成団地における農地集積等々につきまして、今後、会の皆様方自ら進めていこうというものでございます。会長には秋丸議長が就任をされております。



それから11月7日でございますが、平成28年第2回の熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会が熊本市で行われ、議員として参加をしてまいりました。その中でですね、県内の後期高齢者の医療の状況についての資料が添付されておりました、もろもろ報告があったということでございますが、山江村の状況を見てみたところでありますけれども、後期高齢者のいわゆる75歳以上の医療健康診査の市町村別請求状況であります、山江村におきましては645人中265人がいわゆる受診をしておられるということでありまして、その受診率が43.16%でありました。熊本県全体の平均が13.62%でありますので、相当高い受診をしていただいているなということを改めて感じましたし、この受診率におきましては、県内で第2番目に良い数値でありました。と同時に、気になる医療費であります、一人当たりの医療費につきまして、山江村におきましては101万5,300円を使って、医療費にかかっているということでございます。これは県内の順位を見てみますとこれは悪いほうから24番目ですね。悪いほうから24番目でありましたので、45市町村ございますからちょうど真ん中ぐらいということであります。山江村元々医療費が高い高いと言われてきたわけでありましてけれども、この健康診査の受診率が高いということで、徐々に減っている状況にあるなあということを確認をさせてもらったということでございます。

それから11月10日におきましては、熊本学園大学におきまして講義を依頼されておりましたので、山江村の情報発信の状況、それからICTを活用した村づくりの状況、加えて現在では、教育ICTがエビデンスといわれる相当な成果を出しておりますので、その実践の紹介をしてきたところでございます。

明けて11月11日は、山江村内の小中学校の教育の情報研究発表会に私も参加させてもらっております。普通この手の発表会におきましては、大体7、80人来られれば成功というようなことでありますけれども、例年山江村が行いますこのICTの情報化の研究発表には今年も360名弱の参加者がありまして、全国各地からたくさんの方々が来られながら、山江村の教育ICTにおける教育のあり方を研修されているということであります。

それから11月13日でありまして、山江村におきまして防災訓練を行いました。11月13日でありまして、その災害の想定でありますけれども、前日まで大雨によりまして、地盤が相当脆弱しているという状況の中で午前8時に人吉盆地南縁断層でマグニチュード7.9の地震が発生し、山江村では震度6強を観測したということでございます。想定でございます。これに伴いまして、午前8時45分に火災により住宅が延焼したというような状況で消防団が出動いたしまして、また午前9時に、昼前から夕方にかけて1時間で60ミリ以上の非常に激しい雨が降

る恐れがあるということでありましたので、村内の土砂災害警戒区域に避難勧告を発令させていただいたというような訓練でございました。避難につきましては第3区の方々に避難をお願いしたところでありますけれども、3区住民52名の方々が改善センターのほうに避難をされて、その後もろもろの研修を聞いていただいたということでもあります。いずれにしましても初めてのことでありまして、いろんな課題もわかったということではありますが、連携も含めて村民の方々におきましてもですね、訓練のときはしっかり避難はするが、いざ本番のときになかなか避難されないというようなことも、実は東北の新地町では起きたということは前回報告したとおりであります。村民各位の皆様方におかれましては、ぜひその早め早めの避難指示等々を発令したいと思っておりますので、どうぞ今後とも、まず我が身を守るということからよろしくお願ひしたいと思っておりますのでございます。

それから11月15日から18日にかけて、東京におきまして各種大会が行われております。15日が全国の治水砂防大会、16日が全国町村長大会、17日が全国山村振興連盟の通常総会、同じく17日国保制度改善強化の全国大会、そして山江村では簡易水道の工事を行っているところでありますけれども、その関連で厚生労働省のほうに、簡易水道事業の要望活動も行わせてもらっております。

11月18日におきましては、簡易水道の整備促進の全国大会、並びに全国過疎地域自立促進連盟の定期総会に参加をしてきたということでもあります。象徴的な全国町村長大会であります。これにつきましては、後で少しだけ触れさせていただきたいと思ひます。

それから11月19日がですね、これは柳野公民館の改修工事を以前から行っておりましたけれども、その公民館が落成した、また地域で筆観音も整備をされたということでありました。従いましてその公民館の改修工事の落成式並びに筆観音の落成式に教育課長も一緒でありましたけれども、出向いております。

20日は議長から報告がありましたとおり、やまえ産業振興まつりでございます。議員の皆様方もたくさん参加いただきまして、感謝を申し上げたいと思ひます。

それから11月24日、議会のほうも教育ICTにおける研修を全国各地から議員の皆様やって来られるということでもありますけれども、和歌山県の九度山町議会が来庁されました。知人の議員が来られるということもありましたので、私も同席させてもらいながら、お迎えをしております。

11月28日でございますが、平成29年度の管内主軸事業要望として、球磨郡の町村長9名で東京のほうで各県選出関係の国会議員の方々、また事業関係省庁を回っております。私数えてみたんですが、球磨郡内における事業要望が106事業

ございました。そのうち山江村分も数えてみましたら、21の事業がありました。いわゆるこの21の村内関係の事業につきまして、平成29年度の予算化をお願いするという要望活動を行ったところでございます。それから11月30日であります。先ほど9月25日行いました栗まつりの実行委員会、2,3,000人のイベントかなあと思っておりましたら、5,000人を超える大盛況でありました。その反省会を行っております。課題等々もいろんな反省の意見も出たということでもあります。そういう意見をもとにまた来年に向けて大いに活力溢れるまつりとしてイベントとして実施していきたいというふうに考えているところであります。

それから12月1日は、区長と区長代理の合同会議を行わせていただきまして、現在の山江村における事業の進捗状況をご報告させてもらったところでございます。

それから12月4日であります。現在山江村では、山江村でもいいですか、各町村には多数の地域おこし協力隊が来ておりますが、その地域おこし協力隊の面接試験を行わせてもらっております。現在2名の募集に対して、2名の方が応募をされております。その山江村を見ていただくというのと同時に、そのお考えにつきまして面接を行ったところであります。

それから同じく4日ありますが、これは公務ではなくて政務であります。松村祥史氏が経済産業副大臣に就任されたということでございますので、その祝賀会に参加をいたしました。

それから12月5日ありますが、先ほど議長からのご報告ありましたとおり、ローソンとコラボで山江栗のモンブランをつくりまして、商品売り出すという計画をしております。去年は山江栗が台風の影響でほとんど取れなかったということでありましたので、渋皮煮の部分につきましては山江栗、ペーストにつきましては球磨栗として球磨栗のモンブランという名前で発売をされたところでありますけれども、今年は全て山江栗がペーストもそろったということでありますので、山江栗のモンブランとしてですね、商品が完成しております。その商品の発売の記者発表を行わせていただいた。県のほうも小野副知事、それから農林水産部からも出席をいただいておりますし、ローソンからも熊本の支店長以下参加いただきながら、またくまモンのほうも来ていただきまして、盛大に発表を行えたということであります。昨日から販売ということでした。議長からの報告がありまして、私もローソンのほうに行きまして、商品を求めたわけでありましたけれども、夕方6時過ぎだったと思いますが既に売り切れておりました。今日もまた2時から100個ほどしか入らないということでありますが、この数量はですね、3万8,000個を九州管内のローソンの2,000店舗弱の店舗で一斉に発売すると。去年は10日

足らずで売切れてしまったということではありますが、今年もその勢いで売れるんじゃないだろうかとも思っております。ぜひ山江のこの地でできた栗でつくった商品でありますので、栗生産者の方にはですね、ぜひお買い求めいただきまして、自分たちが作られた栗がしっかりモンブランとして変わっていくんだと味わっていただければ大変ありがたく思いますし、またそのことが栗生産者の方々の誇りにつながっていけばなあと期待をしているところでございます。それから昨日でありますけれども、国の交付金事業によりまして、学校給食の地産地消化を進めております、その地産地消化を進める中において、いろんな不都合があるというような声が私の耳に届いてきておりますので、その付近の関係者、特に関係の代表者の方々、村長室に来ていただきながら、調整をさせてもらった意見交換会をさせてもらったということでございます。

以上、諸般の報告を申し上げたところでありますけれども、一連の動きの中で若干申し上げますと、報告の中にもありましたとおり、この時期につきましては東京をはじめ各地への出張が多いという時期でございます。なぜかといいますと、現在も国会は延長をされながら審議が続いているということではありますが、その各種法案の審議とともにですね、山江村本村にとりましても大変重要な平成29年度の国の予算が決定する時期であります。皆様方も大変心配をいただいております社会保障の予算の動きにつきましては、国保介護等の福祉特別会計当初予算に大きな影響を及ぼしますし、何よりも村民の方々の保険料負担に影響を及ぼすということになります。そのような本村福祉の振興に伴う、国の全体的な予算の動き、ほか山江村が独自に進めております西川内の住宅建設、それから下の段の橋梁建設等の生活関連の建設工事の事業関係予算をはじめ、今農林業振興のための産業振興に伴う予算、それから教育ICTをはじめとする教育振興のための予算が、平成29年の予定通りまた上乘せしてですね、獲得できるかという攻防戦の時期でもあります。いわゆる平たく言いますと、国のお金をいかに本村に持ってくるかという決まる時期でもあろうかと思っております。その中で先般出席しました全国町村長大会の中で、全国の町村長会長であります藤原会長は、安倍内閣が最重要課題に掲げている1億総活躍社会の実現のためには、社会保障の充実、地方創生を一層推進していく必要がある。町村長は地方創生を日本創生につなげていくという強い覚悟を持って、全力にこの課題に取り組む。町村長の相互の連携を強固にして、困難な課題に積極果敢に取り組んでいこうというようなあいさつをされ参加者に訴えられました。いわゆる社会保障の予算の確保と地方創生に伴う全国的な動き、山江村でも60を超える事業を抱えておりますけれども、その予算をしっかりとつけてもらわないと大変なんだと。日本創生のためにはそういう予算の中で、お互いに声を上げてい

こうという確認でございます。その後安倍内閣総理大臣からはですね、我が国の未来は、町や村、地域が元気になって初めて開かれていくというようなあいさつもございました。そういう中において、我々町村のですね、どちらかというと味方である総務大臣でありますけれども、高市早苗総務大臣がそれを受けてこういう発言、あいさつをされました。先ほどの安倍総理のスピーチを聞いておりますと、財務大臣より総務大臣に味方をして、応援して下さるかなと期待をしました。何よりも我々ですね、皆様方のご支援、声をあげていただくことが重要でございますので、引き続きよろしくお願ひしたいというようなことでありまして、いかに総務省予算が地方交付税を含めて獲得できるかということがですね、今後の村の地方自治体の財政面に大きな影響を及ぼしてくるということをおっしゃっているんだということでございます。私も議会も議員の皆様方もそうでありますけれども、いずれにいたしましても、引き続き村民の方々の安心で安全な暮らしの実現のためにそして幸せづくりのために、全力で取り組んでまいりたいと考えております。村が進める諸施策へのご理解とご協力を今後とも改めてよろしくお願ひを申し上げます。

本日、村長提案の議案は、公共工事請負変更契約案件が1件、条例制定案件が4件、そして補正予算の議案が7件の計12件でございます。どうぞ慎重にご審議いただきまして、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げあいさついたします。大変お世話になります、ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） これで、村長の行政報告が終わりました。

-----

#### 開会宣言

議長（秋丸安弘君） ただいまから、平成28年第7回山江村議会定例会を開催いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（秋丸安弘君） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

山江村議会会議規則第124条の規定により、6番、谷口予志之議員、7番、秋丸光明議員を指名いたします。

-----

#### 日程第2 会期の決定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては、11月30日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程等が

協議されております。議会運営委員長の報告を求めます。

10番、松本佳久議員。

議会運営委員長（松本佳久君） おはようございます。

平成28年第7回山江村議会定例会につきまして、去る11月30日午後1時30分から議会運営委員会を開催し、本議会全般について協議し、日程を決定しております。決定しておりますことをご報告申し上げます。

会期につきましては、本日12月7日から9日までの3日間としております。本日、開会、提案理由の説明後、選挙第1号の選挙の表決を行い、午後から議案審議となっております。2日目、12月8日は一般質問で終了後散会としております。なお6名の議員から通告がなされておりますが、発言の順序はくじ引により決定しており、時間については、質問、答弁含めて60分となっております。3日目、12月9日に質疑・討論・表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

議長（秋丸安弘君） これで、議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第2、会期の決定については、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

-----  
日程第3 発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

議長（秋丸安弘君） 日程第3、発議第9号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題とし、提案者の説明を求めます。

4番、西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） それでは、発議第9号について説明をいたします。

平成28年12月7日、山江村議会議長、秋丸安弘様。提出者、山江村議会議員、西孝恒。賛成者、山江村議会議員、横谷巡議員。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を別案のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

提案の理由としましては、地方分権時代を迎えた今日、住民の代表機関である議会の果たすべく役割と責務は特に重要になってきました。このような中、議会に対する住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっております。こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応したものにすることが議員を志

す新たな人材確保につながると考えます。よって国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう国へ意見書を提出するものであります。よろしくご審議の上ご賛同賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明を終わります。

-----  
日程第4 議案第56号 公共工事請負変更契約の締結について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第4、議案第56号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第56号について、ご説明申し上げます。

公共工事請負変更契約の締結についてでございます。

次のとおり公共工事請負変更契約を締結するものとするというものでございます。平成28年12月7日、本日提出でございます。

記として、その変更内容を表にまとめてございます。

工事名が平成28年度山江村防災行政無線デジタル化工事でございます。

事業量につきましては、当初親局設備1局、遠隔制御設備1局、中継局設備1局、屋外子局設備が23局、戸別受信機1,300台としていたものを、親局設備1局、遠隔制御設備1局、中継局設備1局、屋外子局設備が24局、戸別受信機1,300台でありますから、屋外の子局設備を1局増やすということでございます。

契約の金額でございますが、当初2億7,054万円を変更後は変更分の433万7,079円を追加いたしまして、2億7,487万7,079円として契約をするものでございます。

契約の相手方でございます。熊本市中央区本荘6丁目17番21号、株式会社九電工、熊本支店、執行役員支店長、陶山和浩氏であります。

入札の方法につきましては、当初指名競争入札を実施しておりますが、今回の変更につきましては、入札率による変更契約を行わせていただくというものでございます。

提案理由でございますが、この工事請負変更契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を得る必要があるため、提案するものでございます。

先ほど屋外子局を寺山地区1台追加と言いましたけれども、寺山地区から村政の懇談会、座談会の中で要望がございました。また7区と13区からは現在のスピーカーが非常に聞こえにくいというような声が聞こえておりましたので、そのスピー

カーを攪拌型からもっと遠くに届くようなスピーカー、ストレート型に出力を上げたスピーカーを設置するというような変更内容でございます。

以上、説明申し上げます。

-----  
日程第5 議案第57号 山江村農業委員会の委員及び山江村農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、議案第57号、山江村農業委員会の委員及び山江村農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第57号についてご説明申し上げます。

山江村農業委員会の委員及び山江村農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてでございます。

山江村農業委員会の委員及び山江村農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますけれども、農業委員会等に関する法律、昭和26年法律第88条の改正に伴いまして、山江村農業委員会の委員及び山江村農地利用最適化推進委員定数条例を制定するとともに、山江村農業委員会選挙による委員定数条例を廃止する必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。

条例制定の目的であります。改正法及び関連政省令に基づきまして、新たな農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の新規制定をする必要がございます。そのために推進委員の報酬額や選挙制度の廃止などの既存条例の改廃をしようとするものでございます。一枚開けていただきますと、その条例がありますし、その次から別表の改正の内容が記したものを添付しているところであります。

附則といたしまして、この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

-----  
日程第6 議案第58号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、議案第58号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第58号についてご説明申し上げます。

山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。



山江村税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律平成28年法律第13号でございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令平成28年政令第133号。それから地方税法施行規則の一部を改正する省令平成28年省令第38号及び39号、それに所得税法等の一部を改正する法律平成28年法律第15号、外国人等の国際運輸業にかかる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令平成28年政令第226号、それが、それぞれ公布されたことに伴いまして、条例の一部と改正する必要があるために、提案をさせていただくというものでございます。

詳細につきましては、これはいわゆる上位法が改正されたということに伴います条例を改正するということでもあります。今回は、来年2月から始まる確定申告にかかるものとして、提案をさせてもらっております。

主なものとしては、所得税、住民税の修正申告等による延滞金最低基準の取り扱いが改定されたものでございます。税率等の変更はございません。従来どおりであります。

それから、字句の読み替えによる改正がっております。

次に、日本と台湾との租税にかかる取り決めによる税制改正がっております。その内容が主なものとして、一枚めくっていただきますと、山江村税条例の一部を改正する条例を改正させていただくというものでございます。後ろのほうには、新旧対照表も載せておるといっておりますが、この附則として、この法律につきましては、この条令につきましては、平成29年1月1日から施行するというものでございます。

-----  
日程第7 議案第59号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、議案第59号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第59号についてご説明申し上げます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村の国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、所得税法等の一部を改正する法律、平成28年法律第

15号、外国人等の国際運輸業にかかる所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令平成28年政令第226号が、それぞれ公布されたということに伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

その内容でございますが、これも地方税法及び所得税法、いわゆる上位法が改正されたということに伴います条例を改正でございます。

改正の目的といたしましては、平成27年11月26日に日本と台湾との間で租税条約に相当する枠組みを構築するために、交流窓口機構によりまして所得に関する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための公益財団法人交流協会とあとは関係協会との間に取り決めが締結されているということでございます。このためこの取引に基づきまして、平成28年度の税制改正の中で所得税法等の一部が改正されたということでございますので、併せましてこの条例の一部を改正させていただくというものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成29年1月1日から施行するというものでございます。次のページからその条例を添付させてもらっておりますし、最後のほうにつきましては、新旧対照表をご参照いただきたいと思います。

以上、説明いたします。

-----  
日程第8 議案第60号 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、議案第60号、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第60号についてご説明申し上げます。

山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

山江村の手数料徴収条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律、平成28年法律第73号でございますが、の施行に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるために、提案させていただくというものでございます。

内容につきましては、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律ということでございますけれども、これは国外に置きまして、テロ等の犯罪被害者に遭われ、またなくなられた、また後遺症が残ったというような方々に対しまして、市町村長は公安委員会または国外犯罪被害弔慰金等の新旧を受けようとするものに対して、その

国外犯罪被害者またはその遺族の戸籍を請求されるということでもありますので、その戸籍につきましては無料で照明を行うことができるというものでございます。従いまして、その国外犯罪被害者また遺族の方々が戸籍を請求する場合、無料ということでもありますので山江村手数料徴収条例の一部を改正する必要があるということでございます。一枚開けていただきますと、その条例がございます。最後のページ新旧対照表が添付してありますので、ご参照いただければと思います。

以上説明いたします。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時間を11時5分といたします。

-----  
休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

-----  
日程第9 議案第61号 平成28年度山江村一般会計補正予算（第4号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第9、議案第61号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第4号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第61号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村一般会計補正予算（第4号）でございます。

平成28年度山江村の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,010万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,508万1,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

地方債の補正でございます。第2条、地方債の補正は、「第2表 地方債の補正」によるものでございます。

平成28年12月7日提出、山江村長、内山慶治でございます。

内容につきましては、総務課長より説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、議案第61号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

補正前の額に歳入歳出それぞれ3,010万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を36億8,508万1,000円とするものでございますが、補正の主なものについてご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。11、分担金及び負担金275万6,000円の減額は、軽減措置に伴う保育料の減によるものでございます。13、国庫支出金2,375万9,000円の追加は、児童福祉費負担金、社会資本整備総合交付金の追加交付が主なものでございます。14、県支出金189万8,000円の追加は、児童福祉費負担金が主なものでございます。15、財産収入276万4,000円につきましては、タイヤショベル売払収入。17、繰入金455万円の追加は、土地開発基金の繰り入れ。19、諸収入708万9,000円は災害見舞金が主なものでございます。20、村債720万円を減額するものでございます。

2ページをお願いします。2、総務費323万6,000円の追加は、ケーブルテレビ特別会計の繰出金。丸岡会の参加助成金が主なものです。3、民生費433万6,000円の追加は、障害児福祉サービス費、4、衛生費2,613万5,000円の追加は国保会計の繰出金が主なものでございます。5、農林水産業費3,341万6,000円の追加は、公有林造成費、7、土木費3,823万円の追加は、社会資本整備事業、9、教育費358万円の追加につきましては、学校歴史民俗資料館の管理費用が主なものでございます。12、予備費を7,936万4,000円減額するものでございます。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正です。道路新設改良事業の限度額1億1,560万円を1億1,070万円に、公営住宅建設事業の限度額7,530万円を7,300万円に変更するものでございます。起債の方法、利率償還の方法は補正前と同じでございます。

以上で、説明を終わります。

- - - - -

日程第10 議案第62号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第10、議案第62号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第62号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）は次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,038万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成28年12月7日提出、山江村長、内山慶治でございます。

内容につきましては、健康福祉課長より説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第62号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について説明いたします。

補正前の額に2,000万円を追加し、歳入歳出それぞれ6億1,038万6,000円とするものであります。

1ページをお願いいたします。歳入でございます。繰入金であります。一般被保険者療養給付費並びに高額療養費の増加に伴います一般会計からの繰入金2,000万円を増額するものであります。

2ページをお願いいたします。歳出でございます。1、総務費でございますが、新共同電算委託料保険者データヘルス支援システム開発にかかる国保連合会の負担金等10万7,000円を増額するものであります。2の保険給付費であります。一般被保険者療養給付費を1,031万円、それから一般被保険者高額療養費補助を690万円増額するものであります。8、保健事業費につきましては、非常勤職員社会保険料の不足分5,000円増額するものであります。11、諸支出金であります。調整交付金の返還に伴います償還金を9万円増額するものでございます。12の予備費につきましては、20万2,000円を減額するものであります。

以上でございます。

-----  
日程第11 議案第63号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算  
（第3号）

議長（秋丸安弘君） 日程第11、議案第63号、平成28年度山江村特別会計簡易

水道事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第63号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）は次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,747万4,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。地方債の補正をしております。第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債の補正」によるものでございます。平成28年12月7日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明申し上げます。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議案第63号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、国庫補助金補正前の額に補正額356万円を追加するものでありまして、椎谷地区への排水管敷設工事にかかる国庫補助金の追加配分でございます。村債、国庫補助金の計上に伴いまして、地方債を350万円を減額するものでございます。歳入合計、補正前の額に6万円を追加し、1億7,747万4,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳出、総務管理費、人件費にかかる2万5,000円の追加でございます。簡易水道施設整備費は財源組み替えによるもので、予備費3万5,000円を追加するものです。歳出合計、補正前の額に6万円を追加し、1億7,747万4,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。地方債の補正、第2表。変更でございます。簡易水道事業でございまして、補正全の額の限度額1,480万円を補正後の限度額1,130万円とするものでございます。起債の方法等の内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

- - - - -

日程第12 議案第64号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）

議長（秋丸安弘君） 日程第12、議案第64号、平成28年度山江村特別会計農業

集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第64号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成28年12月7日提出でございます。

内容につきましては、建設課長より説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議案第64号について説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入合計既定の額1億4,924万3,000円でございます。

2ページをご覧ください。歳出、総務管理費、消費税確定に伴う中間納付額など52万円の追加でございます。農業集落排水施設管理費、光熱費等5万円を追加しまして、予備費57万円を減額するものでございます。歳出合計、既定の額1億4,924万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。

- - - - -

日程第13 議案第65号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

議長（秋丸安弘君） 日程第13、議案第65号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第65号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成28年12月7日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第65号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ既定の額の4億8,324万2,000円とするものであります。

1ページ目をお開きください。歳入ですけれども補正がありませんので、既定の額の4億8,324万2,000円とするものであります。

2ページをお願いいたします。歳出でございますが、1、総務費につきましては、平成29年度に第7期の介護保険事業計画を策定することとしております。それに先行しまして、二次調査を実施するため、印刷製本費等の経費として総務管理費を27万6,000円増額しております。それから平成28年度の球磨郡認定審査会の負担金の額が確定しましたので、項3の介護認定審査会費を10万3,000円減額するものであります。4の地域支援事業費であります平成29年度から実施します介護・予防・日常生活支援総合事業に向けたシステムの改修委託料としまして、75万6,000円を増額するものであります。8、予備費につきましては、92万9,000円を減額するものであります。

以上でございます。

-----  
日程第14 議案第66号 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 日程第14、議案第66号、平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第66号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ



れ3,316万3,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成28年12月7日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、議案第66号、平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。補正前の額に2万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,316万3,000円とするものであります。

1ページをお願いいたします。歳入でございます。3、繰入金であります。保険基盤安定負担金算定額の確定に伴います一般会計からの繰入金2万3,000円を追加するものでございます。

2ページをお願いいたします。保険基盤安定負担金算定額の確定に伴いまして、2の後期高齢者医療広域連合納付金を2万4,000円追加し、予備費を1,000円減額するものでございます。

以上であります。

-----  
日程第15 議案第67号 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 日程第15、議案第67号、平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 議案第67号についてご説明申し上げます。

平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）でございます。

平成28年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,625万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。平成28年12月7日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 議案第67号について説明を申し上げます。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。3、繰入金、補正前の額に100万円を追加いたしまして、1,300万円とするものでございます。

2ページをお開きください。歳出でございます。1、総務費、1、総務管理費、補正額の前に1万2,000円を追加するものでございまして、使用料にかかる消費税でございます。2、ケーブルテレビ事業費、1、ケーブルテレビ事業費、補正前の額に247万円を追加するものでございまして、センター施設設備等の機器整備委託料と公営住宅建設に伴います引き込み工事に要する工事請負費等でございます。4、予備費、補正前の額から148万2,000円を減額するものでございます。以上しめまして、歳入歳出それぞれ100万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,625万6,000円とするものでございます。

以上でございます。

-----  
日程第16 選挙第1号 山江村選挙管理委員及び補充員の選挙について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第16、選挙第1号、山江村選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題とし、選挙を行います。

この選挙は、平成28年12月22日をもって、山江村選挙管理委員及び補助員の任期が満了となるため地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、山江村選挙管理委員及び補充員を選挙するものであります。地方自治法第82条第1項及び第2項を朗読します。

第182条第1項、選挙管理委員は選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、地方公共団体の議会をにおいてこれを選挙する。

第2項、議会は前項の規定による選挙を行う場合において、同時に同項の規定する者のうちから、委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員が全てなくなるときは、また同様とする。以下は省略してまいります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。この指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。山江村選挙管理委員には、山江村大字万江丙71番地、谷川安照氏。山江村大字山田丁2290番地、城子サダ子氏。山江村山田甲1591番地、豊永睦夫氏。山江村大字山田乙710番地、前村和夫氏。以上の方を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました選挙管理委員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、ただいま指名いたしました谷川安照氏、城子サダ子氏、豊永睦夫氏、前村和夫氏、以上の方は、山江村選挙管理委員に当選されました。

次に、山江村選挙管理委員補充員には、第1順位、山江村大字万江甲979番地、中村直人氏。第2順位、山江村大字山田戊172番地、山北やちよ氏。第3順位、山江村大字山田甲1918番地、谷川正一郎氏。第4順位、山江村大字山田乙2521番地の2、前田勝則氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。ただいま指名いたしました第1順位中村直人氏、第2順位山北やちよ氏、第3順位谷川正一郎氏、第4順位前田勝則氏、以上の方が順位のとおりに、選挙管理委員補充員に当選されました。

- - - - -

日程第17 陳情第2号 地域の事情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第17、陳情第2号、地域の事情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情を議題といたします。お手元に配付してあります陳情の写しのとおり、熊本県社会保障推進協議会会長鳥飼香代子様より、地域の事情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情であります。

お諮りいたします。ただいま議題になっております陳情第2号については、産業厚生常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。よって、日程第17、陳情第2号、地域の事情に応じた医療提供体制の確保を求める陳情については、産業厚生常任委員会へ審査を付託することに決定いたしました。またそのほか山江村議会に寄せられました要望書等は、熊本県社会保障推進協議会会長鳥飼香代子様から、介護保険制度の見直しと、介護従事者の勤務環境改善及び処遇改善の実現を求める陳情書、第2、安全・安心の医療介護実現と夜勤交替労働の改善を求める陳情、第3、国民健康保険改善に向けた陳情、この3件でございます。次に、熊本県教職員組合山江村単教書記長、寺山秀一様より教職員にも適用される労働関係法令の遵守と長時間労働の解消を求める要望書が届いております。以上の4件については、それぞれ議員各位に資料配付することにしました。各議員で内容を研究されて必要なものについては、後日、議員提案等にされますようお願い申し上げます。

- - - - -

#### 日程第18 議員派遣の件

議長（秋丸安弘君） 日程第18、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項の規定により、議員を派遣しようとするときは、本議会の決議が必要となります。会議規則第126条の規定により配付しております議案のとおり議員を派遣するものでございます。

以上で本日の日程は終了いたしました。

よって、本日はこれにて散会いたします。

- - - - -

散会 午前11時35分

第 2 号

1 2 月 8 日 ( 木 )

平成28年第7回山江村議会12月定例会(第2号)

平成28年12月8日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	内山 慶治君	教 育 長	藤本 誠一君
総務課長	豊永 知満君	税務課長	山口 明君
企画調整課長	北田 愛介君	産業振興課長	平山 辰也君
健康福祉課長	一二三 信幸君	建設課長	白川 俊博君
教育課長	蕨野 昭憲君	会計管理者	中山 久男君
農業委員会 事務局長	迫田 教文君		

開議 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

日程第1 一般質問

議長（秋丸安弘君） 本日は一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、6名の議員から一般質問の通告がなされております。

通告順に従いまして、一般質問を許します。

なお、会議規則第55条第1項の規定の発言時間は、質問・答弁を合わせて60分といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに5番、立道徹議員より、一つ、河川浚渫事業について、一つ、尾寄崎キャンプ場の老朽化対策について、一つ、補助金返還について、一つ、相良三十三観音第十二番札所（合戦峰観音）の駐車場整備についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。5番、立道徹議員。

立道 徹君の一般質問

5番（立道 徹君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、5番議員立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨今の異常気象により、豪雨が発生し山田、万江川が氾濫し、水害が想定されます。両河川にはですね、現在のところ土砂が堆積し、大変危険な箇所があります。河川の浚渫事業について現状と今後の対策を伺います。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の異常気象による豪雨で想定される土砂堆積による危険箇所の現状ということで、まず現状ということでございますけれども、近年の大雨によります異常気象は、道路や河川を災害に巻き込んだり、さらに危険箇所として被害を及ぼす地域となる箇所が多く見られるようになってきました。特に河川に堆積する土砂は毎年のように災害河川の要因の一つになっているところでございます。

危険箇所の今後の対策ということですが、河川整備につきましては、管理をしている熊本県が事業主体となって整備を進めているところでございます。議員

申されましたように、万江川、山田川河川においても、日常の管理はもちろん見回り等も行いながら維持管理を行っているところでございます。対策としましては、土砂除去につきましては毎年のように河川掘削の要望を行っておりまして、昨年度は、山田川の井出の口地区の掘削工事が行われたところでございます。県は毎年実施につきましては、人吉球磨管内の河川の状況を確認しておりまして、危険性の高い箇所の状況を踏まえ、優先順位をつけて実施したいとしているところでございます。本村においては、先日振興局と打ち合わせをしましたがけれども、県としては管内の各市町村1カ所程度を整備する計画でございます。先ほども申しましたがけれども、打ち合わせの中で、県は万江川と山田川それぞれ1カ所を整備するという方向で回答をいただいているところでございます。なかなか地域の意見どおり要望どおり整備がされないのが現状でございます。河川掘削につきましては、引き続き整備と併せて災害予防対策としての要望活動を行ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 今後もですね、要望を行っていただきたいと思います。これは先般、昨年12月ですけど、その堆積土を捨てる土捨場ですね、の件で質問しておりますけど、村長の答弁ではですね、その土捨場は全く心当たりがないわけではないので、その地権者の方々の同意が必要だと。だからその方々と協議をしてみたいと思っていると言われました。現在どのくらいその地権者の方と進捗されている状況をですね、お尋ねいたしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） それでは、お答えいたします。前回は議員の皆さん方と一緒に緒方県会議員も含めまして、万江川の浚渫といいますか土砂の堆積状況を視察に私も同行させていただいたということでございます。その際、県のほうが言われましたのが、土捨場さえあれば県のほうは協力しますと言いますか、一生懸命やりますというような答えでありましたので、その土捨場をしっかりと確保するという点について急がなくちゃいけないというようなことを議事録にも載っているかと思いますが、そういうことを申したと思います。その後の状況でありますけれども、現在球磨川それと川辺川の河川整備計画、いわゆる河川掘削並びに引堤等々ですね、土砂が相当数出ているという状況の中、工事主体者であります国土交通省は今まで八代のほうにまた芦北町のほうに、その土砂を捨て場として運んでいたようでありまして、ここにきましてですね、球磨郡内のある町村の土捨場に仮置きをしているという状況であります。仮置きといいますのは、いわゆるその土地自体が林地でありますので、その林地開発の許可を取らなくちゃいけないというよう



あります。聞くところによりますと、現在、林地開発の許可をその捨て場については申請中、従いましてその林地開発の許可がおりた時点で、100万から150万立米相当数の土捨て場が確保できるというようなことでありますから、逆に言いますと山江のみならずですね、人吉球磨全体でその土捨て場を活用していくというほうが、もちろん国交省も現在八代に運ぶよりも球磨郡内に捨てたほうが費用的には全然安くつくわけでもありますし、また各市町村でいろんな大雨による災害が出て、その土砂をどう処理するか、土捨て場をどう処理するかということに大変困っている状況でありますから、その林地開発が許可がおりた時点ですでね、私としては球磨郡、市内の市町村の各市町村長に共通の土捨て場としてやっていくようなことができないか、これは国も県も市町村もでありますけれども、というような呼び掛けをするほうが一番早道かなと思っているところでございます。山江村内にその土捨て場を確保するというだけでも考えていないわけではありません。ただし、もろもろのその土地の購入が必要かどうか、また大雨が降ったときです、その終末の処理の問題あたりも出てきますので、先般丸岡公園に運動場を整備しました折には、下のほうに小さい砂が流れていって、池が濁るんだというような苦情も届き、調整池を役場のほうで工事したというようなこともあります。従いまして、そういうことも含めて、将来的には山江村内で土捨て場を確保することになりますと、総合的に考えなくちゃいけないということでありましようけれども、喫緊の問題として、その土捨て場の確保についてはですねその球磨郡にある何百といいますが100万か150万ぐらい入るということでありますけれども、その土捨て場を活用するほうが早道だろうというふうに考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 県のほうもですね、先ほど村長が言われましたとおり大きな土捨て場があればですね、そっちにのほうに前回も言いましたけど、県のほうが発注してその土捨て場に土砂を持ってきて、そういう県が建設業界に発注してそういう土捨て場もできないことはないということで、この山江村にも結構葦原地区ですかね、あの一体も遊んでる土地があると思えますけど、その辺は県とか地権者とか協議なんかは今後はされませんか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 先ほどお答えしましたように、数名の地権者にはですねあたっております。ただ跡地の活用また終末の問題等々もありますから、その問い合わせはしておるということでありますが、逆に言うとどこからどこの土地を埋め立てた後の活用をどうするんだ、そしてその全体的な設計がまだ済んでいないということでもあります。そのことについても、先ほど申しましたとおり、早急の課題というこ

とであれば、その現在先ほど言いました土捨場のほうを活用したほうが、より有効だというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） それではですね、広域で考えるということで、一日も早くですね、各町村の首長に林地開発の、申請はされてるんですね。はい、進められるようよろしくお願いします。

次の質問に入りたいと思います。これはですね、議会でも現地視察、調査しましたけれど。山田の尾寄崎キャンプ場の老朽化に対する対策についてですけど、当施設はですね、老朽化が激しく利用ができない状況にあります。現在の施設の状況そして今後ですね、施設の改修をされるか廃止、その辺の方向性についてお伺いいたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） ただいまご質問の尾寄崎キャンプ場でございます。この施設は山田小学校尾寄崎分校の跡地の有効な活用が望まれておりましたことから、宿泊施設キャンプ場を整備して地域の拠点とし、就業の場を確保する目的で平成2年度の第3期山村振興農林漁業対策事業により、施設の整備が行われておりました。平成3年3月に竣工いたしております。

施設は、宿泊施設、共同調理場、シャワー室、トイレ、更衣室などを備えておりました。開設当初は同様の施設が少なく、最盛期には年間600人ほどの利用がございました。その後周辺に新しい施設が整備されたことから、利用者が徐々に少なくなっておりました。地元におきましてはヤマメ釣り大会などを開催しながら、何とか利用者を増やそうというふうに努力しておられました。しかし近年は先ほど申されましたように施設の老朽化とともに利用者が減少しております。昨年は271名の方が利用されております。本年度につきましては、11月末までに176人が利用されているような状況でございます。

施設につきましては、飲み水が一番の問題でございまして、現在山水を利用しておられますけれども、水源まで数キロあるということで大雨などの後に管理に非常に苦労されているような状況でございます。また、そのようなことから水質も悪化している状況でございます。施設のほうには温水器もございましてけれども、故障しているということで、夏場の使用ということで水によるシャワーということしか使用できない状況になっております。また室内におきましては、裏山のほうから湧水があり湿気があることから、床の一部がですね腐食しているような状態でございます。使用は可能ですけれども、大規模な改修が必要な状況になっておる状態でございます。

それから、今後の改修と廃止を含めた対策ということでございますけれども、この施設につきましては、私どもも以前から調査を行っておりまして、施設のほうは屋根の修理、外壁の塗装、ボイラーの取り替え、内部の改装などが必要でございます。それとまた良質な飲み水の確保ということで、井戸を掘る必要があるだろうというふうに思っております。管理者の方が、数年前に井戸を掘るということで見積りをとられたところ、100万円以上かかるというふうなことでございました。現在の施設はかなり大規模な施設でございます。地区の集会施設や避難所というふうな役割も兼ねた小さな施設に改修することも検討はいたしております。しかし、多額の財源が必要ということから、補助事業等をですね活用した事業でないと、改修は不可能じゃないかなというふうには一応考えております。

また施設管理につきましても、今一人の方で管理をされておられて、この管理される方と協議をいたしておりますけれども、別に仕事をお持ちでしてなかなか隔々まで手が行き届かないというふうな現状のようでございます。

今後存続するか、廃止するか、改修を行うかですね、地元の管理される方々とよく協議をしながら方向性を出していきたいというふうに現在思っているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 先ほど課長のほうが、補助事業が何かないかということで、何かありますか。補助事業的には。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 各省庁ですね、さまざまな補助事業がございます。これはもともと農林漁業関係の補助事業を活用しております。最近はこのような事業はございまして、地方創生の交付金等はですね、拠点整備事業というのがございます。あとは観光の切り口から行きますと、観光庁の補助事業ですね。こういったものが合致するかというのは、今研究中でございます。もう一つ過疎債を活用した過疎事業ですね、こういうものによって対応できるんじゃないかなというふうには考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 管理者の方もですね、やっぱり自分の仕事を持っているということで大変な状況であるとはわかっておりますけど、方向性をですね、はっきり改修か廃止か早急にやるべきではないかと思っております。

3点目の質問に入りたいと思います。今回の補正予算に計上されております補助

金返還についてですが、まずは返還の具体的な内容をですね、伺いたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 今回の補助金の返還についてと、具体的な内容についてということでございます。これは造林事業に対します補助金の返還ということでございまして、具体的な内容につきましては、平成23年度と平成26年度及び平成27年度の造林事業の下刈り、間伐、人工造林及び付帯施設設備の六つの作業の種類におきまして、委託に対します当初設計の段階では机上での数量把握によりまして、業務委託契約を行い、そして行った後事業を施工しておりましたけれども、いずれも施工後に測量が行われておりませんで、実際の事業量が適正に把握はされていなかったということでございます。本来ならば、ここで事業量の変更がありますと変更契約で対応するところでございますけれども、実際の数量によりまして変更契約がなされておりませんでした。また測量等によりまして正確な事業量を把握できていないまま、机上の設計によりまして数量をベースに補助金の申請を行っていたということでありまして。今年度の下刈りの県の確認検査によりまして、数量の相違が確認されましたので、過去の事業に対しましても調査が入りまして、その結果過去の事業に対して補助金申請の数量と実際の数量の相違が判明したということでございます。今回の補助金の返還が、それによりまして今回返還が生じたということでありまして。これにつきましては、組織内での情報共有の不足また現地施工に合わせた変更設計がなされず、発注時の机上での値を補助金申請に使用したことが主な原因でございます。

変更します補助金額としましては、先ほど申しました六つの作業の種類で、国と県合計しますと271万5,920円でございます。今後につきましては、事業の実施前後及び進捗状況につきまして、十分に調査し確認するべきだと認識をいたしております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 材料関係もですね、多分たくさん余ったりとか何かしたと思うんですけど、その辺は、施工された業者から行政のほうには出来高不足っていうかその辺はなかったんですかね。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 出来高不足の報告ということですが、お互い発注元と委託先のその当時の担当者に対して、口頭でのその報告はあったというふうには聞いておりますけれども、書類で残っておりませんので、何とも言えないと。材

料としましては、確認済みでちゃんと保管はしております。村の所有として保管をしております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 今、土木関係の仕事でもですね、協議簿というかそういうののやり取りで、文書に残すというのが常識でございます。その辺も今回はなかったようにお見受けしますけど。次に2点目が、工事発注から施工されて、竣工検査、そして次は県の確認検査、この流れについてお伺いしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 施工の発注からの流れということでございます。発注に対しましては、施工伺を行います。その後見積入札によりまして、業務委託契約を締結いたしまして事業の着手ということでございます。事業着手後は、事業量等の変更が生じましたら変更設計を行います。事業が完了しましたら、完了届が提出されます。それに伴いまして、村の完了検査を行いまして県への補助金申請というふうになります。その後県により補助金の申請を受けまして、県から確認検査が行われるというふうな流れでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 内容はシカネットとか何かそういうものですから、実際現場では多分課長が立ち会いされると思うんですけど、実際現地でテープで測るとかその辺はなかったわけですね。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 村の竣工検査の内容ということであります。検査員は課長がします。それも委託先から出来高が上がってきた後、現地及び書類の検査を行います。今回の事業に対しましては、課長自ら現地調査を行った箇所とそして担当者が現地の確認の検査を行いまして、その検査内容をもとに書類及び写真等により検査を行った箇所があります。いずれにしましても今回の事態は検査員と担当者の情報の共有が不十分であったというふうに認識をいたしております。二度とこのような事務的ミスがないようにですね、今後注意していきたいというふうに思っております。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） これは県の確認検査も一応ですね、終了して、県の確認検査でこういうことがわかったと思うんですけど。県のほうは、その全然ペナルティはないわけですね。どうですか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 最終的な対策については、私のほうから最後にですねお答えし

たいと思いますけれども、もちろん発注者があり、受注者があり、発注者が竣工検査を行いまして竣工検査として認めたということをもとに、国・県に補助金をもらうわけですから、その折において県は確認をします。本当に工事が行われていたかどうか。それが平成23年度から平成27年度までですね。その付近も見過ごしたということでもありますので、もちろん県の責任も当然発生することになるということでもあります。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 3点目のですね、今後の対策、検討及び責任についてでございますけど、この点についてよろしくをお願いします。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 今後の対策と検討ということでございます。今後の対策としましては、施工伺の前にですね、設計書等に付きまして適正な事業実施が可能でありますか県とまずは協議を行いたいと思います。また事業を進める中で、事業等が適正に遂行されているか、進捗状況を頻繁に確認を行います。そして、協議事項は必ず書面にて行ってきたいと思います。事業完了後は、実施された作業に対しまして、数量を正確に把握するため、施工地の測量を行うとともに、当初の施工契約内容と照合しまして、必要な場合は速やかに変更契約手続をとりまして、適正な事業の算出に務めてまいりたいというふうに思っております。事業完了後における村の検査としましては、職員は必ず2名以上で施工地の検査を行うということでもあります。その中で疑義がある場合は県へ協議することといたしております。以上が今後の対策ということでもあります。

今回の責任についてということでもありますけれども、どの関係機関の責任とは一概には言えないところではありますけれども、関係機関及び担当部局のいずれにおきましても、連携・連絡体制を強化しまして、今回の事態を速やかに解決しますとともに、二度とこのような事務的なミスが起きないように、心を引き締めて仕事に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 私のほうからも補足して、この概要についてまた今後の対策について述べさせてもらいたいと、答弁させてもらいたいと思います。先ほど言いましたとおり、この事業はですね森林整備事業でございました。いわゆる先ほど課長答えましたとおり、平成23年度から平成27年度にわたりまして、造林事業であります下刈り、それから間伐、人工造林、及び付帯施設整備の六つの作業種においてですね、発注者として山江村が発注しまして、受注者として森林組合が受けたと

いうことであります。ただその成果の内容が、この補助金返還は発注した受注量をですね、受注量の量に満たなかったということです。従いまして、その過重な補助金を森林組合に流していたということです。このことは建設工事に置きかえるとですね、よくわかりだと思えますけれども、いわゆる建設工事を村が指名して発注してその発注した内容・設計によって、その受注者は工事をするわけです。当然、発注者側としては工事監督員を置きます。で、受注者側としては現場代理人を置きます。従いまして、この工事の進捗、その内容、増えた逆に減ったもあるんですね。増えたり減ったりします、工事のその出来高は。それに伴いまして、その折々に先ほど議員のほうもおっしゃいました工事の協議簿を作って、実はこの部分は出来高はこうなんですよと、多すぎるんですよ、ただこの部分が足りないんですよというようなことを協議簿をおいて協議しながら、契約金額中でできる流用ならその中でやってしまうということでもありますけれども、その範疇を超えるということであれば、当然変更契約を結ばなくちゃいけないというようなことになりましたけれども、それが一切なされてなかったということでございます。責任の所在を問うということではありますが、もちろん発注者であります役場、受注者であります森林組合、県のほうの確認検査もしっかりなされてなかったというような、三者三様の責任があるかと思えますけれども、ただ今回の場合は、たとえ会計検査が入って、山江の工事がその事業量に満たなかったから、山江村が補助金を返還しますということではなくてですね、その受注者先である森林組合からお返ししますと、仕事をしていない分はですね。についての予算を受け入れて、またその分先ほど言われました現品がある部分は差し引いて、山江村としてですねお返しするというようなことであります。ただ非常に考えますと、本当に監督員としてのしっかりとした事務をなされていたのかというと、長年にわたりそれがルーズであったというふうに考えるところでありますので、今後先ほど課長が言いましたとおりですね、しっかりとしたそういう体制を事務的な処理の仕方も含めて指導していきたいと思っているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 村長からも言いましたとおりですね、「ハウ・レン・ソウ」と言いますが、報告・連絡・相談、その辺が欠けていたと思っております。普通の一般民間の会社だったら、即刻責任を取ってですね、クビというかそういうこともあるんですけど、そのそういう処分とか何か処罰なんかはもう考えておられないんですね、担当職員、職員とか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 責任の取り方云々でありますけれども、事務的なことの不処理

でこういう事態が発生したということでございます。ただその村民の方に対してはですね、今のところ全額返還でありますから、税金についての不利益を与えたということではないということでもあります。逆にいうと発注者としてですね、受注者がそういう処理をしたら、本当は受注者に対してその指名停止あたりの処分もするわけでありますけれども、その件は置いて内部の処分の仕方につきましては、逆にいろんな全国の事例がありますので、その事例に基づきながら考えるということになりましようけども、そういうことになるということであればですね、懲罰委員会がありますので、その懲罰委員会において適正なる処置をしていくというようなことになろうかと思えます。ある一部事務組合で懲戒免職の処分をしたら、それがやり過ぎだということで、公平委員会のほうに訴えられました。その方は訴えられたということではありますが、その処分が重すぎたということでですね、復職させられました。だからそういうことを考えますと、やはり全国的なその処分のあり方というものがあるようでありましようから、しっかりその付近の状況を調べながら、必要とあれば処分をしていきたい。当然私の責任があるということであればですね、私もしっかり自らを律したいというふうに考えているところであります。

議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） 今後、土木に関してもですけどですね、ないように行政のほうも監督、そしてまた書面における協議をお願いいたしたいと思えます。

続きまして、最後の質問になりますけれど、11月の臨時議会で承認されました相良三十三観音第十二番札所（合戦峰観音）の駐車場整備についてでございます。これは議会のほうもですね、総務文教委員会のほうで要望書が上がってききましたので検討されたと思えます。特にこの場所はですね、委員会のほうでは適切ではないということで、再度検討してくださいとの回答ではあったんですけども、一応承認されたということで2点ほどありますけど、1点目はですね、この駐車場整備について合戦ノ峰地区の皆さんがですね、皆さん上げての要望なのかお伺いしたいと思えます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 合戦ノ峰地区の駐車場整備につきましては、ただいま議員申されましたように、昨年11月に議会に対しまして要望書が提出されております。またその昨年12月の定例議会において、当時は総務常任委員会だったと思えますけれども、に付託されて継続審査となり、平成28年3月9日の定例議会に委員会報告が行われまして、採択されておるところでございます。この要望書につきましては、区長及び区長代理者名で提出されておりますことから、私どもとしては区民上げての要望であるというふうに理解しているところでございます。



議長（秋丸安弘君） 立道徹議員。

5番（立道 徹君） いろいろお話を聞くとですね、こういうことは全く知らなかったりという方もたくさんいられるとお伺いいたしましたけど。特に問題があるのはですね、約2,000万円弱一般財源を使つての事業でございます。今後山江各地区にこういう文化財もたくさんあります。今回このような事例があったらですね、各地区から要望が出たら、このようにして予算化されるのかお伺いしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 私のほうからは今回の事業についてですね、少し主旨等を説明させていただきたいと思います。今回の駐車場整備につきましては、先ほど申しましたように、議会での要望書の採択を受けまして、私ども事業実施を検討いたしておりました。今回、地方創生拠点整備事業として休憩所、物産販売所などの建物のほうは、交付金の対象となるということから、先行して駐車場を整備するというで計画をいたしております。また地方創生の過疎化交付金事業と併せまして、こちらはソフト事業ですけれどもフットパス事業を現在進めております。こういった所の休憩所としての位置付けもございまして、こういったソフト事業と結びつけて進めておる事業でございます。また、このことから観光の振興であるとか、当地区は山江村の玄関口でございますので、さらに村の内部へ観光客を誘導するというふうな目的も持っております。また文化財だけの施設としては、地方創生の目的に合致いたしておりませんので、地方創生の主旨に沿った地域の拠点となる施設として認識しております。地元のほうでは今後物産販売なども計画しておられまして、地域に雇用や収入をもたらす施設として位置付けております。私のほうもそういったことから地域の自立へつながる施設として位置付けておりまして、今回の地方創生の拠点整備事業として考えておりますので、文化財の整備という観点では、私どものほうは認識しておりませんので、この施設の整備、駐車場等の整備につきましては、この地域の活性化につながる拠点施設というふうな観点で計画をいたしております。文化財のほうにつきましては、また教育委員会のほうから説明があるかと思ひます。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それでは文化財保護や保存の観点から答弁をさせていただきます。村内各地域に文化財は存在しておりますが、その中でも国指定が8、県指定が3、村指定が55合わせまして66の現在指定文化財がございます。この指定文化財のうち有形文化財につきましては、管理や修理などに多額の経費を要し、所有者がその負担に耐え難い場合とか、特別の事情がある場合に、村は当該所有者に

対しその経費の一部を補助することができるということで、本村の文化財保護条例に規定をしているところでございます。ただ、条例の中につきましては、具体的な定義、それから補助対象となるもの、それから補助率及び補助限度額などですね、詳細な規定がございませんので、今後文化財の保護や適正な保存のために、支援策を講じていくためにも、この文化財施設の管理や修理等の補助金交付要綱あたりをですね整備いたしまして、それに基づき進めていく必要があるということで考えるところでございます。所有者や管理責任者などから、文化財施設の整備等の要望があった場合には、条例それから今後整備を考えております要綱との規定に基づきまして、その内容の審査及び調査を行いまして、村で必要と認めた場合には、補助金等ですね予算を計上することになるかと思っておりますのでございます。

議長（秋丸安弘君） 立道議員。

5番（立道 徹君） 例えば、岩ヶ野地区ではですね、地元で駐車場を整備されたらと。先般は柳野筆観音堂も地元でですね、負担をして新築をしております。少くくらい地元の負担はございませんか。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 今回の駐車場整備につきましては、文化財そのものというか施設は触りませんで、駐車場のみでございます。文化財とは別の位置付けということで私も考えているところでご説明申し上げました。この施設につきましてはこれまで事業実施してまいりました大王神社前の駐車場とかですね、西川内のメタセコイア公園の古代の杜の事業ですね、こういったもの等同様な事業として考えておりますので、地元から負担金をいただくということは今のところ考えてはおりません。

議長（秋丸安弘君） 立道議員。

5番（立道 徹君） 一般財源約2,000万円ほどつぎ込んで、観音堂の上にはですね駐車場ができるということで、一般的には神様仏様はこの真上というか、真上にあるのが本当でしょうけど、実際完成したらですね真下に見えるような、普通はですね上にあるような感じですけど、その辺もうちょっと疑問がありますけど。今後ですねいろんな各地区から文化財もそういう提案とか要望があると思いますので、今後ともですね半分とか少くくらい補助金等を出していただければと思っております。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 一連の質問に対しましてですね、課長が詳しく説明したところでありますけれども、私のほうからも補足して説明させていただきます。今、人吉球磨は日本遺産としてですね、全国で第一番目に18カ所でありましたけれども指

定をされたということであります。この日本遺産の取り組みにつきましては、私もこの議場で何度か詳しく申し上げてきました。議事録をひも解きますと、その内容が出てこようかと思いますが、日本遺産に認定されました大王神社それから高寺院の毘沙門像、そして城山観音が日本遺産の3カ所でありますが、私自身はその3カ所のみならず、この際ですね、山江村内におけるもろもろの寺社仏閣を含めたものをしっかり調査して、山江村の遺産としてしっかり保護活用していくことはできないか、また結びつけながら活用としての観光事業をすることができないかということをお願いしていると思います。まさにその一貫の事業でございます、またその三十三観音の今度説明します駐車場を整備します合戦峰観音につきましては、三十三観音の十二番札所でありまして、その彼岸の時にはですねたくさんの方々、300人を超える方々今拝みに来られると、参りに来られるというふうになっていて、一つの山江村の入り口としての観光振興、また産業をつくる場所として非常に最適な場所であろうかというふうにも考えております。そういう意味から今回ですね地元からの強い要望もあって、今回整備するわけでありまして、今後そういう要望があり、また山江村としてもそういう拠点の施設としての位置付けができたとしていくということであれば、当然予算化はしていくということになります。また文化財のその補助事業であります、先ほど教育課長が答えましたとおり、いろんな要綱の中で対応していくというようなことは、前回この予算を通してもらった時に私のほうからも答えております。そのことも今進めておりますし、逆に村指定の文化財をしていないところはですね、いないところは寺社仏閣に対する助成はできませんので、村指定文化財にする等々の対応も含めて考えさせていきたいと思っております。いずれにいたしましても、その相良三十三観音の十二番札所の駐車場整備が、非常に無駄遣いのように聞こえたわけでありましてけれども、逆に言うと地元もはりきっておられますし、また三十三観音の本を書かれた外山胃腸外科の岐部先生はですね、合戦峰観音は三十三観音の中でですね、3本に入る大変貴重な観音さんです。前回松村参議の経済大臣祝賀会の際にお会いしまして、とくと言われました。そういう意味もあり、大事にしながらまたしっかり地元ともに活用してまいりたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。私からも答弁をさせていただきます。

議長（秋丸安弘君） 立道議員。

5番（立道 徹君） 特にですね、城山観音堂あたりもですねもう老朽化して大変でございます。その辺も地元からの要望も一緒でしょうけれど、教育委員会のほうもですね現地調査されて、その辺補助等のほうもよろしく願います。

以上で、一般質問を終わりたいと思います。お世話になりました。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を11時といたします。

-----  
休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

続いて、6番、谷口予志之議員より、村道の維持管理について、購入土地（堂園）の利活用について、村内畜産業の推進（活性化対策）についての通告が出ております。

谷口予志之議員の質問を許します。6番、谷口予志之議員。

#### 谷口予志之君の一般質問

6番（谷口予志之君） こんにちは。それでは議長のお許しが出ましたので、通告書に基づき、6番議員谷口より一般質問を行います。

まず初めに、村道の維持管理についてということで質問したいと思います。山江村には県道が、山田地区、万江地区各1本ずつ縦断をしております。その県道から各地区へ、また地区と地区を結ぶ地域住民の日常生活に欠かせない多くの村道があります。その村道の維持管理につきましては、前に一度一般質問をして、答弁をしてもらっているところでございます。その時の答弁によりますと、地域住民の日常生活に欠かせない路線であるため、通行に支障がないように整備と管理を行い、維持管理については山江村のシルバー人材センターと道路の維持管理業務を提携していくと。また道路パトロールはシルバー人材センターですけれども、年間委託されております。その実施状況については、毎月日誌により報告をしてもらっていることとございました。また、ちょっとした修復については、シルバー人材センターで軽微なところは修理もお願いをしているというようなことで答弁をされております。また、異常気象後の道路の確認など職員により見回りも行っているとの答弁でございました。今回は橋梁や側溝、川による洗掘、標識等の点検等についてお尋ねをしたいと思います。

つい最近も村道吐合宇那川線においても、道路の一部陥没がありました。そこは早急に修復をされたわけですが、同じ路線で再度違う場所がまた陥

没をしたということでございます。他にも側溝、横断溝の詰りや路面のひび割れ、段差等が見られますけれども、道路やそれらに付随する施設等の点検はどのようにされているかをお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、橋梁などの道路施設等の点検はどのような方法で行っているかというご質問ですけれども、計画的な点検ですけれども、まず橋梁についてですけれども、村内の全ての橋梁を国のインフラ整備事業によりまして、道路老朽化対策としての橋梁長寿命化計画を平成21年度に策定しております。その計画によりまして、橋梁を調査し詳細点検を行いました。その結果から判定区分を定めまして年次的に整備を進めているところでございます。さらに今年度につきましては、その橋梁の長寿命化計画の見直し作業を行っておりまして、年次的に再度点検整備を行う計画でございます。道路につきましては、これも同じく老朽化対策としまして、平成25年、26年に村内の主要道路路面性状調査を実施したところでございます。その結果に基づきまして、交通量の多い道路など点検や補修などを現在も年次的に整備を進めている状況でございます。そのほかの道路整備を進めていく中で、補修や修繕の作業を行い、併せて道路施設や附属物の状況を確認しながら、併せて遠望目視なども行いながら点検などは行っているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 計画的なこととされているようなこととございます。村道の山間地のほうに行くにつれまして、経年劣化でひび割れ、段差や亀裂、路肩の損傷等が見られます。特に山間地の村道につきましては、当初舗装したときとかやっただけで後の復旧は、後の舗装のやり直しとかなんかは特にございません。何十年も経過している路線も多くあります。また先ほど言いましたように、川に沿っての道路や急傾斜地の村道があります。川による洗掘や急傾斜地の路肩の崩壊等による段差、多くの危険箇所が見られるようでございます。このまま放置しますと大きな災害が発生する場合もあると思っておりますけれども、そのように危険箇所とかそういうところとか、その修復等の計画はあるかについてお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） ご質問の村道等の損傷が見られる修復等の計画ということとございますけれども、まず道路点検等で確認された軽微な箇所につきましては、先ほども議員申されましたけれども、シルバー人材センターによりましてパトロールと併せて作業を行っていただいているところでございます。また村民などから異常箇所の連絡があった場合などは、建設課現業職により随時対応しているところでござ

います。さらに突発的な陥没、亀裂、崩壊など大がかりな補修を要する場合には、山江村災害時の支援活動に関する協定から、村内の建設業者と行政区別に担当区割りをしておりますので、管轄区域での作業により復旧を行っているところでございます。さらに、議員申されました経年劣化等によります段差、路肩の損傷などの支障を来している道路につきましては、交通量や危険性を調査しまして、補修または改良工事などを検討しまして、予算内で可能である箇所につきましては作業を行いまして、また事業費がかさむ箇所につきましては、予算化をして計画して整備を進めていきたいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） いろいろ調査をされまして、優先順位を付けながらまた予算の範囲とかそういうことがあるかと思えます。路線の整備関係につきましても、手当てが遅くなると病気と一緒に、後で多額の支出を被らなければならないことにもなりかねないと思えます。計画的な整備を望むところでございます。

また、博多の市道の陥没も記憶に新しいところでございます。今後その補償等についてもいろいろと話がされることだと思えますけれども、先月11月25日の熊日新聞の記事の中に、熊本市が管理します市道で、横断歩道でございますけれども、あまり深くない窪みに、直径が40センチぐらい深さが浅く2.5センチぐらいというようなことで新聞の記事には載ってございましたけれども、女性が左足をひねり、くるぶしを剥離骨折したと。そして熊本市に損害賠償を求めた訴訟の判決文が載ってございました。裁判官は、窪みは路面の劣化で生じたことを認め、市の維持管理に問題があったことを認定し、また女性も足元の注意を怠ったとして、過失相殺し、女性が請求しました賠償額を減額した判決が出ておったようでございます。殆どの場合、こういう事故とか人身事故、過失相殺されると思われましてけれども、怪我をされた方、訴訟された場合は訴訟相手となると思えますけれども、過失がなかった場合、全額管理者の賠償に決まることも考えられると思えます。村道においても維持管理に重大な問題があった場合とか、そのような損害賠償の請求されることも無いとは言えません。車両事故や人身事故がそういう道路上で発生した場合の対策はどのように考えておられるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の事故等が発生した場合の対策ということでございますけれども、山江村が管理をしている道路での事故等が発生した場合は、まず発生原因、それから状況に関係してくるかと思われまして。維持管理に問題等があれば、管理義務としての責任のもとで対応しなければならないと思っております。

その対策につきましては、本村は全国町村会の総合賠償補償保険制度に加入しておりますので、その補償の中から対応していくことになるかと思っております。道路管理上の問題から事故等が発生しないように、日頃から維持管理を含めた点検と、危険と思われる箇所などは整備を行いまして、異常箇所が見受けられた場合には対応していきたいと思っております。今後も事故等が発生しないように点検整備を行いまして、安全に利用できるような道路の維持管理に努めていきたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） いろいろ質問をしたわけですが、村道というのは地域住民の日常生活に欠かせない地区と地区を結ぶ利便性の高い生活道でもあります。また、道路上での車両事故や人身事故は、もちろんないほうが一番いいことだと思いますけれども、全国的にもまた山江村も高齢化が進行し、高齢者の方々が運転をされます。高齢者の交通事故等につきましては、最近テレビやニュースで報道されておりますように、かなり多くなっているようでございます。巡回点検をより充実させていただき、危険箇所等については答弁いただきましたとおり計画的に修復していただき、安心安全な生活道路としての村道の維持管理に努めていただくことをお願いし、この村道関係についての質問は終わらせていただきます。

次に、堂園土地取得の購入利活用についてということで通告をしております。9月の定例議会の一般会計補正予算で提案され、議決されました堂園地区の土地取得につきまして、議決後3カ月になろうとしておりますけれども。その進捗状況はどうなっているかをお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは堂園地区の土地取得の進捗状況についてでございますけれども、土地の取得状況につきましては、9月の補正予算で議決をいただきましてから、10月に財産審議会において土地取得にあたっての単価について審議をいただき答申をいただいております。答申を受けて用地交渉に入ることによってございますが、税務署との租税特別措置法適用についての協議と並行して用地の交渉を進めてきまして、11月15日に譲渡の承諾を得ているところでございます。契約につきましては税務署との協議を進めてきたところですが、非適用となる部分がありましたので、その部分を確定したところで再度協議後に契約をするということになります。購入価格につきましては、来月以降に契約することにしておりますので、正式契約に報告させていただきたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 土地所有者の方とは、財産審議会の答申のもとに協議をされ

て、譲渡の承諾を得ておられるというふうなことでございます。税務署と特別措置法適用についての協議をされているということで、その後契約をされるというようなことでもございました。この土地に今回購入されます土地に隣接しまして、すぐ横に山江消防第1分団の詰所があると思います。その詰所におきましても建てられてから四、五十年は経過をしております、かなり老朽化をしてひび等が入っているというような話も聞いております。そういう中で建て替え等の計画もあるというようなことでも聞いておりますけれども、建て替えとなりますと、その1分団の詰所と今回購入されている土地の関連は、どうなっているかについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） そもそも論を話しますけれども、そもそも1分団の詰所を建て替えたいという要望が上がってきたということでもあります。従いまして、議会のほうに上がっているんだろうと思いますが、それをもとにその土地を購入するに当たって、その土地の所有者ができれば全面を買っていただきたいという要望があったということから、今回の山江村におけるですね、その土地購入を決めて今進めているということでもありますので、その付近をもとに今の進捗状況につきましては総務課長がお答えさせていただきます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 村長のほうからその流れと言いますか、そういうのを説明をしたところでございます。今回購入される土地は、山江でも中心部近くに位置をしております。県道のそばという条件のよい土地でもあります。近くには青年婦人会館もあり、集会のときなど駐車場がないというようなことで、県道によく駐車をされているのを見かけるところでございます。県道にはみ出しての駐車ということもございまして、車の通行も多いので危険に感じるところでございます。そういうことで駐車場、またその1分団の建て替えをされるにしても駐車場は必要ではないかなという感じもしますけれども、それらを含めまして、購入後の土地の利活用ですか、どのような計画があるのかをお尋ねしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、購入後の土地の利活用ということでございますけれども、土地利用につきましては、1分団詰所の用地それから宅地分譲地、青年婦人会館の駐車場を計画をしております。本年の村政懇談会でも宅地分譲地の要望がっておりますが、山江村に住みたいという方が多く問い合わせがっているということもありますので、宅地分譲地として2区画ほどつくり、議員言われるように青年婦人会館利用者の路上駐車の問題も出ておりますので、交通安全面を考えま



して、青年婦人会館の駐車場として整備する計画でございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 計画としましては、詰所の用地とか、宅地分譲、駐車場等を整備するというような計画のようでございます。この土地の大部分は県道が通って、その下のほうになるということで、ちょっと下がったようなところになっておりますけれども。購入後のことになると思いますけれども、土地は何と言いますか造成をされると思いますけれども、その造成は県道の高さに合わせられるのか、または段差をつけてされるのか、または県道より少し高く造成されるのか。

あと一つ、今青年婦人会館のところに公衆トイレがあります。これも少し中に入り込んだというようなことで、暗くなると街灯もないのでなかなか行きづらいというような話も聞いております。今回1分団の詰所を建て替える計画もされ、また駐車場もつくるといふことですので、安全性を考慮した公衆トイレ、二つになるかと思っておりますけれども、そういう考えはないかについてお尋ねをしたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、まず地盤高につきましてですが、県道より高めにするようにしております。分譲地の面積が狭くはなりますが、県道との高低差が2メートルほどあるところがありますので、農業集落排水の維持管理費面、それから交通安全面を考え、県道より高めに計画をしております。それから公衆トイレをつくる考えはないかとの質問でございますが、利用者数、建設経費、維持管理費を考えたときに、1分団詰所の建築にあたり、外からでもトイレが利用できる誰でも利用できるよう1分団の後援会、消防団にお願いしたいと思っております。建築に対する補助金制度もありますので、協議をしまして兼用のトイレとしてもらいたいというふうに考えております。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 答弁いただきましたとおり、地盤高につきましては県道より少し高めにしたいということでございます。先ほども言いましたけれども交通量の面からしますと、やはり同じレベルより少し高いほうが安全なような気もしているところでございます。またトイレにつきましても、青年婦人会館に設置される時もそういうことであそこに公衆トイレをというようなことをお願いをしてつくっていただいたところでございますけれども。これも先ほど言いましたとおり、ちょっと暗くなると行きづらいと、または怖いということもございまして、防犯の面からも作られるものなら、今答弁のようなことで作っていただくようお願いをしたいと思っております。いろいろと今回は計画の中で、詰所の建て替えとか分譲住宅、駐

車場など計画もあるようなことですので、地域住民の方々に対しましても、その計画関係は周知されて進められたほうがいいのではないかと思いますので、そのようなことでお願いをしたいと思います。

次、最後になりますけれども、村内の畜産業の現況はということで質問をしたいと思いますが、私が20歳か30歳代の頃につきましては、農家には必ずと言っていいほど牛を飼っておられました。その当時は赤牛というようなことでしたが、現在は赤牛から黒牛に変わり、生産者の方も大幅に減少しているようなところでございます。そこで、山江村の畜産農家といいますが、その現状についてどのようになっているかわかっておられましたらお願いをしたいと思えます。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 村内の畜産業の現況はということでございます。まず肉用牛の飼養はですね、本村は繁殖牛のみでございます。現在の畜産農家は42戸、頭数は親牛で約170頭あります。十数年前は畜産農家は約80戸ということでございました。この10年間で半分近くになったということでございます。酪農農家に対しましても、現在は3戸でありまして、これも減少傾向にあるということでございます。この農家数が減少傾向にあるということでございますけれども、現在の子牛の競り価格はですね、平均で数十年前よりも、数年前よりも上がっておりまして一昨年からは平均で約13万円上がっているということであります。現在平均が1頭あたり約75万円するということでございます。ちなみに本村におきましては、昨年の競り価格ということでございますが、114頭に対しまして総額の売上げが約8,600万円ということでございました。この8,600万円は本村の農業所得に対しますと、水稲、米に次いで農業所得では2番目に畜産業が上がっているということでございます。しかしながら、競り価格が高いといいながらも、肉用牛及び酪農農家にいたしましても高齢化と後継者不足などで農家数は年々減少しており、畜産農家は以前厳しい状況にあるというふうに言えます。村といたしましても、畜産振興にしっかりとした支援が必要であると認識をしております。以上が、今の現状でございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 高齢化または後継者不足で厳しいということで、それでも現在では42戸、親牛で170頭ということでございます。それと競り価格も年々高くなり、平均で75万円というようなことでございますけれども、その収入のあれを見ますと、水稲に次ぐ2番目の収入というようなことございました。販売額だけを見ますと、非常にいいように聞こえると思いますが、実際に飼育をされ

る方にとりましては、生き物を飼っているというようなことで、えさ代とか朝夕の管理等で土日というのが休みもなく、また競りで高く売するためにはそれなりの苦労があるものと思います。その中で村としても衰退して厳しい状況であるというようなことですので、畜産関係にもいろいろと支援や助成があるかと思いたすけれども、山江村としましてどのような支援策を講じられているかお尋ねをしたいと思いたす。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 畜産業に対します村の支援策はどのようなことをしているかということですので。肉用牛に対しましては、支援策としましていろいろ手厚くはしているとは思いたすけども、導入基金のまず貸付けを始めとしまして、保留された場合、奨励金を1頭当たり5万円を支給しております。また今年度からですけども、増頭された場合は1頭当たり上限10万円を助成するということをしてしております。受精卵の移植の場合はですね、受精卵を付けまして不受胎の場合にはその価格の3分の2を補助していると、受精卵の卵の価格のですね、3分の2を助成しております。増頭に対します補助金ということはですね、あくまでも競りでの購入金額に対します補助金という考えではございたせん。購入も助成の対象ということですので。あくまで保留頭に対します増頭によります補助金の10万円というふうな考えでおります。

酪農に対しまして肉用牛と同様に導入基金の貸付けを始めとしまして、ヘルパー経費に対します助成4分の1ですけども、それと乳質改善に対します薬品の助成を行っております。ちなみに本年度はこの肉用牛、それから酪農に対します村の支援策としまして、約220万円を予算計上させていただいているということですので。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） いろいろと手厚い支援策を講じられているというようなことですので。先ほど答弁の中にもありましたけれども、農業、林業と同じく畜産農家も年々減少し、高齢化と後継者不足で経営が厳しいというふうなことでございました。私も今回この質問をするにあたりまして、球磨郡の全部ではございたせんでしたが、それぞれの町村のそれぞれの担当職員の方から話を聞いてみました。今言われました支援の仕方についてもそれぞれでございました。あるところでは増頭を推進することから、村外の牛を導入する場合は購入価格80万円以上の牛に対しまして、2分の1補助、限度額40万円ということで、100万円の牛を買っても40万円。70万円の牛の場合は補助対象にならないというようなことでもございましたけれども。ただそれが村外の牛を購入する場合であって、村内

の牛、同じ村内で飼われた牛を購入する場合は70万円以上というようなことだったと思います。またこれも同じく2分の1の助成をし、限度額も40万円というようなことでもございました。先ほど答弁いただきましたように、山江村と同じく自家産の雌牛を保留する場合の助成もされているようなことでもございました。それとほかにも3年間の期限を決めて、山江村に例えますと肉用牛振興会といいますが、そのような組織の中に、牛の選定委員といいますがそれを決めておきまして、その方々が選定した牛を導入される場合、購入金額の2分の1補助で限度額40万円と決めておられまして、3年間で30頭の増頭を目標にされておられるところもありました。今助成額が大きいところの話をちょっと話をしましたけれども、助成額が高いところばかりではなくて、山江と同じぐらいの助成額のところもありました。繁殖牛にありましては、導入する母牛の候補として導入する場合、発育良好で優秀な子牛を対象として、その父牛はその市町村で推奨している種雄牛に限るなど決められているところもありました。このようなことで、私も何箇所か回ったところでどこの町村も畜産農家に対しまして、牛の増頭や畜産業を衰退させないように、また優秀な繁殖牛を導入し、畜産での所得の向上を目指すためにいろいろの考えで支援策を講じられていることを強く感じたところでもあります。答弁があったように導入牛の競り価格ですけれども、高騰しているようでございます。その中で、いろいろとなかなか買えないと言われる方もおられるのではないかなというふうにも思います。山江村では、山江村として優良繁殖導入保留事業補助金交付要綱ですか、その中で決められて、その助成とか何かをされているようでございますけれども、この保留増頭に対する補助金の増額ははないのかお尋ねをしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 議員申されましたほかの市町村の助成の内容ということをおっしゃいましたが、こちらでも把握はしてはいますが、それぞれの町村の畜産農家飼養頭数の状況もありますので、一概にですね、それを採用するとか支援するとかってというのは、ちょっと考えさせていただきたいと思っておりますけれども。質問の中で、増頭に対する補助金の増額は考えてないかということでもございます。この目的はですね、やっぱり畜産農家が将来的に増えていくというのもなかなか今からは考えづらいというところもあります。じゃあどうしようかということで、まず牛を増やそうということ、それに支援しようということで、この10万円という事はその現場の人たち、肉用牛振興会ありますけれども、その人たちと話し合った金額であります。これはあくまでも競り価格に対して10万円という考え方ではなくて、牛を増やしたら10万円というふうな考え方でもあります。でも最近

畜産農家から高い牛を買いたいというふうな声も聞こえてきてます。ですからその競り価格に対する支援策が欲しいなということもありますので、もちろんこの増頭に対します上限10万円の増額も考えつつですね、今度は支援策、競り価格に対します金額に対します助成のほうも肉用牛の振興会をはじめとしまして、現場の意見を聞きながら検討していきたいというふうに思います。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） なかなか畜産の衰退は止められないと言いますか、やる方が少ないのではないだろうかというようなことでもございます。今の価格を見て、ある所でちょっとした私より歳の少ない人の息子が牛を飼いたいというような話も聞いたことがございます。そういうことでゼロではないとは思いますが、また以前飼っていたけどまた始めようかなというようなことで考える方々もおられるかもしれませんし、そういうことで先ほど言われましたとおり、肉用牛振興会等とよく話し合われて、意見を取り上げ、できるだけ要望に応えるような支援策をお願いしたいと思っております。

最後に今後における畜産の推進策、活性化対策と言いますか、そういうのがありましたらお願いをしたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） それじゃ、私のほうから今後のことでありますので、お答えさせていただきます。先ほど課長がいました畜産の総売上高は8,600万円あるということであります。ただ十数年前80戸ございましたのが、現在42戸と半減しているという状況で、この原因は高齢化と後継者不足だということですが、ただ半面ですね、ここに来てぼちぼち若い人が畜産を始めた、始めるんだという方々が、名前を言ってどうかと思いますが、青年就業者が畜産をやりたいんだと東浦のほうに出てきましたし、別府のほうでもやっておられます。そういう状況でということは、実はその若い方々がその畜産を引き継ぐということは、ある意味では儲かる農業ができてるんだろうということを考えます。なかなか野菜、米等々はですねそういうことが難しい中であって、畜産につきましてはそういう方々が追い追い出てきたということは、大変ありがたいことだと思いますし、いかにその8,600万円の農業総生産高、売上高を増やしていくかが求められているんだろうと思います。ゆくゆくはその米も始める畜産も始める、粟もそうですし野菜もそうですありますが、そういう生産高をですね1億でも2億でも上げていくということが、農業を推進すると、農業が経済基盤である山江村の大きな政策の柱の一つだろうというふうに考えているところであります。その畜産に対して、しっかりした助成をということでありました。もろもろと今やっているところでもあります。た

だ、先ほども言いましたとおり、その山江村には肉用牛振興会だけではなくてですね、いろんな生産部会もあります。新しく最近ではにんにく部会もありますし、薬草も一生懸命つくってもらっておりますし、また小物野菜である学校給食への提供もお願いしながら、産業を活性化できないかということも考えております。そういう中において畜産業であります、全く手を打たないということではなくて、しっかり今後継者も出てきて生産額が一番上がる業種といたしますが、農業の種類でありますので、しっかりやっていかなくちゃいけないということではありますが、一つここで今までいろんな歴史の中でですね、その課題が出てきてその課題に対して役場が支援策をやってきたということでもあります。それは尊重しながらも今後先ほど言われました、また新しく後継者じゃなくて新規事業として畜産業をやりたいという方々は、相当な経費もいるんでありましょし、そういう新しい課題に向けて時代の流れの中でですね、現場の声をしっかり聞いていきたいと思っております。他町村との比較もそうありますけれども、まず議員のおっしゃったとおり、肉用牛振興会ありますのでその付近の課題をもとに何に困ってらっしゃるのか、何が課題なのかということ聞きながら、そういう制度が必要であれば、制度化していきたいと思っておりますし、その折にはまた議会のほうにも相談するということになるかと思っておりますので、よろしくお願ひしときます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 今、村長よりいろいろと思いを聞かせていただきました。やはり畜産業だけではなくてですね、やっぱり山江村には農業、林業、山江村の主要産業というのがございます。その中にもいろいろな部会とかそういうのがございますので、そういうところの意見を聞きながらまた専門の指導員等を交えながら、現場の意見を大事にさせていただきまして、協議していかれることが大事ではないかなと思ひます。先ほども言ひましたけれども、畜産業のみならず、農業、林業、また山江村の主要産業、今から始められるいろいろな薬草とかそういうのもございませけれども、そういう事業が今まで以上に活性化できるように、行政としての対応を密にさせていただきますようお願ひをいたしまして一般質問を終わりたいと思ひます。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を1時とします。

-----  
休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

続いて、10番、松本佳久議員より、施政方針についての通告が出されております。

松本佳久議員の質問を許します。10番、松本佳久議員。

#### 松本佳久君の一般質問

10番（松本佳久君） 10番議員、松本佳久です。12月議会一般質問を行います。質問の前に議長にお願いがありますが、関連する条例等の参考資料を議員各位と村長、教育長に配付させていただいておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは質問をいたします。質問は1、公共交通機関の整備について、2、山江村社会福祉振興基金の活用について、3、山江村万江下の段地区と人吉市上原田地区等を結ぶ道路の改良整備についての3点です。順次質問を行いますので、執行部の答弁をお願いいたします。

最初に交通機関の整備について質問をします。山江村の公共的な交通機関としては、山田蓑原地区に人吉市と相良村、五木村を結ぶ路線バスが走っておりますが、そのほかの多くの地域は予約制乗合タクシーまるおか号での運行となっております。他に福祉事業の観点から、山江村在宅高齢者介護予防生活支援事業の中の外出支援サービス事業として通称福祉タクシーの運行がなされております。配付された資料の にまるおか号の要綱を、 の1、2、3に福祉タクシーの関連資料を添付しております。東京や大阪など大都市部では縦横に電車、地下鉄、バスその他の公共交通機関が走っており、どこへ行くのにも大変便利となっております。しかし、それに比べて山江村のような農山村では、過疎化により人口も減少しており、公共交通機関も整理・統合されたり、あるいは縮小・廃止されているのが実情です。山江村ではそれまでの路線バスによる公共交通網から、10年前の平成18年10月に予約制乗合タクシー制度を導入し、これにより村内隅々までの運行が可能となり、この制度の導入は大変よい政策だったと評価したいと思っております。

利用者については平成22年度が7,017人、平成23年度が6,883人、平成24年度が5,692人、平成25年度が5,840人、平成26年度が4,874人、平成27年度は3,640人と若干減少傾向のようであります。併せて運行補助金も平成22年度には約697万円を支出しておりますが、平成27年度では

約365万円の支出でありました。現在執行部では、予約制乗合タクシーまるおか号のさらなる利便性を求めて、改善策を検討中とのことであります。ただいま検討中の案では、どのような点がさらに便利になるように計画されておられるのか、予約制乗合タクシーの現在の状況とただいま検討中の改善案について、例えば運行回数、運行コース、停留所、利用方法、料金等について執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） まず、現在の運行状況ということでございますけども、まるおか号の運行の条件についてでございますが、路線バスからデマンド対応型の乗合タクシーまるおか号を導入することになったのは、地方バス制度の改正に伴い、生活交通対策推進プランによる見直しを行い、平成18年の10月から移行したものでございます。運行形態は路線バスと同様で、時刻表によって定められた路線を予約によって運行するというものでございます。車両は予約者により9人乗り、4人乗りを使用しまして、山田線8便、万江線8便、役場経由万江線の2便の18便で運行を始めまして、現在では22便運行しております。毎年度見直しを行い、運行路線を村内集落まで延ばしまして、利用しやすいようにしてきたところでありますが、利用者は運行開始の平成19年度が延べ6,654人、平成22年度が7,017人増えてはおりますが、その後は徐々に減少し平成24年度5,692人、平成26年度4,874人、平成27年度には3,680人に減少しております。路線を延ばし、停留所を増設はしておりますが、利用者は減少している状況でございます。

運行回数、停留所、運行コースであります。今回のまるおか号の運行見直しの内容につきましては、本年度の村政懇談会の中で説明をしております。今までと同じ時刻表に予約が必要になりますが、自宅近くから目的地へ行けるというものでございます。停留所ではなく自宅に近いところで乗り降り、玄関先が道路ということであればそこで乗り降りができることとなります。運行路線がない村内であればどこでも乗り降りができる区域運行に変更するもので、自宅近くから目的地まで行けるように見直すものでございます。村内の今の停留所はなくなり、人吉市だけが停留所が残るということとなります。

運行時間、運行回数につきましては、村政懇談会それから利用者アンケートの結果をもとに、地域公共プロジェクト委員会で協議をいただいておりますが、運行回数は山田線、万江線現在それぞれ10便を12便に増やし、村内を運行する山江線を6便に増やしております。今回の見直しにつきましては人吉球磨の地域公共交通再編計画に合わせたまるおか号の見直しをすることにしており、村政懇談会では、人吉市内を巡回する路線バスに乗り継いでもらうという説明をしているところでご



ざいます。この乗り継ぎにつきましては、平成27年度に人吉・球磨地域公共交通網形成計画、人吉・球磨地域全体を考えた公共交通網幹線部分について計画が策定され、本年度この計画に基づく、再編実施計画、支線部分の策定に向けて協議されているところでございます。しかしながらまだ策定まで至っておりませんので、しばらくは乗り継ぎのない運行が続くこととなります。また再編実施計画による巡回バスの運行回数、運行ルート、停留所の場所によっては乗り継ぎにより利用しづらくなるということであれば、乗継ぎせずに人吉市内の停留所まで運行するということとなります。

それから利用方法でございますが、利用方法につきましては今までと同じで、利用したい便の時間の1時間前に予約を入れてもらいますと、予約した方の自宅までまるおか号が順に周りそれぞれ目的地、山江村内であれば目的地まで、人吉市内であれば、人吉市内の停留所まで行くことができるようになります。この見直しにつきましては、先月のプロジェクト委員会です承をいただいているところで、新たに人吉市内の乗降場所を設けており、今関係する機関と協議を行っているところでございます。

今後の予定としましては、1月までにはその地域公共交通会議で見直しについて協議をいただき、その後運輸局の承認を得まして、平成29年4月1日から区域運行することにしております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 過去のまるおか号の乗車人員については、私は9月議会の平成27年度の事務報告の数字を上げたつもりですが、何か若干変わったといったようでもあります。しかし減少傾向であるというのは共通認識をしたところでありませう。それでその4月1日からどこかで乗り継いで、路線バスへ乗り換えなければならぬのかというような心配もしておったんですが、当分はそういうことはないということに理解してよろしいですか。そしてまたそのどうしても乗り継ぎが不便であれば、そのままのまるおか号で行くようにもできるということによろしいんでしょうか。確認をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） 先ほど説明しましたが、しばらくは今の運行の乗り継ぎのない運行が続くということになります。再編実施計画による巡回バスの運行回数、それから運行ルート、停留所の場所によって乗り継ぎによって、利用しづらくなるというようなことであれば、乗り継ぎせずに人吉市内の停留所に行くということになります。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） まるおか号の便数を増やしたり、あるいは村内周遊を増やしたり、それらは評価したいと思います。また乗り継ぎの時間があまりうまく行かないようであれば、そのまま乗れるようにもしたいということになります。それで村内はどこでも、道路であればどこでも乗り降り可能、これも大変よいと思います。問題は人吉市内での乗り降りではないかと思います。乗って行って停留所でしか昇降はできないと。やはり停留所は増やす計画ではありますが、人吉市内での乗り降りは停留所でしかできない、こういうことでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） 人吉市内間の移動につきましては、今までどおり山江から人吉市で降りて人吉市内の移動はできないということになります。人吉市内の移動につきましては路線バスあるいは公共交通機関を使ってもらうということになります。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） しつこいようですが、人吉市内でのまるおか号の昇降は停留所でしかできないということですね。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 議員のおっしゃるとおりでございます。区域内運行というのが、山江村内ならその玄関といいますか、我が家の入り口から入り口まで自由に行けるようになるということですが、道路交通法上ですね、区域内運行制度が人吉は区域内運行の区域にほかの自治体ですからできませんので、その人吉については停留所で乗り降りするということでもあります。ただ、先の交通プロジェクト会議ではその停留所を増やしております。もっともっと便利に使えるように病院または買い物等ができるようなことで増やしております。そのじゃあ人吉が運行を始めたらどうかということですが、二つの説明を総務課長はしました。一つは公共交通会議がまだ済んでないから、今の運行状態でその停留所を増やした運行をやりますというのと、もう一つは人吉市の公共交通体系が決まっている、それに対する乗り継ぎが非常に村民が不便を来たす、利用しづらいということであればですね、その人吉市内での乗り継ぎをしなくても、直接まるおか号が市内を回るというようなことになります。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） では次に、福祉タクシーについて執行部の答弁を求めます。通称福祉タクシーは、山江村在宅高齢者介護予防生活支援事業実施要綱によって運営されていると考えます。その要綱の別表に外出支援サービス事業というのがあ

り、これが福祉タクシーです。資料は2の3であります。失礼しました、2の3のところだけ読み上げてみますと、サービス名は外出支援サービス事業、サービスの内容は、タクシーにて外出支援を行う事業、対象範囲は山江村、人吉市、錦町、相良村。原則20回までの利用とする。往復利用の場合は2回と数える。外出先については、自宅と医療機関、山江村役場、金融機関、買い物、その他村長が認める場所間の移動とする。利用対象者は山江村内に居住する者で、一般の公共交通機関を利用することが困難な者や下肢が不自由な者であって、次の各号のいずれかに該当する者、1、おおむね65歳以上で一人暮らしの者、2、高齢者のみの所帯に属する者。3、身体障害者、4、その他、村長が特に必要と認める者。利用基準額は利用料金の1割と規定されております。平成27年度の事務報告によりますと、外出支援サービス事業の利用者は55名、延べ1,563回の利用のようであります。平成26年度では、47名の利用者が延べ1,175回利用されています。いずれも決算資料の事務報告からの数字です。この福祉タクシーは、個人の住宅から病院や銀行や役場や買い物をするお店に直接行くことができ、大変便利です。しかし実際は実施要綱により、厳しい制限がかかっているように思います。この制限の見直しといたしますか、改正といたしますか、緩和する考えはないか。福祉タクシーの現状と改善案等の考えがあればそれについても執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それで、ただいまの質問にお答えいたします。外出支援サービス事業、通称福祉タクシーにつきましては、概要は松本議員がおっしゃったとおりでございます。これに関しましては先ほどありましたとおり、公共交通機関を利用することが困難な者や下肢が不自由な者であって、おおむね65歳以上で一人暮らしの者、高齢者のみの世帯に属する者、身体障害者、その他村長が特に必要と認める者ということで制限を設けてあります。これにつきましては、高齢化を迎えてこれができる時にですね、移動手段が村内限られておるということで、サービスの一環として位置付けられてきたものだと思います。現在は利用者が54名であります。年々利用される方の人数が申請件数が多くなってきております。これは村の単独事業でございまして、移送費にかかる村の持ち出し分につきましても年々増加しております。昨年度が236万1,390円の村の持ち出しでありまして、本年度は1カ月当たりに戻しまして年間の事業費を考えますと259万円ほどになります。年々事業費のほうも膨らんでおりますので、この利用対象者をですね、また拡充していくということにつきましてはですね、今のところは財源等の問題もありますので、考えてはおりません。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 特に高齢者の方でも、若者といいますか後継者と同居されている方には適用されておりません。しかしながら後継者は全員昼間は仕事に行くわけでありますから、送迎サービス等にはできないような感じがします。そのようなところも今後若干この要綱を改善されてですね、ある程度のといいますか、交通機関が不自由な方には利用してもらうような考えはございませんか。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。同居世帯であっても昼間は若い人たちが仕事に行くので、送迎とかは無理だということでありますので、これからですね、ニーズの把握を行いまして、また新たなサービスができるようでありましたら、こちら辺の要綱の整備等も行いながら、また検討はさせていただきたいと思えます。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 私もう66歳です。また高齢者もどんどん増えるだろうと思います。今山江村の65歳以上の高齢者率は32%ではないかと思えますし、今後これは若くなるということは、非常に難しいだろうと思います。そういう中で、村民の足の確保、特に高齢者の方々の足の確保は非常に大事ではないかと思えます。それぞれ予約タクシーを取り入れ、福祉タクシーも取り入れておられますが、ほかの自治体では、例えば免許証の返納者へ一定額のあるいは一定の枚数の無料パス券の導入なども検討されているようですが、そのようなことは考えてはおりませんか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） この松本議員の資料の中に、西米良の例が載っておりました。ということで、これは14万4千円のタクシー券を、免許証を返還した65歳の人に交付するというものでありますけれども、随分とですね、今回のまるおか号また福祉タクシーの利用も含めて、利用しやすくなるはずであります。まるおか号が発足した当時オンデマンド要するに予約しなくちゃいけないということに対して、かなり戸惑われるんじゃないかと思いましたがけれども、1年も経ちますと非常に活発に利用してもらっておりまして、一時はですね、7千人を超える方々が利用されておったということでありまして、今回は山江村内であればいわゆる木戸口から木戸口まで自由に行けるということでもありますし、人吉市内の停留所につきましても、かなり病院、買い物等につきまして、停留所を改善しておりますので、その付近についてですね、とりあえずスタートさせてもらいたいと思えます。先ほど福

社タクシーにおきましても、松本議員おっしゃいましたとおり、いろんなニーズがですね、時代の変化とともにその家族形態も変わってきます。それによって当然現場に合わせて考えなくちゃいけないということではありますが、福祉課長今のところ考えてないということでもありますけれども、この資料の2の3の中には、その他村長が特に必要と認めるものとありますので、本当に困った方等々においてはですね、ぜひ窓口相談をいただきどうしようもなく困っておられるなという方につきましては、お認めする形で運用させていただければと思っているところでもあります。従いまして福祉タクシーそれから今回のまるおか号の運行について、当然山江村の持ち出しがですね、増えるはずであります。従いましてその様子を勘案させてもらいながらですね、様子を見させてもらいながら、次の手を打てればと思っておりますので、その免許返還されたらその幾らかタクシー券をやるというようなことは今のところ考えてはおりません。ただしですね、高齢者の事故等々も増えておるといのがニュース・報道等でなされております。ぜひ、まるおか号は利用しやすいはずですので、その免許証の返還のほうも併せてお考えいただければと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 最近、全国的には高齢者が自家用自動車を運転する危険性も指摘されております。幸いにも山江村では、高齢者による大規模な交通事故はまだ発生しておりませんが、全国的には大きな社会問題となっております。だからこそ公共交通機関の充実、みんなが利用しやすい交通体系が望まれているところだと考えております。執行部におかれましては、ただいま一二三課長や村長が答弁されましたように、村民の移動手段として、また村外から山江村へおいでいただいた方々の移動手段として、さらに利用しやすい便利な公共交通機関の体系整備を強くお願いしたいと思います。また財源等についての答弁もありましたが、次に質問します社会福祉基金の活用なども視野に入れて、検討していただければ幸いと考えております。

そこで2番目の質問の山江村社会福祉振興基金の活用についてであります。資料は3、4、5だろうと思います。本年9月議会にて認定された平成27年の決算資料によりますと、山江村の14基金の総額は約23億4,700万円ほどです。この中に社会福祉振興基金が約2億1,450万円あります。近年の基金の増加については、基金で国債を購入したりした基金運用の果実であると、執行部の努力を高く評価します。基金運用の利子によりこの社会福祉振興基金だけでも平成27年度に80万円の増加。その前の平成26年度には627万円の増加、さらに前の平成25年度には約2,300万円が基金運用利子により増額しております。条例によ

りますと、山江村社会福祉振興基金の目的は第1条に高齢者等の保健福祉の増進を図るため、この基金を設置するとありますが、この基金はどのようなことに使用する目的で積み立てているのか執行部の答弁を求めます。併せまして、同基金条例第6条にはこの基金は高齢者等の保健福祉事業を行う場合に処分することができることあり、次に但し書きで、平成3年以降の積立額に相当する額は処分することができないとあります。平成3年当時は恐らく1億ちょっとだったろうと思いますので、それ以降の積立額は使うことができないとあれば、これではなかなか使いにくい基金のようです。執行部についてはこの第6条についても、例えば改正するような考えがあるのかどうか、どのような考えなのか答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいま2点ありましたので、まず基金の運用益による実施事業、どのような活用をされるのかということでございますが、これにつきましては、山江村社会福祉振興基金運営に関する規則というものが、制定されております。第2条の基本方針において、村が直接行う事業のほかボランティア活動の促進、高齢者の保健福祉の増進、障害者の社会参加の促進及び児童福祉の向上を目的とした民間団体・企業及び住民組織の相違と工夫を凝らした自主的な活動を支援・促進するとともに、モデル的に実施している事業で効果の高い事業を全村的に拡大すべき経費にあてるものとするということでもって、地域福祉の増進を図るものとしてされております。事業の区分として三つありまして一つ目に一般助成事業、これにつきましては民間団体等が行う自主的な福祉活動等に対する事業に助成します。それから二つ目が特別助成事業ですが、これにつきましては先導的な民間団体の取り組み及び調査研究並びにモデル的に実施している事業への助成、それから3番目に村直営の事業として上げられておりますが、これにつきましては民間団体等の先導的取り組みに関する調査研究及び村長が認める事業とあります。総じて地域福祉の増進を図っていくことにあてていくということでありまして、今盛んに言われております2020年、25年問題として、介護費用や医療給付費の社会保障費が急増していくということが懸念されております。本村でも特定健診受診率の向上や、保健指導、栄養指導等により医療費の削減等を展開しておりますけれども、今後また5人に1人が認知症になる恐れがあるということで、そちらの認知症の予防対策などもあると考えております。そうした事業のほうにいろいろ検討を重ねながらやっていくということでありまして、そういった事業にも活用をしていきたいと考えております。

それからもう一つの第6条の改正についてですけれども、こちらにつきましては積み立てが行われているのが平成2年度に2,200万円、平成3年度に3,500

万円、平成4年度に4,400万円、平成5年度に4,924万6,000円の基金の積み増しが行われております。その後先ほど説明がありましたように利息等が発生しておりまして、平成28年11月30日現在で2億1,450万円ほどの基金残高となっております。この基金が積み立てられましたのが平成2年からでこの元々の地域福祉基金というのが、平成元年に高齢者保健福祉推進10カ年戦略、いわゆるゴールドプランという国が定めた戦略によりまして、地域主導の保険・福祉施策を推進するため、高齢者保健福祉促進特別事業を創設し、その事業の一つとして地域福祉基金制度が創設されたということでありまして、この平成3年度から平成5年度に積み立てられました積立金につきましては、地方交付税の措置がなされているということで、この第6条の条文があるのだと考えております。今後は各市町村ですね、管内の市町村の条例を見たんですけれども、全部を処分できるところと処分できないとされているところがまちまちであります。今後はこれらを検討してですね、必要であれば条例の改正等をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ただいまの一二三課長から、基金条例と基金運営に関する規則を説明していただきましたが、その基金運営に関する規則の中の第2条基本方針、第3条事業の区分、これはわかりますが、この実際に山江村社会福祉振興基金を取り崩して、このような事業にあてておりますか。答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それではお答えします。現在、この基金につきましては、取り崩しを行って事業にあてたという実績はございません。以上です。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 最初の答弁で課長が述べていただきましたように、これは多くの事業に使えるように書いてあります。元々の目的は高齢者の福祉増進とありますが、その課長も説明したような第3条では、一般助成事業、特別助成事業、村直営事業としてボランティア活動や高齢者の保健福祉の増進、障害者の社会参加の自立促進、児童福祉の向上、その他地域福祉の増進と幅広く謳っております。この基金を利用して、多くの事業メニューが考えられると思っております。

今後はですね、先ほどまるおか号や福祉タクシーの運行助成等のことも質問しておりましたが、それに加えて村民の健康増進、病気予防、介護予防事業等への利用、その上で健康長寿を実現させ、ゆくゆくは医療費特別会計や介護特別会計の財政健全化にも結び付けることができるんじゃないかと思うんですが、村長はどのようにお考えですか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 山江村の社会福祉振興基金条例でありますけれども、実はこの金額の積立総額がですね、2億1,000万円あるというのは知っておりました。従いまして、福祉に関するもろもろの事業に取り崩しながら、有効に活用できるものだろうと思っておりましたが、平成3年以降に積立ものは取り崩しできないというような縛りがあるということでもあります。これは当時の平成2年から平成3年にかけて地方交付税によるその措置がされたと、課長が申しましたがその縛りがまだつながってるだろうと思います。今その平成2年当時からすると26年経ちましたので随分ですね、村民の福祉を取り巻く状況が変わってきてると、当たり前のことでもありますけれども、変わってきております。今では福祉と言いますか、福祉事業のみならず要するに医療と介護と包括と予防医療ですね、これをしっかりしていくということが今福祉事業に求められているんだろうということも考えているところでもあります。規則を読みますと、先ほど説明したとおりでありますけれども、ソフト事業にしか使えないというようなことでありまして、当然今後高齢者の方々また2025年の問題につきまして、いろんな福祉施設等の整備も必要やになってこようかと思えますけれども、そういうことについても、当然運用できるような体制をとっていかなくちゃいけないんだろうかと思っております。加えて国民健康保険がですね、基金がもうなくなったということでもありますから、来年度に向けて基金を2,000万円ほどが必要になってくるんだということでもあります。その福祉の基金を取り崩して、そちらの方の特別会計の基金に運用できないかというようなことでありましたけれども、そういう縛りがあるというようなことで、そっちにも運用できない財政調整基金からしか国保の基金には回せないというようなことでありましたから、そういうことも総合的に考えてですね、時代に即した基金のあり方について、また検討する必要があるなあと思っているところでもありますので、またその現在ですね。山江村が求めている福祉の実態に合わせたところで、検討をさせていただければ。またこの基金条例もですね、改正も必要かと思っておりますのでその折にはまたよろしくご審議をお願いしたいと思うところでございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） お互いに勉強しながらどのようにしたほうが山江村の役に立つのか、村民の幸せに役に立つのか、私たちも研究したいと思っております。

次に、三番目の質問を行います。現在山江村では県道坂本人吉線の井出口地区から、下の段地区を結ぶ下の段橋の架け替え工事の最中です。橋脚等が老朽化して危険な橋の認定を受けたことや、幅員も狭く人や車の交通にも大変危険だったことから執行部及び山江村議会議員各位の暖かいご配慮とご理解により、地元住民長年



の悲願であった橋の架け替え工事が実現することとなって住民一同非常に感謝しているところです。工事は始まったばかりですが、受注された業者の卓越した土木技術により、工事が無事故で無事に完成することを願っているところです。下の段橋を渡った先に下の段集落があり、ここから万江川上流のほうへはきちんと整備された村道柳野下の段線が開通しており、農林業、その他の産業にまた一般交通に大変役に立っております。途中には万江阿蘇神社も鎮座し、最近、山江村でも始まったフットパスコースにもなっています。下の段地区のそのほかの道路としては、山江村と人吉市上原田町等とを結ぶ道路もありますが、この道路の整備計画はどのようになっているのか執行部の答弁を求めます。この道路は村道であるのか、また近年何らかの道路整備を行ったのかあるいは行う計画であるのか。さらに村政懇談会等で、この道路の道路改良要望は出ていなかったのか執行部の答弁を求めます。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それではまず議員質問の整備についてですけれども、その前にこの道路につきましては、下の段地区を横断します村道名が村道県道下段線でございます。議員が言われる道路につきましては、この下の段線の終点に位置する村境にある人吉と山江村を結ぶ市が管理する市道でございます。本村としましても、万江地区の方が主に利用する道路ということで、市道ではございますけれども以前にも維持、整備などを行ってきた経緯があります。近年も地域の要請によりまして、重機車両による崩土除去、それから風倒木の処理なども行ってきたところでございます。このご質問の改良等の整備ということですが、市道ということでございますので基本的には市が行うということで、本村としては市への要望になるかと思えます。

それからご質問の懇談会でのということですが、平成27年度に「下の段から上原田町へ上がる道路の状態が悪い、どうにかならないか」ということでのご質問で、この時の回答としましては、山江村側は対応できるが人吉市側は市の所有ということで対応できないということで、区長様のほうへ回答をしているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 多分今年の9月21日だったと思いますが、この道路に道路横の大きな木が倒れてきました。住民からの連絡により私も現場に行ったわけですが、もう既に白川建設課長ほか建設課の若手職員数名で倒木処理をされておりました。ちょうど栗まつりの前後でもあり、栗の収穫時期でもありましたし、地元からも大変感謝されたところです。建設課職員の迅速な倒木処理に心より感謝する次第であります。本当にありがとうございました。まだその時、私たちが現場にいると

きに、人吉市の担当者も来られました。そして人力で処理できないところ、ちょうど根の株が大きな2メートルぐらいあったでしょうか、でしたので人力で処理できないところは人吉市が業者に依頼して行うということで、翌日22日は祝日でしたがその日にきれいに片付けてありました。併せて人吉市にも感謝申し上げたいと思います。

ところでこの上原田地区には約100ヘクタールの立派に区画整理された畑が広がっています。この区画整備事業はいつどのような目的で始まり、いつ終了したか。事業費の総額や農家負担金の割合はどのようになっているのか、もしわかっていれば答弁をお願いします。この台地の畑には、山江村の方もたくさん耕作されています。そしてただいま質問している狭い道路を通って行き来しておいでであります。山江村の耕作者人数や、上原田大地で耕しておられる方の面積等がわかれば答弁を求めます。もう1点、この区画整理事業は川辺川総合土地改良事業の一環として整備されたものかどうか、この点についての答弁も求めたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） まず私のほうから申し上げたいと思いますけれども、今議員が質問の場所につきましてはですね、人吉市の土地改良事業でありますから、山江村が行ったということではありませんので、あくまでも人吉市の土地改良区のほうに実は担当課長が内容を聞いてきております。そのことについてのみを申し上げたいと思いますので、その内容をどうするこうするについてはですね、答えられないということをご承知置き願いたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） ただいまのご質問ですけれども、これは県営事業ということで詳細についてはですね、ちょっと把握しておりませんが、いろいろ聞いた内容をですね、把握している限りお答えしたいと思います。

まず事業の目的と、いつに始まりいつ終了したかということでございます。この事業につきましては、県営畑総地帯総合整備事業というような事業名でございます。議員おっしゃるとおり上原田地区を対象に当時の不整形な土地の解消及び大型機械の使用によります効率化を図るため、そして労働力の生産性、そして土地生産性の向上、さらに新しい営農計画に適した畑総地帯とするために、農業振興を図るために実施された事業であります。施工期間は昭和52年度から昭和61年度までということでございます。いろいろ質問いただきましたけれども、全体の面積としましては97ヘクタールということで、ここにこの工事に対します総事業費は6億6,500万円であります。それから山江村の方が所有します農家戸数と面積ということであります。その全体では受益者戸数は303戸ということであります。そ

のうち山江村の方の戸数が35戸ということで、山江村の方が所有します面積は7.3ヘクタールということであります。この工事に対します負担割合ということであります。この工事の総事業費に対します負担割合は、これも補助事業でありまして国が50%、県が25%、それと地元負担として25%ということでありまして、その地元の25%のうち12.5%を市町村が負担しているということでありまして、従いまして農家の負担は12.5%ということになります。10アール当たりに対しますと、この12%の農家負担の総額を受益者戸数で割りますと、受益面積で割りますと1反当たりの負担額が約8万6,000円となるということでありまして、この事業の隣に国営川辺川事業で実施されている造成団地がありますけれども、この県営事業も川辺川事業の一環でありまして、農業用・排水事業の関連工事ということであるというふうに聞いております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 昭和52年から昭和61年の工事ということでありました。本来今思えばですよ、もう30年以上前のことですが、万江地区の方35名の方は下の段からの人吉の道路ではありますが、狭い道路を通過して畑に往復行っておられます。本当はこれは上原田畑台地を整備する時に、取り付け道路と言うのかな、何か整備するべきではなかったかなあと今にして思いますが、当時は私もそういうことは考えつきませんで、今になってしまったところでありまして、その市道ということではあります、下の段側から見て、この道路の左側は山江村の民有地のようであります。このようなところを利用して、この道路を整備するような考えはございませんか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 先ほど建設課長が答えましたように、この道路は村道の県道下の段線が入り口のところまであって、それから上原田に上がるあの坂道のところですね、あれは市道堀万江線となっております。従いまして議員がおっしゃいますことは、村道・県道下の段線につきましては、山江村が当然整備すべきだと思っておりますけれども、市道堀万江線につきましては、山江村が整備するというよりも当然市の責任でですね、やっていただくということでありまして、こういう一般質問が出たということ、市側には申し伝えさせていただきたいと思っております。従いまして、当然市道を拡幅するということに伴って、その山江村側の用地がいるということであれば、その用地交渉あたりにつきまして、またご協力をお願いするやも知れませんが、その折にはまたよろしくお願いしときたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 私も質問しながら、無茶なことを言っているとはわかりませんが、市道堀万江線のすぐ横に村道か農道か知りませんが、山江側でつくって一緒につくるといようなことも検討されてはいかがでしょうか。ともかく山江村長は人吉市とも良好な関係を築いておられるようでございますので、ぜひ今後ともそのようなことを前に進めていただいてですね、この道路の整備についてできるだけ早くより良い安全な道路ができればと思っております。

昨日の12月の議会の開会にあたり村長は、11月16日に東京のNHKホールで開催された全国町村長大会の模様について語られております。その大会の各種あいさつの後に、地方財政の専門家である東京大学名誉教授の神野直彦先生から、町村への応援メッセージということで講演があったかと思えます。それは私はこの町村週報というので知ったんですが、これは総務課にもあります。職員の方もぜひ読んでいただきたいんですが、この中で神野先生は、「現在の人類の歴史の混迷は、人と人との結びつきが弱くなってしまったという不安感からきている」と言われております。続けて、「日本の町村の使命は、この緑豊かな自然環境とさらに豊かな人的環境がある良さをより発展させて混迷している社会の未来への希望の灯火になるべきだ、それが日本の町村の使命である」と語られています。山江村の自然環境は誰もが認める豊かさであり、人的環境についても人情豊かな人々が手と手を繋ぐ温かい地域です。私の住む城内地区の長老たちは、城内地区のことを城内村と親しみを込めて呼ばれています。神野先生の講演録を読みながら、村と呼ばれるコミュニティを大切にすることから未来の山江村が、そして未来の日本の姿が見えてくるように私には思えてきました。それぞれ意見は違っていても、まじめな対話とそして合意によって、共に力を合わせてすばらしい山江村をつくり上げることができればよいと思っております。

今日はちょうど12月8日です。75年前1941年の12月8日に日本は世界を相手に無謀とも言える戦争を始め、そして敗戦となりました。戦中戦後と私たちの先輩方は大変な苦勞をされて、ありがたいことに今日の豊かな日本国をつくりあげていただいております。戦争が始まった原因についてはいろいろあるかと思いますが、私が考える原因の一つは、当時の日本人が世界を知らなかったということがあったらと思います。世界を知っていたなら、あんな無謀な戦争を始めることはなかったはずです。今、山江村は英語学や国際理解教育の専門家である藤本教育長を迎えております。日々学問に励んでいる子どもたちには、山江村のことと共に、どうぞ広い世界のことも教えていただきたいと願っているところです。私たちは決して戦争を起こしてはならないのですから。

神野先生は「人間と人間の温かい結びつきの中から未来への希望の灯火が見えて

くる」と言われています。このことを再度申し述べて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） お諮りします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。再開時刻を2時にいたします。

- - - - -

休憩 午後1時53分

再開 午後2時00分

- - - - -

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に7番、秋丸光明議員より、一つ、村営住宅の払い下げについて、二つ、公有財産の土地購入について、三つ、交通指導員の待遇についての通告が出ております。

秋丸光明議員の質問を許します。7番、秋丸光明議員。

#### 秋丸光明君の一般質問

7番（秋丸光明君） こんにちは。7番、秋丸光明が一般質問を行います。村営住宅の払い下げについてでございますが、私は平成21年6月議会で一度質問をしています。あれから7年が経過しております。住宅の分棟も終わり、当時の状況も変わりました。村当局も平成29年度から払い下げの手続きをなされると思いますが、払い下げまでどのような手続きが必要になってきますか。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは議員ご質問の払い下げの時期ということですが、北永シ切団地につきましては、地域からの要望によりまして譲渡に向け平成26年度から分棟工事を進めておりまして、今年度をもって切り離しの工事が完了いたします。従いまして議員申されましたように、来年度平成29年度から譲渡に向けた手続きを進めてまいります。国の公営住宅法により住宅を整備しておりますので、譲渡には国の許可が必要となります。その事務処理に伴う諸手続きが完了し、譲渡処分ということになりますので、それについては管理下にある熊本県と協議を進めていかなければならないところでございます。その手続き等につきましては、また新年度に入り事務を進めてまいりますので、その行程スケジュール等がはっきりした時点で地元説明会を開催したいと考えているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

7番（秋丸光明君） 地元の住民もですね、できるだけ早く払い下げをとという要望がありますので、できるだけ手続きをですね熊本県と早くしてもらえればと思います。そこでですね、住民はですね幾らぐらいなのかと私によく聞いてきます。その時私は車の値段ぐらいでしょうと答えています。状況が変わり資産価値の評価も変わりますし、平成29年度からのことかと思われませんが、どのような手続きで住民に説明されますか。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） ご質問の払い下げの金額それから手続きということですが、まず払い下げの金額につきましては、土地それから建物の評価が基本となるところでございます。これについては近傍地の土地評価を参考にし、以前も調査しておりますけれども、改めて再調査を行いまして、金額を提示したいと考えているところでございます。従いまして金額につきましても、その時期につきましても土地鑑定評価後ということで平成29年度以降になるかと思えます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

7番（秋丸光明君） ありがとうございます。大体それが決まればですね、一応住民によく説明をして、できるだけ買ってもらうようにと思います。定住人口を増やすためにできれば全世帯が払い下げを希望されればと思いますが、現金を全額で支払うことはできる家庭は少ないでしょう。家賃プラスアルファで支払いができれば、無理なく自分の家になるのではないかと思います。一人一人が金融機関ではなかなか難しいと思います。そこでまず村当局から話を通してもらえればと思いますがいかがでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の村当局からいろいろとということでございますけれども、その支払いにつきましては、現在のところですが、まだ支払い方法は決定はしておりません。一括納入というところではかなというところでございます。希望される方がその支払いについては貯蓄等の支払いもしくは金融機関等からの融資になるかと思えますけれども、本村としましても、その金融機関等の紹介とかその支払い等の相談ごとは受けることは可能と思えますけれども、現在のところ、詳しいことは具体案ということでは考えておりません。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

7番（秋丸光明君） わかりました。できるだけですね、多くの方が定住されるようお願いできればと思います。

次に、公有財産の土地購入についてでございますが、これはですね1分団の建て替えの話ですけど。1分団といいますと私の家から4.5歩で1分団に着きました。そして10年ほどあそこの消防団に入っておりました。ところが見てみますとね、駐車場があればいいなあと前から思っていました。そしてところが、確か23年か24年頃ですね、総務課の方が1回話に駐車場とトイレを作りたいということで話に行かれましたけれど、その時は売らないということで諦めて帰って来られたと思います。それからもずっと駐車場何とかできんとか、あの土地は空いとつとになあと思っておりました。そして消防団があので端にずっと車止めます。1分団と言うのはですね、1区、2区、3区です。だからみんな寄ってくればもう道は混んでしまいますので、今度駐車場ができるということは非常にうれしいと思います。また土地を譲ってもらえる方もありがたいなあと思います。お礼を申し上げます。このことについては谷口議員が質問されておりますので、割愛させていただきます。

次に、交通指導員の待遇についてでございます。交通指導員は、出初式、1月の駅伝大会の安全運営、春の交通安全、つつじ祭り、運動会、栗まつり、秋の交通安全運動、産業祭、毎月1日、10日、20日のと名誉と責任で交通指導を行っております。近隣町村をみますと、山江村は非常に出勤回数が多くございます。この点について、待遇とか他村と違うのかどうかお願いします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、交通指導員の待遇についてということでありませけれども、まずは山江村交通指導員は、条例では定数が20名で任期が2年となっております。村民の交通安全、事故防止のために安全教育、交通指導を行っていただいているところでございます。現在の実人員は16名で、各行政区1名置くように委嘱をしております。人吉地区交通安全協会の山江支部の役員を兼ねているところが他の町村と違うところではないかと思えます。

指導員の待遇についてということでございますが、山江村の場合は年報酬と費用弁償を支払っております。指導員は毎月1日、10日、20日の交通指導、交通安全運動期間中の交通指導、イベント時の交通指導をしてもらっておりますので、年報酬4万8,000円に、費用弁償として20日分3万4,000円、合計の8万2,000円を支払っております。他の町村の状況でありますけれども、人吉署管内5町村を調査しておりますが、管内で報酬を支払っているのは、山江村と五木村だけでございます。他の町村では、活動費として個人に支給されているところ、人吉地区交通安全協会の支部へ補助金として150万円、100万円等を交付し、その支部においてその補助金の中から、交通指導にあたった日より、指導員の方に

1,000円から3,000円の範囲で支給されている町村があるということで聞いております。

議長（秋丸安弘君） 秋丸光明議員。

7番（秋丸光明君） 何でこんな質問をしたかといいますと、私も7年間交通指導員をしてました。その間ですね、7年間しますと各種イベント、これは絶対見られんですね。で、私よりも長い方がおられますが、今でも何期とされている方もおられます。これ非常にですね、頭の下がる思いです。村民はこの交通指導員がどういう仕事をしているか知らないんじゃないかと思えます。そして交通指導員をする場合はですね、年の人しかできないと。仕事に行っている者は休んでまではこの1日、10日、20日とか、こういういろんな行事がありますが、できないということで、年の人しかできなくなってしまうんじゃないかと思えます。やっぱりそれなりに休んでもされるから、それなりの報酬は必要じゃないかと思えます。これだけ活動しておればですね、消防団員よりも要求します。これは私たちがやっていた時、この報酬によって旅行に行っていましたから、手元に残るのは全然なしと、行かない方は投げ出しということでやりました。ですから、交通指導員に対しての待遇、報酬というのは、やっぱり村としてももう少し考えるべきではないかと思えますがいかかでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） 他の市町村の年間の指導手当ということをちょっと見てみました。見てみますとある町村は6万円、4万5,000円、8万円高いところで20万円、山江村で8万2,000円ということで、町村のほうではいいほうではないかというふうに考えております。ただイベントに出る機会が多いということでありますので、指導員さんから今議員言われたような意見は聞いていないところではありますけども、今調査したところは人吉署管内でありますので、待遇面につきまして再度人吉それから多良木署管内の調査をして、検討していきたいというふうに考えております。

7番（秋丸光明君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） 次に、2番、横谷巡議員より、一つ、選挙権年齢18歳以上の公職選挙法が改正され初めての選挙について、2、2025年問題への課題と対策についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。2番、横谷巡議員。

横谷 巡君の一般質問



2番（横谷 巡君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、2番議員、横谷巡から一般質問を行います。通告しています質問事項は、1点目にこれからの我が国、我が村を担う若者にかかる選挙権年齢18歳以上の公職選挙法が改正され初めての選挙について、2点目に避けては通れない高齢者対策、2025年問題への課題と対策について通告しております。

まず1点目、選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法が、平成27年6月17日に成立し、平成28年、昨年7月10日執行の参議院議員選挙から適用をされました。18歳19歳の約240万人が新たに有権者となりました。70年ぶりの選挙権年齢の引き下げの背景には、日本が抱える少子高齢化のうねりの中で、知識や社会の対する若者の意欲や関心を高めるとともに、若者の声を政策決定の場に反映させようとする意識があります。また若い世代の声に耳を傾け、未来を見据えた政策を行っていく社会が求められています。

そこでお尋ねをいたします。本村の新たに加わった有権者数は何人だったのか。また19歳の投票率が12.12%で県下で最下位、ワースト1であったことが県選管発表として新聞報道されました。私は、このワースト1解消のためにお尋ねするわけですが、このことについての分析と本村の投票への啓発取り組み状況、そして今後の対策をどのようにお考えでいらっしゃるか伺いたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それでは、公職選挙法改正による18歳以上の新たな有権者数ということでありまして、公職選挙法の改正が平成28年6月19日施行されたことで、施行日後の最初の国政選挙から選挙権が18歳に引き下げられました。引き下げられましたが、最初の選挙が7月10日執行の第24回の参議院議員通常選挙でございました。選挙時の登録を6月21日にしておりますが、男29名、女40名が新たに登録されています。選挙当日、18歳19歳の有権者数は男24名、女36名でございました。投票率が最下位ということで、その分析と対策ということでありまして、高校におきましては選挙権が18歳に引き下げられてから、民主主義の大切さ、政治に関心を持たせる工夫としまして、模擬選挙出前講座が行われてところがあったということがございます。19歳という年齢は、高校を卒業し、大学に進学あるいは就職しておりますので、このような機会がなかったこと、それから政治に関心がなかったからではないかと考えております。そのほか大学生の住所登録地も、投票率に影響しているのではないかとこのように思っております。

今後の対策としましては、高校で政治、選挙に関心を持ってもらうような取り組みに合わせ、役場での対策としてやまえ広報、ケーブルテレビによる保護者への啓

発、家庭において選挙について話してもらい、個人ごとに18歳の誕生日に関心を持ってもらうよう啓発をしていくことで、政治、選挙に関心を持ってもらいたいというふうに考えております。今回の選挙におきましては、特段役場のほうでやまへ広報なりケーブルテレビのほうで、広報はしておりません。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 18歳はまだ高校生、そすと19歳というと課長がおっしゃったように大学生や専門学校に通う人が多いと、地元に住民票をおいたまま不在者投票の手続きが面倒であるというようなことから、投票しなかったことも一因だと思いますが、果たして今回投票しなかった若者が年を重ねるに連れて、投票するかというとそうは限らないと思います。やはり選挙権最初の投票を促す村独自の啓発対応、ここが少し足りなかったのかなと思います。そのところは今後の対策として、今総務課長が言いましたように、その一人一人に新しい選挙権ですから、大事な選挙権ですから、そのところのやっぱり啓発、手立てが足りなかったかなというふうに思いますので、18歳からの選挙権等に対しては、選管と協力して有効な手立てとなる啓発の取り組みをお願いしたいと思います。

今回選挙権が、18歳以上に引き下げられましたことに伴い、高校、学校現場では政治的中立性が求められるため、有権者教育の手法が私は大きな課題ではないかなというふうに思います。学校ですから、この政治的中立性が求められます。そこで、18歳選挙権対応で、本村高校生の学校現場での投票への啓発への取り組み方法を把握されていれば、お聞かせ願えればと思います。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それでは、お答えいたします。先ほどから話がありまして、平成27年6月公職選挙法等の改正法成立によりまして、選挙権年齢が満18歳以上と引き下げられたことによりまして、高校生にも選挙権が与えられたところでございます。ご質問の高校生の啓発ということでございますけれども、まず文部科学省では、高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等につきましての通知を發出しております。学校や教員の政治的中立性、生徒が具体的な政治的活動を行うことを区別することなど、留意事項を示しているところでございます。さらには、選挙や投票の仕組み、選挙の意義、憲法改正・国民投票の仕組みの解説、政治や選挙等に関する学習をより参加実践型とするために、話し合いやディベートの手法、模擬選挙や模擬議会の実施等、学習教材の実例を掲載し、参考資料としましては投票と選挙運動等についてのQ & A、学校における政治的中立の確保などを盛り込みました高校生用の副教材を作成し配布しております。併せまして副教材を活用した指導のポイントなどを記載するとともに、指

導上の政治的中立の確保に関する留意点を明記しました教師用指導資料も作成をしているところでございます。また熊本県では高校生に政治的教養などを指導する上で、先ほどの文部科学省の通知や副教材から留意点を抜粋いたしました内容のガイドラインを定めまして、投票による政治参加を積極的に促す一方、政治的中立の確保に十分配慮するよう指導を求めたところでございます。人吉球磨管内の高校につきましては、ホームルームで選挙のあり方について担任からの指導、全校集会では校長から選挙についての講話、地元選挙管理委員会から出向いての講演会、選挙当日部活動の試合などをしないなどの配慮を行い、選挙についての意識啓発がなされたところでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今課長のほうからですね、文部省からのいろんな通達とかあるいは各高校での取り組みについて説明をいただきました。次世代を担う高校生は新有権者となっていくわけですから、政治、選挙への関心が着実に高まるような教育の充実が喫緊の課題ではないかなというふうに思います。

次に、村内に関わることです。選挙権年齢の引き下げによりこれから選挙権年齢に達する期間がより短くなります。そこで、本村の小中学生、特に中学生ですかね、中学生に対して、学校教育現場における意識啓発などの取り組みをどのように考えておられるか。できれば教育長のお考えをお聞かせ願えればというふうに思います。

議長（秋丸安弘君） 藤本教育長。

教育長（藤本誠一君） それではお答えいたします。先ほど教育課長より答弁がございましたように、高等学校におきましては政治、それから選挙に関心を高めて政治的教養を育む教育を充実させることや、高校生の政治的活動等に関する考え方等について指導が行われているところでございますけれども。小中学校におきましては、選挙についての副読本等を配布しての具体的な指導等についてはあっておりません、文科省からも通知文が来ただけでございます。しかし小中学校段階におきましても、先ほど議員からございましたように、児童生徒の発達段階を踏まえつつ、国家及び社会の形成者として必要とされる、基本的な資質を養うよう教育の充実に取り組む必要があると考えているところでございます。そこで本村の小学校におきましては、6年生の社会科の国の政治の仕組みという単元がございますが、その中で選挙についての学習を行っているところでございます。その後、実際に議会の様子を体験するというのでこの場所をお借りしまして、政治への理解を深めるために山田小学校、万江小学校の6年生がこの場にまいりまして、山江村子ども議会を毎年開催させていただいているところでございます。そういうふうにして、政治へ

の関心を高めるといような取り組みを行っております。それから中学校でございますが、中学校では3年生の公民という教科の中で、国会の地位と仕組み、それから地方自治、選挙の仕組み、その他につきまして学習を行っております。その中で選挙は、国民が政治に参加する重要な機会であるということ、それから選挙を棄権することの増加の課題や1票の重み等々について指導を行っているところでございます。また指導にあたっては、学校における政治的中立性の確保の観点におきまして、それに有しながら指導を行っているというところでございます。選挙の実体験といたしましては、生徒会選挙がございます。生徒会選挙を行うことによりまして、選挙の意義や民主主義の価値等について指導を行っているというところでございます。今後も文部科学省や熊本県教育委員会の指導を受けながら、山江村の子どもたちの発達段階に応じた指導の充実を期してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今、いろんな小中学校での今度の取り組み等について説明いただきました。やはり本村の子どもたちに政治の仕組みとか選挙の大切さとか、このことについての意識の啓発の推進をさらにお願したいというふうに思います。

次に2点目であります。先ほどから、2025年問題も出てきましたけれども、2点目に2025年問題、特に介護医療への課題と対策について伺います。2025年問題とは、団塊の世代という巨大な集団が後期高齢者となり、少子高齢化問題にさらに拍車がかかってしまうことで生じる多くの問題を表した言葉であります。今から9年後の2025年、つまり平成37年には団塊の世代が約800万人、75歳以上の後期高齢者となります。後期高齢者は約2,200万人。65歳以上の前期高齢者を含めると、高齢者人口は約3,500万人にのぼり、高齢化率は30%を上回ります。しかもこの問題は2025年だけで終わるのではなく、それ以後も続いていきます。その急速な高齢化のスピードや医療介護のニーズが高くなる高齢者数が大幅に増加する以外にも、介護、医療問題、認知症の高齢者の増加、社会保障費の問題、死の問題、住まいの問題など、これまで問われることのなかった多様な問題が2025年を機に一気に表面化してくることが予想されています。高齢者の誰もが医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを願っておられると思います。しかし、急速に進む超高齢化の前に、将来自分は住み慣れた自宅で介護サービスを受けることができるのか、自宅で介護サービスを受けている場合でも、具合が悪くなったときにお医者さんに診てもらえるのかなど、本当に今後も安心して暮らし続けられるかどうか不安をお持ち

の方も多いのではないかと思います。今後9年間という短い期間に医療や介護を必要とする高齢者が急増するとなると、今まで以上の医療介護サービスの提供体制が必要となります。それに伴う医師の数の確保、入院、社会福祉施設の充実、在宅医療体制の構築、地域包括センターの充実、介護職員の確保などこれまで以上に進めていかねばなりません。一方では医療や介護サービスの利用が増えれば社会保障費も増大しますので、十分な医療・介護サービスの利用、十分な医療・介護サービスを提供しつつ、いかに費用を抑えていくかも重要であります。本村においても医療・介護サービスの充実や医療費削減等に努めておられますが、後期高齢者が今後急増し、社会保障制度への影響が懸念される2025年問題をどのように捉えておられるのか、村長の率直なご所見をお伺いいたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、ただいまの2025年問題をどのように捉えているかという質問でございますけれども、先ほどから議員さんのおっしゃるとおりでありまして、2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、超高齢化社会のピークを迎えることとなります。最も懸念されるところが、介護・医療費等の社会保障費が窮状するというところであります。そのほかにも5人に1人が認知症またはその予備軍になると予想されております。また生産年齢人口が減少することによって、一人当たりの社会保障費負担の増加や社会構造の変化、社会経済の影響、それから過疎化がどんどん進みまして、限界集落、市町村の消滅等も大変懸念されているところであります。大きくは日本という国が抱える大きな問題であると捉えておりますけれども、村にとっても医療費の増加、介護費用の増加ということは、現にもう問題、課題となっておりますけれども、今後最も重要な問題となってくると認識しております。いかに医療・介護費用の社会保障費を抑制するかということで、今先ほどの質問にもありましたように、医療費抑制の対策としてさまざまな施策を展開しておりますけれども、今後はいかに健康寿命を引き延ばしていくか、地域で支える地域医療体制の整備、医療・介護など限られた地域資源の活用をしながら、地域包括支援システムの構築をどのように進めていくかということ、さまざまな検討をしながら対策を打っていきたいと考えております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 2025年問題、9年後ですね。東京オリンピックもあと5年です。このやはり2025年を見据えた地域の医療・介護構想の策定とか、やはり安心して高齢者が住んでいかれるような施策の実現をですね、村を挙げてお願いしたいというふうに思っています。2025年には、団塊の世代が75歳以上の後期

高齢者になる年です。山江村では、「まち・ひと・しごと創生」戦略をつくられました。その中の人口ビジョンによる2025年の村の人口推定、それから団塊の世代の人口動態、65歳以上の高齢者の人口動態の推計についてお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 社会保障人口問題研究所というのが、人口動態を出しておりますので、そちらのほうの数字につきましては健康福祉課長より、そして地方創生の人口ビジョンにつきましては、何もしなかったらどんどん社会保障人口問題研究所の数字になりますというのを、いろんな手を打ってこの人数に抑えますという数字についてはですね、企画調整課でまとめておりますので、分けてご報告をさせていただきたいと思います。まず、動態のほうは健康福祉課長が答えます。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、人口動態ということの人口の推移ということですが、県の資料等でも会議等でも使われている数値で、人口問題研究所の出した人吉球磨管内の人口推移をもとに説明をさせていただきます。山江村におきましては、2025年の総人口が3,156人であり、それから65歳以上の人数につきましては1,175人、そのうち75歳以上の後期高齢者に該当される方が652人、高齢化率は37.2%となっております。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） それでは、昨年の11月に策定いたしました山江村人口ビジョンにおける2025年の人口推計でございます。2025年におきましては、人口は総人口で3,316人を推計しておりまして、14歳以下が479人、14.4%。15歳から64歳が1,647人で49.7%、65歳以上が1,190人で35.9%と推計いたしております。65歳以上の人口は、平成28年11月末の人口が1,149人ですので、現在よりも41人増加すると推計いたしております。また団塊の世代と呼ばれます昭和22年から24年までに生まれた方々が、2025年には76歳から78歳になられますけれども、2025年の75歳以上の人口推計は659人で、本年の11月末人口638人と比較いたしまして、21人増加すると推計をいたしております。また65歳以上の方々の人口のピークは2025年1,190人で、75歳以上の方々のピークが2035年、平成の47年と推計いたしております。ここが736人ということで団塊の世代の方々のピークは、2035年というふうに推計をいたしております。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今ですね、両課長から人口の動態について説明を受けました。本当にこれはもう日本全体のことですけれども、我が村においても超高齢化社会がやってくると、国では3人に1人が高齢者ですけれども、うちは37%本当にそれをきるような高齢化率になってまいります。そこでですね、やはりこの団塊の世代が今までは給付を受けて、今までは支えるほうから給付を受ける側に回ってきますので、医療・介護福祉サービスへの需要が高まってくるというふうに思います。そこで社会保障財政の負担とその給付のバランスが崩れるのではないかなということが国では示されております。そこでいろいろ特別会計ありますけれども、本村の国民健康保険の歳出で、前期高齢者と後期高齢者の医療費の実態、2025年時点における医療費の伸びの推計についてお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは前期高齢者医療と、後期高齢者医療の今後の2025年度までの伸びについてということですが、まず前期高齢者につきましては、医療費の推計につきましては、まず前提に高額な治療が発生したり、入院件数の増減などによって大きく変動するということですので、正確な推計はできておりませんが、平成26年と平成27年、それから今年度の9月診療分までの医療費の平均で試算をしております。

前期高齢者となる65歳から74歳までの人口は、人口ビジョンでいきますと530人となっております。これに医療費の平均を掛けますと、約3億2,200万円になります。過去3年間の平均の医療費は、2億2,200万円ということになっておりますので、約1億円の増加する見込みとしております。5年刻みでありますけれども、先ほどありましたように65歳から74歳までは、2020年が最も多いということですので、2020年にピークを迎えると考えております。1億円というのは医療費全体のあれですので、その中で国、県、市町村等が負担する分がありますので、村費の負担としましては500万円から800万円の負担増になる予想をしております。

後期高齢者につきましては、2025年では659人という推計が出ておりますので、こちらにつきましては過去3年の平成25年、平成26年、平成27年の平均を出してしております。2025年が6億5,500万円となります。過去3カ年の平均が約6億3,700万円となりますので、1,800万円増加する見込みとなっております。ただ2035年が後期高齢者のピークということですので、その時の数値が736人ということですので、ちなみに2035年の医療費の総額は7億3,200万円、ということで9,500万円の増を見ております。こちらの後期高齢者につきましても、村の負担分をしますと、1,160万円

の増ぐらいになるのではないかと試算をしております。以上です。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 今医療費の実態とですね、今後の推計についてご説明をいただきましたけれども、医療費は下がらずどんどんと上向いてまいります。年を取れば取るほど、疾病などにかかるリスクも高くなります。生涯医療費の推移を見ても、75歳から79歳がピーク、また70歳以降に生涯医療費の約半分がこの年齢の時にかかると言われております。介護におきましても、要介護になるリスクは75歳から上昇し、85歳から89歳では半数が要介護の認定を受けています。2015年度に国民が医療機関で受けるのにかかった国民医療費の総額は約42兆円です。介護保険の総費用は約10兆円を超えています。歯止めがかからないとの報道がありました。医療費は健康保険の保険料、そして患者負担、公費負担などで賄われています。特に公費負担は、増加の一途をたどり、財政を圧迫する大きな要因になっています。医療費の増加が続いている背景には高齢化の進展があります。65歳未満の人が使っていた医療費は、一人当たり17万9,600円に対して、70歳以上では一人当たり81万6,800円と4.5倍もの開きがあります。また平成25年に社会保障制度改革国民会議の報告書の中を見ても、各機能が分化・連携しつつ在宅と住み慣れた地域の中で、患者や高齢者の生活を支える地域の包括的な資源やサービスの提供体制への構築は喫緊の課題であり、特に医療・介護のサービス体制の抜本的な見直しが必要とされております。そこでお尋ねをいたしますが、現状の医療費がこのような状況ですので、一番ピークを迎える2025年から2030年、35年なってきますけれども、最も懸念される村財政に及ぼす影響と本村におけます医療・介護サービスの新たな課題と対策についてどのようにお考えおられるかお伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それでは、質問にお答えいたします。村財政に及ぼす影響について、まずそちらのほうからお答えします。先ほどから申しましたとおり、医療費につきましては右肩上がりが多くなるという予想はされております。

国民健康保険につきましては、医療保険制度の改革が行われまして、平成30年度から財政の運営主体を都道府県へ移行するということになっております。ただ各市町村の医療給付費をもとにそれぞれ見合う保険税を県が算定し、市町村が保険税を決定していくという仕組みではありますが、先ほどありましたように医療費につきましては、国、県、市町村の負担金と被保険者の保険税で補うことになっておまして、今、本村におきましては医療費が常に高い状態です。ですので税率を引き下げた状態で一般会計からの繰入基金の運用を行いながら、取り崩しを行いな



がら運営をしているところであります。今後も増加する見込みでございますので、ますます結果的には一般会計からの繰り入れが増えていくものだと思います。医療費を適正な額にしていけば、被保険者の負担が急激に急増するというので、その緩和措置という形をとっていくなれば、一般会計の繰り入れが増えていくことになって村財政に及ぼす影響は大きくなるものと見込んでおります。

それから介護保険事業につきましては、要介護の認定者が、認定率が上昇していきますので、要介護者数が増加することに伴い、相対的に村の負担も大きくなると予想しております。第6期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画におきましては、要支援から要介護5までの人数が、2016年が265人、2025年は367人と100人ほど増加する見込みということで、要介護の3、4、5の人数が増えることを予想しております。全ての会計においてですね、村財政を圧迫していくというような構図は避けられないのかなと考えているところです。

それから、医療・介護サービスの新たな課題としましては、先ほどもありましたように社会保障費の増加ということでありますけれども、医療機関介護施設等の利用への需要は増えていく中で、病床数は減らす、介護施設については現行のまま推移していくという予想がありますので、今後は在宅医療・在宅介護への移行が考えられております。限られた資源の中での医療・介護機関との体制整備を図る必要がありますし、需要と供給のバランスが保てるかという課題も残されていると思います。また2025年には、5人に1人が認知症及び予備軍になると見込まれておりますので、認知症予防対策、地域の支援体制の整備が必要になってくると考えております。以上です。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 本当にこの問題は難しく、本当に大変な問題ですけれども、私も十分そのところは認識しながら、課長答弁いただいているわけですが、私が言うのは提言をしているつもりですので、そのところを含み取りいただいて、いい考えがあれば採用するとか、また自分なりに対応してもらえればというふうに思います。

私はこの財政ですけれども、やはりあの医療・介護費用が増大していくということになってきます。やはり公費負担の財源確保を図るためには、利用者負担の増とか税金の増が早道ですけれども、そう簡単に負担を求めることはできません。先ほどから社会福祉基金のことが松本議員から出ていましたけれども、基金を準備しながら積み立てて準備しておくとか、あるいは国等の消費税はわかりませんが、消費税が国が上げれば恐らく膨張していくこの社会保障費に対応すると思いますがそういう点、それから私は一番考えなければならないのは、この医療費や介護

費の抑制を図る事業や支援活動、このことを活性化することによって、健康が維持できることで、結果としては社会保障費が削減される社会を目指すべきではないかなと私は考えています。

少し話は変わりますが、熊日新聞に大きく載っていました、これ見られた方がいらっしゃると思いますが、これは熊本地震です。被災した市町村、予算が3倍になったと。うちは今、35、6ですか、100億ですよ、なったと。積み立てていた基金が9割減ってしまった。だからこれは財政を圧迫してから突発的なことが起きれば大変なことになるという記事が、熊日新聞に報道されておりました。そういったことから、被災した市町村は財政状況が厳しさを増してきて、その上高齢化に伴い、増加傾向にある社会保障費などのしわ寄せ、それから基金残高の減少で突発的な財政需要に対応できない恐れがあると、経験したことの無い危機的財政状況があると。だから、非常に市町村がどのように今後対応していいかわからないということが載っておりました。私たちの地域でこの自然災害はあってはなりません、必ずやってくるこの2025年問題、このことを念頭においた財政運営が求められるというふうに思います。

それから課長、課題と対策のことについて、提言したいと思いますが、私はやっぱり三つあると思います。一つは、さらなる社会保障費の膨張に対する対策をしていくと。それから病院の病床不足、福祉施設の不足、慢性的な専門職員の人材不足へ対応するための医療・介護体制の強化、そして最後に高齢者がいつまでも元気であれば結果として医療・介護に要する費用が少なくて済みますので、介護予防の推進とか特定健診の更なる受診率向上などしていけば、健康長寿が推進できるかなというふうに思います。

ある病院に勤めてらっしゃる方が、外国から来られている方が勤めてらっしゃいます。その病院長が将来的には介護医療関係の専門職員が不足するから、恐らく海外から来てもらわないと労力が足りない。そういうのをして、英語ができる人を採用してその準備にかかっているというようなことを言われましたので、やはり先を見る施設においてはちゃんとそういう対策も打っておられるということで、私もその病院長さんから話聞いて、ああ、しっかりしてらっしゃるなということを感じました。今は75%の人が病院で亡くなっています。これだけ高齢者が増えると、病院のベットだけでは圧倒的に足りなくなってきました。ならば、自宅で最後を迎えたいと望んだとしても、今のままでは在宅医や訪問看護師、訪問看護ヘルパーの数は足りません。そこで国では先ほど課長が言ってましたように、住み慣れた地域で最期までをスローガンに在宅医療、介護の充実を軸にした地域包括ケアシステムの構築を市町村に今進めています。恐らく第6期の介護の策定計画にも入らなけ

ればなりません。しかし、私はこの地域包括ケアシステムをこの2025年問題だけの対策に終わるのではなくて、やはり希望ある未来を見据えた新たな村づくりへの発展につながるようなシステムにしてはどうか。極端に言えば、うちの村は実態はアナログです。それを夢と希望と未来があるように、極端に言えば地域づくり研究所せっかくありますから、連携して新たな村づくりのこの介護福祉医療関係も含めてデジタル化への方向につなげていけば、山江村の新たな発展につながっていくのではないかなと活性化するのではないかなというふうにも考えます。このことをぜひ今度の計画の時に、このシステムについてですね研究してもらえればどうかと思います。

いろいろと2025年問題について質問してまいりました。最後に、2025年問題対策検討委員会の設置を提言をいたします。今後2025年問題を見据えて、社会全体の超高齢化に伴い、高齢者世帯の増加、認知症を伴う高齢者の増加、死亡者数の急激な増加なども顕在化しています。また医療費の増大に伴う財源確保の問題や、介護医療サービスそれに関わる慢性的な専門職員の不足の問題などが予測される中、国、県の動向を踏まえ、村独自の総合戦略的な対策を講じる必要性は誰の目からも明らかであります。多くの知恵と力を合わせたこの2025年問題対策検討委員会を立ち上げられる考えはないか、お伺いをいたします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 2025年問題から福祉全体、また今後の山江村の地域づくりの問題への提言だったというふうに思います。冒頭に2025年問題をどのように捉えておられるか村長のご所見を伺うというようなことがありましたので、それも含めてですね、私の考えを述べさせてもらいたいと思いますし、この問題につきましては本当にありがたい一般質問でございます。というのも、健康福祉課のほうでも、もろもろの事業を行っておりますけれども、最終的にはやはり医療の問題と介護の問題と予防医療の問題を総合的に考えていかないと、この2025年問題、今後の問題には対応できないということでもあります。係はそれぞれ健康福祉課がおりますけれども、その連携をどう図っていけばいいのかということが求められているんだろうと思いますし、その中で新たな山江村に合った事業のメニューを考えていかなくちゃいけないんだろうというふうに思っております。そこでこの2025年問題を考えるにあたって、まず人口動態を冒頭おっしゃいました。人口動態の話もしましたけれども、この2025年問題の前に私も何度か一度か二度話したことあると思いますけれども、人口動態の区分けが今0歳から14歳、15歳から64歳、それから65歳以上と。いわゆる年少人口と生産年齢人口と高齢者人口というふうになっているんですけれども、実は地方創生の計画をつくる時に、山江村は2

0歳以下を年少人口、要するに20歳以下でほとんど仕事をしている人はいない現状にあって年少人口にして、21歳から70歳か75歳までを生産年齢人口にして、それ以上を高齢者人口にしないと現況に合わないんじゃないかなろうかというようなことも考えて、この数字もつかむ必要があるんじゃないかなろうかというふうにちょっと提言をしました。議員の皆様方の中にも、まだまだお若くて現役なのに、高齢人口に入ってしまったという方もおられるわけでありまして、ところが本当にまだまだ元気に頑張っておられる姿を見ますと、高齢者人口というよりもまだ生産年齢人口に入るんじゃないかなろうかというような推計も必要じゃないんだらうかということを考えたりもしております。それとこの人口問題はですね、日本の都市問題だと私は捉えております。議員の皆さん方には、この資料はやってないかもしれませんが、実は人吉球磨ですね、10年後2025年に、要するに75歳以上の方が増加するのは、1、2、3、4、5町村です。あとの5町村は減少するという傾向があるわけです。ただこれは逆にですね、山江村では現在65歳以上が127名、うち75歳以上が26名増加します。要するに2025年問題をと申しますと、具体的にいいますと、その団塊の世代が全員75歳以上になってしまう2025年に、問題が、いろんな課題が発生しますよということでありますならば、この26人の方々に対する対策を打てば、事足りるということになるわけですがけれども、都市では26人どころか何十万、何百万単位ですね、この75歳以上の方が増加していくという時代を迎えます。先ほどから都市問題といいますがけれども、その都市問題と地方の問題を合わせて考えます日本は大変な問題が起きてきますよ。そこでCCRといわれる都市の高齢者を地方に移住させようというような提言もなされているわけでありまして、逆を言うと日本全体でいいますこの山江村も、高齢者人口が増えるというよりも受け入れないといけないかもしれないというような課題も出てくる問題だと思っております。そういう中において、ただ実は先ほど課長が申しましたけれども、要介護の方はですね、ところが2016年本年は、265人です。ただ2025年には、367人に増えますと推計をしております。いわゆる26人しか増えないのに介護者は100人、3分の1、33%と増えてしまうということでもありますから、いかにその介護者を減らして、介護を受ける方々を減らしていくかという課題もここに見えてこようかと思えます。ただ一方、熊本県のほうではですね、熊本県の医療問題を今後のことを考えようという取り組みがなされておりました。地域医療構想ですかね、熊本県で医療の構想をつくりましょう。それは何を目的としているかということ、ベット数を減らそうとしております。いわゆる在宅医療を増やししながら、週末医療はお金がかかるものですから、週末医療を在宅で、家で週末を迎えるというようなやり方を推進しようとしているというような状況でもご

ざいます。そういう中において、山江村としてどういうふうに考えていくかということでありませけれども、まさに議員申し上げられました2025年問題対策検討委員会ではありますが、既にですね、実は地域医療検討会として2025年問題対策委員会を立ち上げてあります。それは何をするかというと先ほど申し上げました、高騰する医療の問題対策をどうやっていくのか、それから先ほど102名増えるといわれる介護者をどう減らしていくのか、そのためには、予防医療という要するに健康寿命をいかに延ばしていくのか。私も初めて聞きましたけれども、議員もおっしゃいましたけれども、65歳以下の方が17万9,000円で、65歳の人は81万円。倍増どころか5倍ですか、4、5倍増えるということはですね、いかに不健康な形で高齢者の方が病院に行っておられるかということでもあります。平均によりますと日本人の平均寿命は、男で80歳ちょっとだったと思います。女性で86歳を超えたと思いますけれども、その健康寿命と言われております寿命につきましては、それから約10歳を引いた年齢が健康寿命と言われて、平均だそうです。いわゆる男が70歳ちょっとで女性が76歳ちょっとで何らか健康不安を抱えている。思い切って仕事がでけんごた体になったとかですね、もう旅行にも行かれない、もう行くところが足の不自由かけん、行ってもこうおもしろくない、楽しくないとかですね。という不健康な寿命と言われるゆえんであります。その年齢をやっぱり2歳、3歳、5歳と増やしていくといえますかね、元気で長生きする方を増やしていくということがですね、この福祉の問題に対する第1番目の、1丁目1番地であろうというふうに考えているところでございます。そういう意味におきましてはですね、本当にその地域医療検討会、例えば終末医療とか在宅医療とかする場合は、当然お医者さんが近くにおいて、その訪問看護師さんがその在宅に行って、いろんなアドバイスをして具体的な医療の相談をするとか。訪問医療としてお医者さんが昔の往診ですけども、直接家に行っているんな医療をするとかいうことをやらないとですね、高齢者は増えていくのにベット数は少なくて家に帰れでは対応できない状況がくるんでであろうというふうに考えております。従いまして、その付近も含めてその要するに医師の要請も含めてですね、今後医療、介護、予防医療の対策をしっかり打っていければと思いますし、ありがたくもICTを活用して要するに在宅においてながら受診できるんだとか、もろもろの活用もできるわけですから、そういうことも積極的に考えてみたいと思っております。今回、国保の全国大会に行きました、そこにはこう書いてありまして、国保制度の1,800億の維持うんぬんと書いてありました。どういうことかなといえますと、将来的には30年の県に国保制度を一括管理をさせる折に、国の財源を減らすというようなことということに気付いたわけでありませけれども、ただ消費税を上げてその分に対して手当て

をすといっておりましたが、消費税を上げられなかったということにより、その財源が減らされたら我々地方は、またこの国の医療制度は大変なことになるんなどということも考えております。そういうことも含めまして、もろもろと本当に重い課題でありますけれども、しっかり勉強させてもらいながら、一步ずつですね、山江の地域福祉を進めて地域医療をすすめて参りたいと思っておりますので、どうぞ今後ともよろしくご助言ご指導願いたいと思っておりますことを考え申し上げまして、答弁にさせていただきます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） この2025年問題は、避けては通れない我が国の大きな超高齢化社会の問題であります。村にとっても、先ほど村長が言われましたように、医療や介護、福祉サービスの提供体制の構築、それにかかる財政問題など大きな課題であります。どうぞ村民の健康長寿社会の実現を目指して、先導してこの対策に取り組まれるよう提言し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ここで暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、再開時刻を3時25分といたします。

-----  
休憩 午後3時13分

再開 午後3時26分  
-----

議長（秋丸安弘君） それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

次に4番、西孝恒議員より、地域づくり研究所について、村営住宅の状況についての通告が出ております。

西孝恒議員の質問を許します。西孝恒議員。

#### 西 孝恒君の一般質問

4番（西 孝恒君） 4番議員、西です。議長の許しが出ましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。くじ引きの順番によりまして私がラストになりますが、最後までよろしくお願いいたします。

通告いたしております質問内容は、1、地域づくり研究所について、2、村営住宅の状況についての2点であります。

まず地域づくり研究所についてであります。地域づくり研究所は、今年1月2

2日に開所式がありましたので、それから約1年ぐらいであります。これまで準備など忙しく活動は始まっていますが、本格的にはこれからかと思えます。それでまだまだ村民の方には、あまり認識されていないように感じるわけであります。実は何名かの村民の方からも、私にも地域づくり研究所のことについて聞かれましたし、また他の人に聞いたけど、よくわかっていないからというようなことのようにありました。そのようなことで、村民の皆さんに理解や認識がいまいちかなと感じるわけであります。そこで開所されてから1年ぐらいありますが、改めて地域づくり研究所の業務内容や特徴、また専門分野としてのお考えなどご説明いただければと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 地域づくり研究所のことがですね、村民の方々に認識されていないということでございます。このことを解決するために10月にはニュースレターという形で地域づくり研究所の情報誌を作成いたしまして、村内各戸へ配布したところでございます。その中で地域づくり研究所の役割や目的として、以下のように説明をしております。村の生活のあらゆる分野においてICTを活用することで、村民所得の向上や雇用の確保、福祉や防災を充実させることができないかなどを研究するということでございます。現在具体的に行っております業務につきましては、東京大学との共同研究の拠点といたしまして、また村民の方々が自由にパソコンやタブレットを使って調査や研究をしたり、また会議用の電子黒板を設置しておりますので、そのようなものを活用した会議、またICT機器の操作を学んだり、また東京大学の特認講師の方をお願いしてミニセミナーの開催を始めたところでございます。このように村民の皆様が学ぶ場としての役割も持っております。それから100人委員会の中に、9つの部会が設置されておりますけれども、この部会ごとの会議などにつきましても、この研究所の資料や機器を使いながら、会議を開催していただいております。以上のようなことが、大まかに地域づくり研究所の業務内容でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） いろいろ説明をいただきました。今地域づくり研究所、ニュースレターもありますしですね、何と言いましてもですね、やはり東京大学とのタイアップで村づくり研究を進めるということ、また目的にもありますように、村の生活のあらゆる分野においてICTを活用することで、村民生活の安全安心な生活の確保や、産業の振興による所得の向上、雇用の確保ができないか研究するということだと思います。また100人委員会もですね、今開催されているところであります。

次に地域づくり研究所は、今1年ぐらいであります、これまでのところの研究の活動による成果や効果があっている部分について、また今後の研究所への期待と展望についてお願いしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 地域づくり研究所のこれまでの成果ということでございますけれども、まだ発足して1年足らずでございますけれども。まず東京大学との共同研究によりまして、山江村の地方創生情報化戦略というものを策定いたしております。山江村の情報化の現状の分析などを行っております、この計画書の中では、大きく4つの分野でICTを活用した情報化戦略というものを策定いたしております。具体的には、農業分野におきましては、地産地消化、それから山江栗のブランド化、雇用といった問題、それから環境・防災分野におきましては、鳥獣被害、防災対策、森林資源の管理、公園づくり。福祉分野におきましては、高齢者の安心・見守り、在宅介護、それから妊娠・出産・子育てについてを研究いたしております。それから教育人材分野におきましては、教育とか人材育成などについてそれぞれ取り組むべき課題と目標を設定いたしまして、年次計画を策定いたしております、その計画に基づいて取り組んでおるところでございます。

このほか、山江栗のブランド化、ブランディングを目指して、山江栗の現状というものを報告書にしてとりまとめております。これまで山江栗につきましては、具体的な資料等もございませんでしたけれども、この研究所のほうでいろんなこれまでの山江村の報道されたものであるとか、書籍であるとか、そういったものを研究いたしてまとめております。またその報告書の中では、昨年開催いたしました栗まつりにおきまして、来場者に対するアンケート調査を実施しております。この目的は山江栗の認知度、イメージ調査といったものを行っております、そのほか先ほど申しました各紙の文献資料の調査であるとか、専門家による後援会の記録などを報告書にしてまとめております。それからまた現在、山江栗のブランディング、販売戦略などに活用しておりますけれども、この間地産地消をすすめる上での将来ビジョンというものも策定をいたしております。これは学校給食と地域の地産地消から持続可能な農業を目指すものとして、学校給食の現状調査と子供たちに対するアンケート、それから農家の現状調査と農家へのアンケートということで、そういった事業をする上での課題の洗い出しなどを行いまして、学校給食の地産地消化の実現から地域全体の地産地消化と地域支援型農業というふうに位置付けておりますけれども、の展開を目指した取り組みを行うということで、現在農家と学校給食関係者の動きが始まっているところでございます。今後につきましては、研究所は村民の方々やまた外部の産・学・官・金・労・言といった専門の機関などを結び付けま



して、山江村の課題解決に向けた政策の立案なども行いたいというふうを目指しているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今、北田企画調整課長よりですね、ご説明をいただきました。まだ1年ぐらいでありますけれども、今情報化戦略、それから先ほど山江栗についてそれから学校給食から進める地産地消ですかね。このテーマに取り組んだということでこれについては、人吉新聞とか熊日、朝日、西日本とか、山江ケーブルテレビとか一応そういったメディアでもですね取り上げてあったと思います。先ほど村民生活の安全安心な生活の確保とかですね、所得の向上とか、あらゆる分野においてICTを使うということでもありますので、特に今までのご説明もですが、今後期待される場所としては、村の農林業とかそれから果樹栽培とか、河川や堤防の安全対策とか、村の諸課題に対しですね、アナログからどのようにしてICTを使い、課題に向けてですね対応していくのかということですね、これは今後、非常に期待される場所だろうと思います。それは今から考えられることかと思えます。学校のICTはですね、非常に進んでいると思います。

次に、初年度の予算執行状況の主なものについてですが、平成28年度当初予算ですが、地域づくり研究所の当初予算を見ますと、地域づくり研究所運営費としてですね、区分はいろいろありますが、合計で1,168万5,000円。全額一般財源となっております。その後ですね、補正予算第1号では、追加補正はありませんが、少額の消耗品費や工事請負費があります。その代わりに備品購入費が減額でゼロになっています。そして補正予算第2号では、通信・運搬費や動力引き込み作業費が追加となっております。これは合わせて26万円ぐらいですが、このことは既に議会を通過したことで、少額ながら予算の配分や組替えが1号2号と早い段階で細かく補正をしてもらっていると思えます。その付近も含めてですね、どのように反映されるのか、予算の執行状況の主なものについてお願いします。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 予算執行はちょっと課長からさせますけれども、そのICTの使い方についてですね、ちょっと誤解を招いちゃいけないというところがありましたので私のほうから付け加えてということになります。教育ICTも全く一緒でありますけれども、人間はアナログでありますので、そのアナログたる人間の板書とか教科書とかを中心としながらですね、その要するに教育を進める道具としてタブレットと電子黒板を使っているということになります。従いまして、現在今やって

おりますのは栗まつり、栗のブランディング化だとかそのいろんな研究成果だとか、あそこは山江栗のダンボールをつくったりもしております。それから栗のパンフをつくったり、例えば100人委員会もあそこで研究、いろんな話し合いをしておりますし、昨日は役場の若手のワーキンググループが話し合いをしております。タブレットと電子黒板を使ってしてたんですけども、ということを表を見るとすべてアナログであります。ただ相違う形をより良きICTがといますかデジタルが得意とするところを組み合わせ、暮らしを便利にしていこうという取り組みでありますので、すべてのものについてICTをふんだんに使って、ICTありきのICT研究所ではなくて、暮らしを手助けするICTのあり方について研究をしていくということでございますので、そのところは私のほうからちょっと補正させていただきたいと思います。予算につきましては、北田企画調整課長が答弁いたします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 予算の執行状況でございます。平成28年度につきましては、先ほど疑問視されてましたように1,168万5,000円。村の単独として、一応予算計上はさせていただいております。この内容につきましては、東京大学との共同研究及び地域おこし協力隊等の募集にかかる委託料として420万円、地域おこし協力隊を採用いたしましたところで、報酬であるとか、協力隊の居住費の補助金、それから研究所の備品等の購入ということで計上いたしております。東京大学との共同研究につきましては、年度当初契約を行いまして、情報化戦略に基づいた事業の進捗管理とか栗のブランディング化、また先ほど申しましたミニセミナーの開催などをいたしております。研究所の備品は、各種のICT機器の導入は完了しております。この予算につきましては、平成28年度は単独でございましたけれども、平成27年度の年度末に国の補正予算が出ております。こちらのほうは地方創生の加速化交付金ということで、こちらの獲得のほうもいたしております。なるべく単独予算を使わないというところで、こちらの地方創生加速化交付金のほうの予算を充当しようということで進めております。ということで今回の地域づくり研究所の運営費等につきましては、平成27年度の補正予算、地方創生加速化交付金事業のほうで充当をしているというふうな状況でございます。

予算の執行状況につきましては、以上のような内容でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今、予算執行状況ということで、ご答弁をいただきました。それから先ほどですね、村長からICTの使い方についてご説明がありました。私もICTを使うところとあんまり利用できないところとそれはあるかと思えます。こ

ここにですね、研究所の設置、目的というのがありましてですね、大きく書いてあります。山江村においては光ファイバーケーブルを村内全域に整備して、ケーブルテレビ放送、インターネットサービスを提供しています。本研究所はこの情報インフラを利用して村民生活のあらゆる分野においてICTを活用することで、村民生活の安心安全な生活の確保や産業の更新による所得の向上、雇用の確保ができないかを研究することを目的としていますということでありましたので、一応村内には光ファイバーケーブルをですね全域に整備し情報インフラを利用する、これは利用がある程度できるかなあとは思います。そういうことで、あらゆる分野ということで一応そういう農林業にもそういったことが活用できるのかなあとということですね、ちょっとその辺もお尋ねしたところでありました。

予算執行については当初予算を見ますと、一応ですねこれはもう課長の説明あったかどうかはわかりません。一応その中で一番は報酬委託料、それから使用料及び賃借料ですね、この辺がちょっと大きな部分だと思えます。それから設備とですね、今研究所にある設備ICT機器、その設備とその維持管理費というのは、委託料から出ているのかなあと思えます。それから先ほど、企画調整課長のほうからありました研究所の備品を購入していますとかっていうのがありますが、この備品購入費はゼロになったところでもありますが、それはまた意味が違うところかと思えますが、備品購入費はゼロになってその代わりに消耗品費が20万何とかって上げてあります。別に入っとりますけれどもですね。差し引きここはゼロになったところでもありますけれども。それで備品購入費とその維持管理はどの辺になるのかお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 備品購入費等につきましては、先ほど申し上げました平成27年度の補正予算の地方創生加速化交付金事業を活用しております。この予算は今年の3月に補正としてついたものでございまして、平成28年度の当初予算は今年の1月頃に予算要求をして、作り上げておりますのでその間の少しタイムラグがございまして、両方予算を計上しておいて、それで単独分は加速化交付金がとれた場合は、なるべく使わないようにして100%の国の交付金を優先して使おうということで、そちらの平成27年度の補正予算のほうで備品等は購入いたしております。パソコンとかそういうものの使用につきましては、委託料じゃなくて使用料のほうで支出をいたしております。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西孝恒君） 予算関係についてはですね、当初予算と私がわかっているのは、1号、2号の補正予算で、3号、4号にはありません。その中を見たところの

ことでありました。

それからですね、地域づくり研究所は東京大学とタイアップしながら、村づくりを研究するというので、東大との協力は非常に、かなり専門的分野であり、研究所のコンピューターの存在でもあるかと思います。それで担当していただく東大大学院の先生がですね、定期的に来村いただいているということでもあります。そういうその来村いただいていますことは本当に大事なところだと思います。例えば月に何回ほど見られるのかですね、ちょっとお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 東大との共同研究ということで、契約を締結して行っているわけでございますけれども。大体毎月1回1週間程度滞在されて、山江村のほうで調査研究を行っておられます。大学のほうでも専門書等につきましては、国会図書館であるとか東京大学の図書館等で資料収集されとるということでございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 山江村との共同研究で委託しておりますので、こちらに来られないときは、山江村の共同研究の仕事を東京大学のほうで、多分月水金だったと思いますけれども仕事をされながら、月に1回今課長申しましたとおりこっちに来られるということでございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 東京大学大学院の先生はですね、月に1回お見えになるということでもあります。1週間ぐらい滞在はされるということですね、また向こうのほうで研究をなさっておられるということであったと思います。地域づくり研究所、開所から1年ぐらいですけれども、地域づくりの専門部署としていよいよの活動の展開を願ひまして、この質問を終わります。

次に、村営住宅の状況についてであります。現在、蕨野団地の宅地造成が終わりましたようで、今後11戸の村営住宅が建築予定となっておりますので、本村の団地の箇所もですね、団地の概要を見ますと、合わせてちょうど10カ所になるのかなと思います。団地の効果は村営住宅条例により、公営住宅法に基づいてさまざまな条件や基準、入居者の資格など決められていますが、住宅に困窮されている方やいろいろな事情により公営住宅への入居を希望される方にとりましては、本当にありがたい居住環境であると思います。同時に少子高齢化や人口減少対策として、山江村人口ビジョンや山江村「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も策定されていますが、その対策の一環としても、公営住宅は原動力として重要なところであると思います。そこで現在の住宅の状況を伺います。まず、各団地の入居状況そして家賃の

納付状況、それから耐用年数を過ぎたものから新しいものまでありますが、維持管理のための改修計画など、この3点についてお願いします。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議員ご質問のまず各団地の入居状況のほうからご説明申し上げます。村内には9団地181戸の村営住宅が整備されておりまして、12月1日の入居状況を申し上げます。まず新寺ノ下団地が24戸でありまして59名の方が入居されております。内訳が大人40名、子ども19名ということで、子どもにつきましては高校生以下ということしております。林田団地24戸、79名、大人が48名で子どもが31名ということです。北永シ切団地62戸、190名の大人122名、子ども68名。城内団地14戸、43名、大人30名子ども13名。柳野団地10戸、38名の大人18名子ども20名。菘原団地20戸、82名の大人35名子ども47名。堂園団地8戸、33名の大人16名子ども17名。井出の口団地9戸、34名の大人17名子ども17名。新城内団地10戸、37名の大人19名子ども18名ということで、181戸ということの595名の方が現在入居されている状況でございます。次に納付状況ですけれども、家賃の納付状況11月末現在でございます。現年度分の未納者の状況を申し上げますと、各団地2、3軒の方の未納がありまして、それも一月から二月の納入遅れがっております。また過年度分につきましては、長期滞納となっております、納付計画によりまして現年度分と合わせてですけれども少々遅れてはですが、納入はされている状況でございます。それから各団地ごとですけれども、維持管理、改修と修繕の状況ですが、ここ近年といいますか現在までの予算を伴った大規模改修につきましては、新寺ノ下団地がドアの取り替え工事と下水道への繋ぎ込みの工事に伴いますトイレの改修、それから林田団地が屋上防水、それから外壁補修などそれと玄関ドア取り替え。あとは同じく下水道への繋ぎ込みのトイレ改修。それと北永シ切団地が、下水道への繋ぎ込みのトイレ改修と現在行っております分棟工事でございます。城内団地、柳野団地、菘原団地につきましてはそれぞれ下水道への繋ぎ込みのトイレ改修、堂園団地、井出の口団地、新城内団地については近年大規模等の改修は行っていない状況でございます。それから軽微な修繕等につきましては、住宅管理費の中の予算の中から、それぞれの支障を来たす部分、それから屋内、屋外の来たす部分ということで、管理の中から予算内で修繕を行っているところでございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 白川課長よりですね、まず各団地の入居状況から維持管理までですねご説明いただきました。村営住宅の状況についてですね、一応この資料もあ

りますけれども、今課長からは最新の状況を伝えていただいたと思います。595名ということだったですかね、181戸は同じですけれども。状況はわかりましたけれども、一応この戸数がですね、全戸利用されているのか、空きがあるのかというところは説明ありましたですかね。全戸入居されているのか。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それではお答えいたします。整備されている181戸につきましては、今のところ全戸全て入居ということで、現在のところ空きはないということでございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 各団地の入居状況についてはですね、全戸利用ということでした。次に、家賃の納付状況についてお答えいただきましたが、徴収率としてはですね、監査意見書とか、決算書とかありますので、そちらも見ましたところ、99.6%でわずかなですね、100%に近いと思います。しかし不納欠損額は無いということでこの集金についてはですね、努力されていると思います。それから維持管理の改修計画についてですね、ちょっとお尋ねしましたのは、実はこの資料、資料というのは維持管理の改修計画についてですね、この資料を見ていたものですから、この資料は公営住宅の戦略的な維持管理についてということで、国土交通省の住宅局住宅総合整備課、企画専門官の脇山企画専門官という方がですね書いておられまして、この中に公営住宅の戦略的な維持管理ということで、特に維持管理について書いてある資料でありました。この中に公営住宅法に引用しながらですね、一応書いてありました。しかし、その中に長寿命化計画とか修繕計画とか書いてありますけれども、今、先ほど白川課長からですね、全戸入居されている利用されているということでもありますから、入っておられるのであんまりこうですね、扱えないというようなところもあるかと思えます。修繕費が当初予算で300万円ほど上げてあります。その中から先ほどの各団地の改修の状況を先ほど話していただいたと思います。今ですね既設の公営住宅は、181戸全戸利用で、公営住宅はあればあるほど利用が見込める模様であると思えます。それで今度はいよいよ蕨野団地に村営住宅がまず本年度6棟、その後5棟計11棟が建設予定でありますし、また万江地区では空き家改修が済みますと公営住宅の予定もありますが、このような新たな住宅への問い合わせとか現況をお願いしたいと思えます。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、議員ご質問の新たな入居状況問い合わせということですが、まず建設課が管理しております住宅に対する問い合わせですが、まず既設の181戸に対する問い合わせがっております。現在空きがな

いかということで、毎月4、5件ほどの電話等の問い合わせがあつているところで、現在のところは申し込まれて10世帯の方が入居待ちをされているというところでございます。また新たな住宅への問い合わせということですが、先ほど言いましたが、既設の住宅の問い合わせと併せてあつておりますので、具体的に新しい住宅への入居とかいうのは、詳しくは月何件とか、何件が問い合わせたというの把握してない状況でございます。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 空き家の問い合わせということもございましたので、私のほうでちょっと調査いたしました。平成27年の1月から先月までの問い合わせが16件ございます。空き家を借りたいとか空き家を買取りたいというふうな問い合わせでございまして、この方々の相談される方々の現在の住所地としては、郡市内の方々が13件、九州内が1件、神奈川県と東京都の方々が1件ずつということで、このような問い合わせがあつております。このような問い合わせにつきましては、村内に空き家をお持ちで貸してもいいという方々をですね、今ご紹介して直接交渉していただくというふうな形をとつております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） どうもすみません、今の質問は建設課と企画課と両方入つていたようでございます。空き家については、先ほど16件あるということですね、それも村外あるいは全国からあるということでありました。また既設の住宅についてもですね4、5件あるということでありました。今度の新しい住宅はですね、建築工事はこれからですが、やはり新築は気分がよいですから、希望者も多くなるのではと思います。村営住宅条例による公営団地の効果とまた人口減少対策効果としても今後期待されると思います。

最後に宅地の分譲計画についてでありますけれども、公営住宅の場合ですね、先ほどのよう利点はありますが、長期間になりますと維持管理の取り組みや長寿命化計画、修繕計画など対策がのちのちまで必要であります。自分の希望にあった家を持ちたいという方は、宅地の分譲を願つておられると思います。以前、村政懇談会が城内地区でありました時に、現在は新城内団地を利用されている方から、若いうちに家を作りたいということで、分譲地を希望されているご意見がありました。実は新団地の方のほとんどがそのような考えではないかということでありました。城内地区に限ったことではないと思いますが、この時は村長、各課長ご臨席いただいておりますので、ご承知のことです。本村の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に施策の一環として公営住宅、宅地分譲地整備と上げてありますの

で、今後進められるのではと思いますが、急がれる方もおられると思いますので、現段階での宅地分譲についてお願いします。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 宅地の分譲につきましてでございますけれども、午前中、総務課でもちょっと説明があったかと思っておりますけれども、現在第1分団の詰所の予定地の買収ということで進めております。この残りの部分について2区画程度ですね、分譲地ができないかということで現在検討を行っているところでございます。早急に対応できるとすれば、ここが一番早いのではないかというふうに考えております。それから以前から、候補地を調査いたしておりまして、河川等の掘削土砂を埋めて造成ができるところがないかということで、数カ所あっておりますけれども、農地であったり農振地であったりということで、適地がなかなか見付からないような現状ではございます。また先ほどから申しておりますように、空き家もかなり増えておりました、最近では危険な空き家もございますので、こういったところを相談ができれば村で買い取って、更地にしてお譲りするということが一番早いのではないかなということと、危険空き家の解消にもつながりますので、こういったことも一応検討するべきだというふうに考えておりました、空き家の活用ということも進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） ちょっと補足をさせていただきますと、何から何まで行政が役場がやってしまうというのももちろんあるわけですが、民間の活用といえますか要するに民間の方々、そのアパートをつくったり、建て売りをしたり分譲地をつくったりしたりという要望も実は来ております。ただ、なかなか適地がないということではありますが、当然そういう民間の方々による定住の方策といえますか、道というのも積極的に進めていけたらと思っておりますし、先ほど公営住宅の話がありましたけれども、北永シ切団地、譲渡して買ってもらうということであれば、まさにその定住化をしていただくというようなことにつながりますし、その付近も含めて進めていければと思っております。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 分譲地としてですね、求める人もいるかと思いますが、今のところではですね、1分団のその詰所の付近とか、あるいは造成地の適地を求めているということであったと思います。また空き家の利用とか、また永シ切の分棟が終わりますとそこに定住していただくということで、先ほど秋丸議員からもありましたようにですね、その辺は進めていかれるかと思っております。山江村の「まち・ひと・



しごと創生総合戦略」の中の基本目標の中に、移住定住の促進づくりとありますが、そのための最も効果があるのは公営住宅や特に定住は宅地分譲ではないかと思えます。なるべく若いうちに計画を立ててつくりたいと願っておられる方々のためにも、整備計画を願ひまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（秋丸安弘君） これで通告は終わりました。一般質問は全て終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。ありがとうございました。

- - - - -

散会 午後4時10分

第 3 号

1 2 月 9 日 ( 金 )

## 平成28年第7回山江村議会12月定例会（第3号）

平成28年12月9日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  |         | 事件の訂正請求について                                 |
| 日程第 2  | 発議第 9号  | 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書                    |
| 日程第 3  | 議案第 56号 | 公共工事請負変更契約の締結について                           |
| 日程第 4  | 議案第 57号 | 山江村農業委員会の委員及び山江村農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について |
| 日程第 5  | 議案第 58号 | 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第 6  | 議案第 59号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について               |
| 日程第 7  | 議案第 60号 | 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について                 |
| 日程第 8  | 議案第 61号 | 平成28年度山江村一般会計補正予算（第4号）                      |
| 日程第 9  | 議案第 62号 | 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）              |
| 日程第 10 | 議案第 63号 | 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）                |
| 日程第 11 | 議案第 64号 | 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）              |
| 日程第 12 | 議案第 65号 | 平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）                |
| 日程第 13 | 議案第 66号 | 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）             |
| 日程第 14 | 議案第 67号 | 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）             |
| 日程第 15 |         | 委員会の閉会中の継続審査の件                              |
| 日程第 16 |         | 議員派遣の件                                      |
| 日程第 17 |         | 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）    |

2.出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 赤坂 修君	2番 横谷 巡君
3番 森田 俊介君	4番 西 孝恒君
5番 立道 徹君	6番 谷口 予志之君
7番 秋丸 光明君	8番 中竹 耕一郎君
9番 秋丸 安弘君	10番 松本 佳久君

3.欠席議員は次のとおりである。(0名)

4.職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 新山 孝博君

5.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 内山 慶治君	教育長 藤本 誠一君
総務課長 豊永 知満君	税務課長 山口 明君
企画調整課長 北田 愛介君	産業振興課長 平山 辰也君
健康福祉課長 一二三 信幸君	建設課長 白川 俊博君
教育課長 蕨野 昭憲君	会計管理者 中山 久男君
農業委員会 事務局長 迫田 教文君	代表監査委員 木下 久人君

開議 午前10時00分

議長（秋丸安弘君） おはようございます。

ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員10名で定足数に達しております。

本日は、会期日程、日次第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。議事日程順に質疑、討論、表決を行います。

発言については、山江村議会会議規則第53条（発言内容の制限）の規定を守って質疑をお願いいたします。

また、会議規則第54条（同一議題の質疑の回数は3回）の規定と、同規則第55条（発言時間制限60分）の規定はお守りいただきますようお願い申し上げます。

なお、3回を超える場合は、第54条但し書きにより、議長の許可を得てお願いいたします。

一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、12月7日の提案理由説明の際に、数値を誤って報告しておりますので訂正をさせていただきます。

議案第62号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）の提案理由説明におきまして、歳出予算2ページの款2保険給付費、項1の療養給付費の金額を1,003万1,000円と申しましたが、正しくは1,310万円でありましたので訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

日程第1 事件の訂正請求について

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第1、事件の訂正請求についてを議題といたします。

村長から、議案第57号の事件の訂正請求書の提出がありました。

提案者の説明を求めます。

村長。

村長（内山慶治君） 本日、事件の訂正の請求書を出させてもらっております。ただいま議長より説明の機会を与えていただきましたので、内容についてご説明を申し上げます。

議案第57号の条例でございますけれども、今議会初日の12月7日提案をいた

しました議案第57号、山江村農業委員会の委員及び山江村農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてであります。提案理由文中の農業委員会等に関する法律、昭和26年法律第88条と記載しておりますけども、正しくは農業委員会等に関する法律、昭和26年法律第88号でありまして、「条」と「号」の文字が誤って記載をされておりました。正しくは、法律第88号でありますので、おわび申し上げます。訂正方よろしくお願いを申し上げます。

議長（秋丸安弘君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております事件の訂正請求については、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第1、事件の訂正請求については許可することに決定しました。

-----

日程第2 発議第9号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第2、発議第9号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を議題といたします。質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本意見書を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第2、発議第9号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書については、可決することに決定しました。

-----

日程第3 議案第56号 公共工事請負変更契約の締結について

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第3、議案第56号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。質疑を許します。質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） おはようございます。8番、中竹です。よろしくお願います。議案第56号の公共工事請負変更契約の締結についてということですが、説明の中で変わったところが屋外子局の設備が1局増えたというようなことで説明がありました。これは、場所はどこだったですかね。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） 場所につきましては、5月から6月にかけて村政懇談会を行いました。その中で地域のほうから要望がありまして寺山地区に1基を新設するというところでございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 一応ここで確認をしたいと思うんですが、このよくわからないんですけども、屋外子局設備については、例えば区長さんのほうから電話でその地区内の放送が設定できるというふうな説明がありましたが、これはどの地区も原則的にそういうふうになるわけですか。今回から。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） まず、区長さんからその地域の方に連絡する場合に、まず電話番号のほうを登録してもらって、その登録した電話から直接あるいは録音してですね、その地区内に放送できるというものでございます。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） これは、今回は全地区この子局があるところではできるようになるわけですか。全地区、この寺山だけじゃなくて。さっき言われたように登録すれば、全地区できるようになるわけですか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） 地区ごとに放送ができるということでございます。全地区です。

8番（中竹耕一郎君） はい、わかりました。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） もう1回よろしいですか。そうすると、これは当然その予約をしてできることになれば、何月何日にこういうふうなことをしたいからという予約設定がして、できるわけですか。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） 議員言われるとおりに、予約設定ができるということでございます。屋内と屋外一緒になっております。

8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第3、議案第56号、公共工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第4 議案第57号 山江村農業委員会の委員及び山江村農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） それでは、日程第4、議案第57号、山江村農業委員会の委員及び山江村農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第4、議案第57号、山江村農業委員会の委員及び山江村農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第5 議案第58号 山江村税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第5、議案第58号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第5、議案第58号、山江村税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。



た。

-----  
日程第6 議案第59号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第6、議案第59号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第6、議案第59号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----  
日程第7 議案第60号 山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第7、議案第60号、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第7、議案第60号、山江村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

-----  
日程第8 議案第61号 平成28年度山江村一般会計補正予算（第4号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第8、議案第61号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第4号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

3番、森田俊介議員。

3番（森田俊介君） おはようございます。13ページですが、農業振興費の19の栗選果場設置整備負担金とありますけれども、これの説明をお願いします。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 13ページの農業振興費の栗選果施設整備負担金の272万円を計上させていただいております。これはJAが事業主体でありますけれども、JAの栗選果機の入替えに伴います市町村負担金ということでもあります。この選果機につきましては、平成元年度に当初整備をしております。それがもう28年間過ぎているということでありまして、処理能力と騒音等によります老朽化も入ってますけれども、地元からの騒音に対します夜間等の苦情も出されたということでありまして、今回新たにJAが事業主体で補助事業を活用しまして、導入するということに対します市町村の負担ということでもあります。市町村の負担割合は、当初の事業費がありまして、それに50%の国の補助金があります。その残りの補助金を市町村が30%、そして残りの70%はJAが自己資金というふうに整備するものでありまして、その市町村分の30%分の山江村の負担金ということでございます。

議長（秋丸安弘君） 森田俊介議員。

3番（森田俊介君） 以前ですね、ちょっとあったですけど、山江のほうにも栗選果場設置したいという考えがあるというふうに聞いていましたけれども、その面のほうは別にお考えはないんでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） それではお答えいたします。農協が合併いたしましたので、それ以来、山江栗という名前が球磨栗に変わってしまったという経緯がございます。そこでまだ山江栗を求める方がですね、特に栗生産地の栗のお菓子屋さんが山江栗を欲しいと言われていたというであり、山江栗は山江栗として本村としては名乗ってきた経緯がございます。ただ農協が扱う分につきましては、全て球磨栗として出荷されてきたということでもあります。従いまして、山江村は山江村で山江栗として選果場を整備しながら山江栗で頑張っていくんだというようなことを申してきたわけでありまして、農協のほうとしてはですね、ぜひ農協のほうに出してほしいということでありまして、ただ山江栗という名前使わないでしようというようなことを言っていたわけでありまして、実はそういうやり取りの中、昨年ですね、これは栗生産農家の方々もご承知おきいただきたいと思うわけですが

も、福田農協長と市町村長との意見交換会がありました。そのテーマは栗とお茶でありました。その栗の取り扱いについて、私は選果場をつくってでも山江栗を守りたいんだと申したわけでありまして、農協のほうは従来どおり、農協の選果場のほうに出していただきたい、共販をお願いしたいというようなことでありました。そういうやり取りの中で、農協の選果にあたって山江栗を持ち込んだ場合、そして山江村が必要とする数量はですね、別に選果をすると。農協のほうが別に選果をして山江栗として取り扱う。いわゆるこれは今の球磨地域振興局の福山局長がですね、裁定をされたわけですが、人吉球磨は球磨栗と山江栗の両方でいくんだということとを昨年の6月頃その話し合いの中で決定をされた、申し合わせをしたということになりますから、あえて山江村に選果場をつくらなくとも、JAの選果場に持ち込んで、山江村が山江栗として、山江栗の名前で活用したいといいますが、その分は別集荷して介してくれるということになっているわけでありまして、農協との関係をやっぱり良好に保つためと言いますが、お互い譲り合いながらですね、その栗について振興していくということは大事なことでありまして、その方向で決まったということになります。今回出しました山江栗のモンブランでありますけれども、もちろんその直接渋皮煮はやまえ堂が作っておりますので、やまえ堂に山江栗を持ち込まれる分もあります。そして山江栗モンブランのペーストの部分は、物産館のほうで手配しておりますので、その山江栗のほうも物産館に直接持ち込まれる部分もあったわけですが、足りない部分は農協と相談しながら、補充しているというような形をとっているということになります。当分の間、山江村150トン程度の栗がありますから、選果場、10、20年ぐらい前のようですね、500トン近い栗を扱うということになれば、そういう選果場あたりも考えなくちゃいけないということを思っているわけですが、当分の間は農協と協力しながら、連携しながらやっていくというほうが、お互いですねベターであろうということでありまして、そのような方向で今進んでいるところでございます。

3番（森田俊介君） 質問を終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 2点だけ質疑をいたします。

ページは、12ページ。環境整備費に負担金補助および交付金で、向鶴地区の浄化槽管理組合補助金ということで上げてます。恐らく大型の合併浄化槽と思いますが、この施設の劣化といいますか非常に年数が経ってますからどのような状況なのか、これが第1点。それから2点目、14ページ公有林造成費で、財産購入費とい

うのが計上されています。恐らくこれは山林だと思いますが、この購入にあたっての意義と価値について、この2点について質疑をいたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それではただいま質問がありました、向鶴地区浄化槽管理組合補助金ということで説明をしたいと思います。この向鶴地区の浄化槽につきましては、高速道路工事に伴う集落移転のため、現在の向鶴地区を造成して移転先としたところであり、昭和59年に移転契約を結んだということですので、その当時つくられた浄化槽であると思います。浄化槽につきましては、55人槽ということであります。経年劣化で2機ある送風機並びに配電操作盤が腐食、それからタイマーなどが機能しないことになっておりますので、これにつきまして地元のほうから修繕費用が高額なために村のほうで補助がいただけないかということで、今回補助金として交付をするものであります。村が造成工事に合わせて設置しているところです。

以上です。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 14ページの公有林造成費の公有財産購入費ということであります。これは2,500万円計上させていただいておりますけれども。これは万江地区の山林、172町ぐらいのですね、これが競売に出しておりますので、近くには村有林もありますし、万江川の水源として大変水源涵養のためにも重要な山林だというふうに思っております。またその中に、特用林産物も生産されておりますので、これはぜひ村で購入してですね、万江川を守るそして自然を守るためにも近くに村有林もありますし、一体となって整備する必要があるというふうに思っておりますので、今回計上させていただいたということでございます。

議長（秋丸安弘君） 横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 1点目に質疑いたしました向鶴地区の合併浄化槽。高額な受益者負担といいますが、非常に高齢化世帯でもありますし、村でつくったということならば、集落排水事業区域内との兼ね合いからですね、やはりその適当なる割合で助成して環境衛生面を一新していくという意味からはぜひそういうふうをお願いをしたいと思います。

それから2点目、今課長のほうから競売物件というふうにお聞きをいたしました。確かに隣接して上の方には100町歩ほどの村有林がありますし、万江川の源流、環境林としても経済林としても、もし村で確保できれば村民の後期の利益とかあるいはいろんな面でですね、役に立つ産業じゃなかろうかなというふうに思います。しかしこれは競売ならば入札です。取れるか取れないかわかりませんけれ

どもぜひ参加していただいでですね、精一杯頑張っただいで、できれば山江の財産ですから、山江のほうに手元に残ればなあという思いでございませう。どうぞ頑張っただいできたいと思ひませう。終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませうか。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ただいま議題となつております議案第61号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

質疑は教育費関連であります。ページは16ページ、9款教育費、1項教育総務費、2事務局費の中の11節需用費に、光熱水費60万円の計上があります。それから、17ページの4項社会教育費、9目歴史資料館費の中に、11節需用費として、光熱水費60万円、修繕料65万円の追加計上があります。それはどのようなことに使われるのか、執行部の答弁を求めませう。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。この事務局費、それから資料館の歴史資料館費に計上しておりますのは光熱費ですけれども、この歴史民俗資料館の空調設備に伴ひませうガス代と電気代の補正でございませう。この施設の空調設備につきましては、建設当初からガスエアコンとひひませう、ガスエンジンとヒートポンプで動かすエアコンを設置しているところでございませう。ただ、現在は電気よりガスが若干高めの値段であるとか、発動時や冷房時は電力も必要になることから、コストも徐々に上昇している状況ではございませう。この補正につきましては、まずガスエアコンのですね、老朽化に伴ひませうのはもちろんですけれども、昨年と比較しまひませうですね、気温暖かい日が多かつたこと、ちなみに9月でひひませうと30度を超えた日は、平成27年度は5日に対しまひませう、本年度は22日ほどございませう。やはり暖かい日が多かつたために使用量も増えたということと、夏休み期間中高校生などを中心に学習できる環境をつくるために、会議室などを開放いたしまひませう。そのようなことがですね、このガス代の増加に伴ひませうと思ひませう。それから電気代につきまひませう、空調設備の使用量が増えませうと電気代も若干上がりますし、また研修室でございませうところが地域づくり研究所にも変わりましたので、電子機器等も増えた関係でですね、電気代も若干上がっているのが原因ではないかというふうには分析してひひませう。このガスエアコンにつきましては寿命が大体長くて10年、稼働時間が9,000時間が買い替えの目安ということでございませうが、現在ですね年数が17年ほど経過をしてひひませう。稼働時間につきましては展示室が8,900時間、図書室が9,500時間、事務室が2万1,000時間ほど稼動してひひませう、空調機器自体をですね、入れ替えの検討もしなければな

らない時期に来ているのではないかというふうに考えているところでございます。  
そのようなことから、今回追加補正をお願いしたところでございます。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 事務局費の中の光熱水費は当初で124万2,000円の計上があり、今回60万円の補正であります。同じく歴史資料館費も当初予算で124万2,000円の光熱水費が計上があり、今回60万円の補正のようであります。修繕料は当初予算では20万円ですが、今回65万円の修繕料ということであります。ただいまの教育課長の説明でいきますと、ガスエアコンで年数も17年経過している、時間もそれぞれ事務局にあっては2万1,000時間もしているということではありますが、今後更新等も考えていかれると思います。例えばガスエアコンがいいのか、ほかのエアコンがいいのか、何か検討されていますか。

議長（秋丸安弘君） 蕨野教育課長。

教育課長（蕨野昭憲君） 入れ替えにつきましてはですね、協議中でございます。部屋がそれぞれございますけれども、部屋ごとに場合によってはこの部分はガスエアコンがいいのではないか、またこの部屋は電気エアコンがいいのではないかということで、できるだけ経費を安くできるような方法で現在当初予算の編成中でもございますので、協議をしながらしているところでございます。

先ほどですね、ちょっと説明が漏れましたが、事務局費とこの資料館費で折半してその経費を支出しているところでございます。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） ここには、大切な教育委員会事務局がありますし、歴史民俗資料館、最近はいほんの森図書館として非常に利用者も多いところです。さらに説明がありましたように、地域づくり研究所も同じ建物の中にあります。ぜひよく検討されてよりよい施設となりますようランニングコストが安い施設となりますよう期待します。

終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

1番、赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） おはようございます、赤坂です。よろしくお願いたします。

1点だけ質疑をいたします。議案第61号ですけど、ページ数は13ページ。款、農業水産業費、項、農業費、目、果樹振興費の中で、山江栗生産向上推進報酬として補正予算として16万5,000円計上されておりますが、推進につきましては当初予算には載っていなかったもので、年度途中で新設されたものと思いますが、仕

事の内容、構成人員等について説明いただければと思いますけど、よろしく願いいたします。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） それではお答えいたします。山江栗生産向上推進委員ということでございます。これは今年今回立ち上げようとしてます委員でありまして、この目的はですね、山江栗のブランド化を図るためにも、やっぱり山江栗の数量を増産しようという目的があります。その中でこの委員さんにはどういうことをお願いするかといいますと、例えば栗農家が約200軒ほどありますけれども、一つ一つ圃場を回ってもらいまして、個々の栗の生産量をアップさせるためにはどういふことが必要なのか、例えば剪定が必要なんだ、肥料が必要なんだとか、そういうことをですね、例えば遊休農地栗が植栽されて、もう荒れてるところはどうしてこんなに荒らしていらっしゃるのか。そして例えば貸したいけれども誰に貸していいかわからないという方もいらっしゃると思いますので、その方に対しまして、その圃場を一つ一つ回って、その1カ所1カ所の指導を行っていただくと。現場に出させていただいてですね。そういうふうな委員を20名ほどの委員で構成したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋丸安弘君） 赤坂修議員。

1番（赤坂 修君） 今、20名程度の構成人員ということでございますけれども、この委員の方につきましては、一応山江には果樹研究会というふうなものがありますけれども、村外の方の学識といいますか、その専門の方の登用ということもやっぱりあるわけでしょうか。

議長（秋丸安弘君） 平山産業振興課長。

産業振興課長（平山辰也君） 増産と質の向上という目的がありますけれども、これも村からお願いするんじゃなくて、果樹研究会の方とよく話し合いながらですね、そこに専門の方が必要であれば、村外からの委員もお願いするということもあり得ると思います。

1番（赤坂 修君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

5番、立道徹議員。

5番（立道 徹君） じゃ1点だけ。ページ数はですね15ページのですね、7番土木費、4番社会資本整備事業費ですけど。これに設計委託料、村道新設改良工事、これについて質疑いたします。内容です。

議長（秋丸安弘君） 白川建設課長。

建設課長（白川俊博君） それでは、ご質問の内容につきまして説明いたします。社会資本整備事業費でございますけれども、これにつきましては、国の追加補正予算に伴います社会資本整備総合交付金の対象となりました村道の3路線でございます。路線名を上げますと、山江錦線の歩道新設、それから新小山田人吉線の舗装補修、それと吐合宇那川線の防災対策でございます。それぞれに設計委託、工事請負ですけれども、委託料につきましてはこの3本のうちの吐合宇那川線の委託料のみということで、工事請負費はそれぞれの3件の工事請負費を上げているところでございます。

以上でございます。

5番（立道 徹君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

8番、中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） 1点だけ質疑をさせていただきたいと思います。ページは8ページですね。災害見舞金として455万9,000円雑入で計上してあるわけですが、この見舞金についてどういうふうな性格のものなのか。もしくはこの雑入で入った分を使う場合に、何らかのペナルティがあるのかどういうふうに使い方に制限があるのかですね、お尋ねしたいと思います。例えば、被災された方が山江に移住して来られて、その方の見舞いを住宅の補填とかそういうことに使うとか、制限があるのかどうかですね、お尋ねします。

議長（秋丸安弘君） 豊永総務課長。

総務課長（豊永知満君） それではお答えいたします。この455万9,000円の災害見舞金でございますが、これは各県の町村会から熊本地震に対する支援金としまして、熊本県の町村会に寄せられた金額約2億2,700万円の支援金、これを町村へ配分するというものでございます。配分につきましては人的被害それから家屋の配分基準によりまして、ここに出てきております455万9,000円のうち、均等割り額が330万9,707円、それから人的被害ということで、避難された方が山江にいらっしゃいましたので、その分が125万円。合わせまして455万9,707円を今回計上させていただいたということでございます。この使用につきましては、これはもう一般財源に回すということで、使用については制限はございません。

議長（秋丸安弘君） 中竹耕一郎議員。

8番（中竹耕一郎君） じゃあ被災された方について何らかの措置はもう既にされたわけですか。

議長（秋丸安弘君） 村長。



村長（内山慶治君） 私のほうから、ちょっと補足してでありますけれども。総務課長が申しましたとおり、今回の熊本地震の支援金の配分についてはですね、全国の町村会から熊本県の町村会に支援金が送られてきたということであります。従いまして各県の金額は違いますが、合計の2億2,700万円でございます。その配分方法について、県の町村会でもいろいろ考えられたということではありますが、球磨郡のほう、また県北のほう、それから天草のほうは大きな被害があっておりませんので、どうぞ被害を受けたところでですね、お使いくださいというふうに申してきたわけでありますけれども、熊本全区域その地震の指定にも受けておりますし、併せて被災されたところに山江村もそうですけれども、いろんな支援を人的支援を含めてやっているということでもありますから、まず均等割りも考えながらですね、あと亡くなられた方の数だとか、重傷者の数だとか、避難者の数だとかそれから家屋の全壊、半壊の単価を決めまして、それぞれ2億2,700万円を配分されたということでもあります。山江村330万9,707円、これは全く均等割りでありますけれども、避難者を実は3名受け入れております。従いましてその3名分の支援金として125万円がプラスされながら今回の455万9,707円というふうになったことでもあります。県の町村会としてはですね、先ほど申し上げましたとおりそれぞれの町村も災害があられた町村に出向いております。交通費、時間外等々の費用も相当かかっているということでもありますから、その費用に一般財源に充てながら充当させていただければと思っております。

8番（中竹耕一郎君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

6番、谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） それでは、補正予算について1点だけ質問をしたいと思いますけれども。ページは15ページになります。目6の温泉センターの管理運営費の中で、今回需用費で50万円補正が上がっております。当初は確か60万円だったと思いますけれども、どういうことをやられるのかをお尋ねしたいと思います。すみません、修繕料でございました。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） 今回温泉センターの管理運営費といたしまして、需用費、修繕料50万円を計上させていただいております。これにつきましては、消防施設の点検によりまして、明らかになりました修繕でございまして、スプリンクラーそれから自動火災報知機、誘導灯、それから非常照明への修繕費用でございます。

議長（秋丸安弘君） 谷口予志之議員。

6番（谷口予志之君） 今は消防等のほうで指摘があったということでございますけれども、これは以前からはもうなかったわけですね。あったのが何か修繕か何かされるとですかね。

議長（秋丸安弘君） 北田企画調整課長。

企画調整課長（北田愛介君） これは設備をしておりまして、これが経年劣化等によりまして修繕が必要になったということで、今回修繕費を計上させていただいております。

6番（谷口予志之君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第8、議案第61号、平成28年度山江村一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----

日程第9 議案第62号 平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第9、議案第62号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

2番、横谷巡議員。

2番（横谷 巡君） 議案第62号について質疑いたします。1ページ、今回は繰入金2,000万円計上してあります。国民健康保険は今非常に社会保険のほうになられる方が多くなっておりますし、どちらかというとなら低所得者、弱者の健康保険であります。一方では医療費が高いということで、果たしてこの平成28年度、今の実情から2,000万円の繰り入れで運営ができるのかが1点と、30年度に都道府県単位、県一本化になりますけれども、29年度予算確保の面からまた繰り入れが必要なのか、その見通し等について質疑をいたします。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それではただいまの質問にお答えいたします。まず一般会計からの繰入金2,000万円で運営ができるかということですが、一応平成28年度の現在9月の請求分までで今後の医療費の推計を行っております。一般療養給付費につきましては、平成26年、27年と下がってきたところですが、それでも、本年度は現在のところ月平均が2,463万1,000円ということで、増加している傾向にありまして、1,310万円不足する見込みをしております。それから高額療養費の方も同じく増加しておりまして、月平均が437万円ということで、今後377万1,000円不足するのではないかとということで一般会計のほうから2,000万円を繰り入れさせていただいております。平成29年度以降の予算ですけれども、現在平成30年度から都道府県のほうに財政運営主体のほうに移行されるということで、県のほうで保険税の試算を今されております。年を明けてから通知等がいくてくると思いますが、このままの医療費でいきますと、かなり厳しい運営状況になると思います。まず医療費の削減とかですね、そういった事業を展開しながら医療費の削減を図って、税負担につきましてはですね、先ほど議員がおっしゃいましたように、社会保険のほうに移行になっている方も多くて、低所得者が多いので、あと高齢者の人たちも多いということでそこら辺は勘案しながらできるように予算の執行も適正に行っていきたいと思っております。平成29年度はそういった感じで、繰り入れも今編成時期でありますので、試算を行いましてやっていきたいと思いますが、多分多くなるのかなという見込みはあります。

2番（横谷 巡君） はい、終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 議案第62号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）について、質疑をいたします。今回の補正予算の大きなものは、先ほど来質疑も出ておりますように一般会計からの2,000万円の繰り入れ、これを給付費に充てるというようなものであろうかと思っております。そこで平成28年度を何とかこれで乗り切って、平成29年度もさらなる繰入金等を投入して乗り切っていこうということですが、その次の平成30年からは県下1本となった運営となるようであります。その中で、おとといでしたか村長のあいさつの中でも、国のほうとしては国保会計全体に占める国の割合を減らして、県の負担金を多くして運営していただきたいというような動きであります。本当にそのような動きになっておりますか。国保全体の運営についての村長あるいは担当課長の思いが聞ければと思います。

議長（秋丸安弘君） 村長。

村長（内山慶治君） 初日の冒頭のあいさつで申し上げましたとおり、その国保の全国大会の一番のその要請事項といいますが、要望事項といいますが大会の主旨といいますが、は、その、国の国保会計に対する支出を減らすんだというような情報でございました。もちろんそれは社会福祉のための税金としてですね、消費税を考えられていたわけでありまして、消費増税がなされていないということもあるのかもしれませんが、その付近の動きがあっているようでもあります。まだ確定ではありません、もちろん。ただ今後のそういう動きの中で、山江村として考えなくちゃいけないということは、先ほど横谷議員も言われましたとおり、国保の方はどちらかというとお年寄りだったり、農業者だったり、個人事業者だったりするわけでありまして。要するに、社会保険対象外の方でありますので、ある意味では生活的にそんなに裕福でもない方も含まれておりますので、年金者であったりですね、ということがありますので、その負担税の行方というのを非常に心配をしているところであります。平成30年からは熊本県が統一してその運営を行うと連合で運営を行うということになっておりますけれども、県のほうでは将来的には税率は1本化したいという方向のようでもあります。ただ、現在の情報を得ますと、国保税が安いところと高いところでは2倍の違いがあるということでもありますから、当初はその実績に応じて国保税を課税しながら、将来的にはそれを緩和していくというような方向になろうかというふうに予測をしているところであります。ただ予測の段階でありまして、先ほど言いました国保の動きもですね、そう決まったわけではありませぬので、非常に地方にとりましては大きな社会保障費の負担というふうになりますので、引き続き各種山江村民の福祉また国保を守るためにもですね、全国的に同じ仲間と連携しながら声を上げていきたいと思っておりますし、議員の皆様方もよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（秋丸安弘君） 松本佳久議員。

10番（松本佳久君） 本年度もこれまでも随分と村民の健康のためにいろいろな事業をやってきてもらっております。昨日おとといの話でも、予防医療や予防介護、これが一番大事なんだ、そして健康長寿の村をつくるんだということで、今もやってもらっておりますが、さらに来年再来年と、新しいことといいますが力を入れてみんなが健康になっていくようにされますか。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。ただいまありました質問ですけれども、現在介護予防事業として、こつこつ健康クラブとか、元気が出る学校、それから元気が出る大学等々高齢者に向けた予防の事業等々、あと健診の受

診率の向上に向けた勧奨、保健指導等を行っております。来年度は平成29年度から介護のほうの改正がありまして、総合支援事業という形で少しメニューが変わるところもありますので、健康福祉課全体となっておりますね、いろんな事業を展開しながら健康増進と健康寿命の増進に向けて、また事業等考えながら進めていきたいと考えております。

10番（松本佳久君） 終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） ただいまの議案第62号、国保補正予算（第3号）ですけれども、ページは6ページです。一般被保険者高額療養費、一応補正額690万円あります。合計が5,082万7,000円となっております。高額療養費補助のこの現状をお願いしたいと思います。

議長（秋丸安弘君） 一二三健康福祉課長。

健康福祉課長（一二三信幸君） それではお答えします。高額療養費補助につきましては、一応世帯のほうで医療費の上限が所得等により決められておりますので、それを超えた分にかかった療養費の支給になります。平成25年度は一般のほうで4,866万4,989円、平成26年度が4,619万1,251円、平成27年度は4,455万794円、平成28年は見込みで5,082万7,000円というところで計算をしております。理由につきましては、入院患者が多いとかですね、あと高額な治療が必要な方とか低所得者が多いというのもありまして、その給付にかかる分ということだと思います。

議長（秋丸安弘君） 西孝恒議員。

4番（西 孝恒君） 今後ますますですね、高額療養費が上がっていくかと思えます。厳しい現状かと思えます。終わります。

議長（秋丸安弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第9、議案第62号、平成28年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決す

ることに決定いたしました。

-----  
日程第10 議案第63号 平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)

議長(秋丸安弘君) 次に、日程第10、議案第63号、平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)を議題とし、質疑を許します。

質疑ありませんか。

10番、松本佳久議員。

10番(松本佳久君) 議案第63号、平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第3号)について、質疑をいたします。今回の補正の主なものは、財源組み替え、これまで地方債でやろうとしていた工事費を補助金で、国県支出金でやられるという山江村にとってはありがたいことだと思っております。これはどこのところをどのように工事されるのかお伺いします。

議長(秋丸安弘君) 白川建設課長。

建設課長(白川俊博君) それではご質問についてお答えいたします。今回計上しました国費につきましては、当初から計画をしておりました椎谷地区への区域拡張に伴う補助事業でございます。これにつきましては現在尾崎地区については高触地区まで給水区域となっております、それから下流域の椎谷地区までを行う工事の分の財源の今回組み替えした内容でございます。

以上でございます。

議長(秋丸安弘君) 松本佳久議員。

10番(松本佳久君) これは水道事業であります。このような特別会計に限らず一般会計でもいろいろな行事をされております。そのようなときにですね、村内業者の育成については、執行部はどのように考えておられるか。例えば指名業者選定にあたって、村内業者はできるだけ入っていただくというか、どのような方針で業者指名をされているか質疑をいたします。

議長(秋丸安弘君) 豊永総務課長。

総務課長(豊永知満君) 業者の指名につきましては、担当課のほうから上がってきます業者、それをもとに指名しておるわけでございますが、村内を主についていうかですね、村内業者を指名するようにしております。業者のランク付けがありますので、そのランクによりまして、村内の業者をランクによって指名するということにしております。

10番(松本佳久君) 終わります。

議長(秋丸安弘君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第10、議案第63号、平成28年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第11 議案第64号 平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第11、議案第64号、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第11、議案第64号、平成28年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- - - - -

日程第12 議案第65号 平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第12、議案第65号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第12、議案第65号、平成28年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第13 議案第66号 平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第13、議案第66号、平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、日程第13、議案第66号、平成28年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第14 議案第67号 平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第14、議案第67号、平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



議長（秋丸安弘君） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第67号、平成28年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）については、原案とおり可決することに決定しました。

- - - - -

日程第15 委員会の閉会中の継続審査の件

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第15、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。産業厚生常任委員長より、目下委員会において、審査中の事件について会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

従って、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

- - - - -

日程第16 議員派遣の件

議長（秋丸安弘君） 日程第16、議員派遣の件を議題とします。お手元に配付しております議案のとおり、議員を派遣するものであります。

お諮りします。会議規則第126条の規定により、議案のとおり議員派遣をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、議案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま、議員派遣の件が決議されましたが、派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定については、議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

- - - - -

日程第 17 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）

議長（秋丸安弘君） 次に、日程第 17、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長から、会議規則第 74 条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をしたい主旨の申し出があります。よって、委員長申し出のとおり継続調査をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。会議規則第 44 条の規定により、本会議で議決された事件、条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認めます。

従って、本定例会において議決した事件の条項、字句、数字、その他整理を議長に委任することに決定いたしました。

-----

議長（秋丸安弘君） これで、本定例会の会議に付されました事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋丸安弘君） 異議なしと認め、平成 28 年第 7 回山江村議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

-----

閉会 午前 11 時 10 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員